

平成29年第2回西予市議会定例会会期日程表

会期6月2日(金)～6月22日(木)

(会期21日間)

月 日	曜日	日 程	備 考
6月 2日	金	本会議(開会)	<ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会(午前9時開会) ・理事者提案理由説明 ・質疑 ・即決議案採決 ・各委員会協議会
6月 3日	土	休 会	
6月 4日	日	休 会	
6月 5日	月	休 会	
6月 6日	火	休 会	
6月 7日	水	休 会	
6月 8日	木	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問(午前9時開会)
6月 9日	金	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問(午前9時開会)
6月10日	土	休 会	
6月11日	日	休 会	
6月12日	月	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問(午前9時開会) ・質疑、各委員会付託
6月13日	火	休 会	
6月14日	水	常任委員会	
6月15日	木	常任委員会	
6月16日	金	常任委員会	予備日
6月17日	土	休 会	
6月18日	日	休 会	
6月19日	月	休 会	
6月20日	火	休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・討論通告〆切
6月21日	水	休 会	
6月22日	木	本会議(閉会)	<ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会(午後1時開会) ・委員長報告 ・質疑・討論・採決

平成29年第2回西予市議会定例会会議録（第1号）

- | | | | |
|------------------|-------------|-----------------------|--------|
| 1. 招集年月日 | 平成29年6月2日 | 明浜支所長 | 山下 玉 |
| 1. 招集の場所 | 西予市議会議場 | 野村支所長 | 尾下 孝二 |
| 1. 開 | 会 平成29年6月2日 | 城川支所長 | 高橋 司 |
| | 午前10時00分 | 三瓶支所長 | 中須賀 敏幸 |
| 1. 散 | 会 平成29年6月2日 | 消防本部消防長 | 西川 傳 |
| | 午前11時08分 | 総務課長 | 宇都宮 裕 |
| 1. 出席議員 | | 財政課長 | 山住 哲司 |
| 1番 | 宇都宮 久見子 | 監査委員 | 正司 哲浩 |
| 2番 | 信宮 徹也 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 3番 | 宇都宮 俊文 | 事務局長 | 道山 升文 |
| 4番 | 加藤 美香 | 議事係 | 三好 祐介 |
| 5番 | 中村 一雅 | 1. 議事日程 | 別紙のとおり |
| 6番 | 河野 清一 | 1. 会議に付した事件 | 別紙のとおり |
| 7番 | 佐藤 恒夫 | 1. 会議の経過 | 別紙のとおり |
| 8番 | 山本 英明 | | |
| 9番 | 竹崎 幸仁 | | |
| 10番 | 小玉 忠重 | | |
| 11番 | 源 正樹 | | |
| 12番 | 井関 陽一 | | |
| 13番 | 菊池 純一 | | |
| 14番 | 中村 敬治 | | |
| 15番 | 二宮 一朗 | | |
| 16番 | 兵頭 学 | | |
| 17番 | 小野 正昭 | | |
| 18番 | 宇都宮 明宏 | | |
| 19番 | 森川 一義 | | |
| 20番 | 藤井 朝廣 | | |
| 21番 | 酒井 宇之吉 | | |
| 1. 欠席議員 | | | |
| | なし | | |
| 1. 会議録署名議員 | | | |
| 21番 | 酒井 宇之吉 | | |
| 1番 | 宇都宮 久見子 | | |
| 1. 地方自治法第121条により | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市長 | 管家 一夫 | | |
| 副市長 | 河野 敏雅 | | |
| 教育長 | 保木 俊司 | | |
| 総務企画部長 | 宗 正弘 | | |
| 会計管理者 | 山口 正人 | | |
| 公営企業部長 | 三好 敏也 | | |
| 産業建設部長 | 山岡 薫彦 | | |
| 生活福祉部長 | 酒井 信也 | | |
| 教育部長 | 松川 伸二 | | |

議 事 日 程			下水道事業特別会計補正 予算（第1号）
1	会議録署名議員の指名 （21番 酒井宇之吉、1番 宇都宮久見子）	議案第 64号	平成29年度西予市簡易 水道事業特別会計補正予 算（第1号）
2	会期の決定 （6月2日～6月22日 21日間）	議案第 65号	平成29年度西予市水道 事業会計補正予算（第1 号）
3	議案第 50号 西予市移住交流体験施設 の設置及び管理条例制定 について	10 報告第 1号	平成28年度西予市一般 会計継続費繰越計算書の 報告について
4	議案第 51号 西予市教職員宿舍条例の 一部を改正する条例制定 について	報告第 2号	平成28年度西予市一般 会計繰越明許費繰越計算 書の報告について
	議案第 52号 西予市保健センター及び 保健福祉センター条例の 一部を改正する条例制定 について	報告第 3号	平成28年度西予市一般 会計事故繰越し繰越計算 書の報告について
	議案第 53号 西予市農業集落排水処理 施設使用料徴収条例の一 部を改正する条例制定に ついて	報告第 4号	平成28年度西予市公共 下水道事業特別会計繰越 明許費繰越計算書の報告 について
	議案第 54号 西予市野村介護老人保健 施設事業の設置等に関す る条例の一部を改正する 条例制定について	報告第 5号	平成28年度西予市病院 事業会計予算繰越計算書 の報告について
5	議案第 55号 西予市過疎地域自立促進 計画の変更について	報告第 6号	平成28年度西予市野村 介護老人保健施設事業会 計継続費繰越計算書の報 告について
	議案第 56号 辺地に係る公共的施設総 合整備計画の変更につい て	11 報告第 7号	専決処分事項の報告につ いて
6	議案第 57号 西予市農業委員会委員の 任命について		
7	議案第 58号 西予市営土地改良事業の 施行について		
8	議案第 59号 平成29年度西予市一般 会計補正予算（第2号）		
9	議案第 60号 平成29年度西予市国民 健康保険特別会計補正予 算（第1号）		
	議案第 61号 平成29年度西予市後期 高齢者医療特別会計補正 予算（第1号）		
	議案第 62号 平成29年度西予市介護 保険特別会計補正予算 （第1号）		
	議案第 63号 平成29年度西予市公共		

本日の会議に付した事件

本日の会議に付した事件				水道事業特別会計補正予算（第1号）
1	会議録署名議員の指名			
2	会期の決定	議案第	65号	平成29年度西予市水道事業会計補正予算（第1号）
3	議案第 50号 西予市移住交流体験施設の設置及び管理条例制定について			
4	議案第 51号 西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について	10	報告第 1号	平成28年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について
	議案第 52号 西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について		報告第 2号	平成28年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
	議案第 53号 西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について		報告第 3号	平成28年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
	議案第 54号 西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について		報告第 4号	平成28年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
5	議案第 55号 西予市過疎地域自立促進計画の変更について		報告第 5号	平成28年度西予市病院事業会計予算繰越計算書の報告について
	議案第 56号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について		報告第 6号	平成28年度西予市野村介護老人保健施設事業会計継続費繰越計算書の報告について
6	議案第 57号 西予市農業委員会委員の任命について	11	報告第 7号	専決処分事項の報告について
7	議案第 58号 西予市営土地改良事業の施行について			
8	議案第 59号 平成29年度西予市一般会計補正予算（第2号）			
9	議案第 60号 平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）			
	議案第 61号 平成29年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）			
	議案第 62号 平成29年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）			
	議案第 63号 平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）			
	議案第 64号 平成29年度西予市簡易			

開会 午前10時00分

○議長 ただいまの出席議員は21名であります。これより平成29年第2回西予市議会定例会を開会いたします。

管家市長より今定例会招集の挨拶があります。

管家市長。

○管家市長 平成29年第2回西予市議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

先の臨時会で、正副議長、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の選任がなされたところでございますが、兵頭前議長、菊池前副議長を初め、各常任委員会の皆様におかれましては、一方ならぬご支援、ご協力を賜り、まことにありがとうございました。心より厚く御礼申し上げます。また、新しく議長に就任されました宇都宮議長を初め、源副議長並びに各常任委員会委員の皆様方には、円滑な市政運営につきまして、特段のご協力を賜りますようお願いいたしますとともにご活躍をご祈念申し上げます。

さて、去る2月6日に発生しました野村町予子林の大規模火災から間もなく4カ月がたとうとしております。これまでに市内外の多くの皆様から義援金等、温かいご支援をいただき、改めまして厚く御礼申し上げますとともに、引き続き地域の復興に向けて取り組んでまいりますので、市民の皆様を初め、議員各位のご理解、ご協力をお願いいたします。

このたびの火災は、気象状況や建物の立地状況などさまざまな要因が重なったことにもよると考えておりますが、一方で過疎化や高齢化が進む中での昼間における地域消防力の低下という新たな課題も顕在化したところであります。このため、市全体の問題として昼間の消防力強化に向け、消防署と消防団の連携強化を視野に入れた新たな機能別消防団の創設や地域の実情に応じた消防団定数を改正するほか、団員数の減少に歯どめをかけるための対策や地域消防力の強化と具体的な検討を進めているところでございますので、何とぞご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、去る5月25日に東京で開催されました日本ジオパークネットワーク通常総会に参加させていただきました。現在、43の地域が日本ジオパークとして認定を受けておりますが、ユネスコの正式事業化を受けて、日本ジオパークもユネス

コのガイドラインに準拠した形でジオパークを推進するよう求められており、平成29年の新規認定申請プレゼンテーションを行った4地域のうち、2地域は次の段階の現地審査が見送られるという厳しい結果になったとお聞きしております。こうした中で本年度4年に1度の再認定申請時期を迎えた四国西予ジオパークであります。認定時の課題解決と市民の皆様のジオパーク活動への参画など取り組みの強化を図り、再認定に向けて準備を整えたいと考えているところであります。来る6月19日には、四国西予ジオパーク推進協議会総会に合わせて、ジオパークの再認定に向けての講演会も開催することとしております。議員の皆様にもぜひご参加をいただき、よろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会でございますが、議員の皆様からの一般質問にお答えするとともに、計画の変更を2件、条例制定1件、条例改正4件、補正予算7件、予算繰り越しにかかわる計算書の報告6件、専決処分事項の報告1件など、計23件を上程し、ご審議をお願い申し上げます。

諸議案の提案理由につきましては、上程の際に説明いたしますので、慎重にご審議いただき、それぞれご承認、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上、招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元のタブレットに配信しておりますのでお目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元のタブレットに配信のとおりであります。

(日程1)

○議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に、21番酒井宇之君、1番宇都宮久見子君の両名を指名いたします。

(日程2)

○議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から6月22日までの21

日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日から6月22日までの21日間と決定いたしました。

(日程3)

○議長 次に、日程第3、議案第50号「西予市移住交流体験施設の設置及び管理条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 議案第50号「西予市移住交流体験施設の設置及び管理条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、移住希望者及び地域住民等の交流事業の一環として移住体験の場を提供し、交流人口拡大及び地域活性化を図るため、その施設の設置及び管理条例を定めるものであります。

本施設は、都市部で開催される移住フェア等で広く紹介し、多くの移住希望者等が実際の西予市の暮らしを気軽に体験でき、本市の魅力を感じていただくことで移住へとつなげていくものであります。なお、本施設は浜浜町の狩江教職員宿舎のうち、一戸を利活用することから、本条例の制定に伴い、西予市教職員宿舎条例につきましても所要の改正を行っております。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程4)

○議長 次に、日程第4、議案第51号「西予市教職員宿舎条例の一部を改正する条例制定について」から議案第54号「西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの4件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

松川教育部長。

○松川教育部長 議案第51号「西予市教職員宿舎条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市では、現在52戸の教職員宿舎を管理しておりますが、近年の持ち家の普及、また道路交通網の整備等によりまして、教職員の利用は減少し

ております。このような状況の中、公共施設の有効活用と維持管理経費の削減を図るべく、西予市公共施設等総合管理計画に基づき、三瓶町の周木校長住宅及び周木教職員住宅を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

当施設は、周木小学校の教職員宿舎として建設され、平成26年3月末の周木小学校閉校後は、教職員以外の方にもその利用を認め運用していましたが、近年は老朽化等による利用率の低下が見られることから、当施設の転用及び除却を予定しております。なお、今後におきましても、市の財政状況も勘案した上で、教職員宿舎のあり方を検討してまいります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 議案第52号「西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市では、市民の健康保持及び福祉の向上を図るため、西予市保健センター及び保健福祉センターを市内4カ所に設置をしております。

今回の改正は、平成29年8月末日をもって、西予市城川保健福祉センターの機能を城川支所等へ移転することから、同保健福祉センターを廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 議案第53号「西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

農業集落排水処理施設につきましては、現在、宇和町内の7処理区及び野村町内の3処理区が稼働しております。平成28年度末時点における接続率は約80%となっており、処理区域内人口8,835人に対して、7,038人の方が接続され、利用者の使用料徴収等により施設の適正な維持管理が行われているところでございます。

今回の改正は、農業集落排水処理施設使用料の徴収方法を明確にするため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 三好公営企業部長。

○三好公営企業部長 議案第54号「西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、西予市野村介護老人保健施設つくし苑の増築に伴い、入所定員を80人から100人に、通所者数を25人から35人に変更するものであります。

このことにより、介護サービス計画に基づく適切な介護及び機能訓練のほか、必要な医療等をより多くの皆様に提供するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程5)

○議長 次に、日程第5、議案第55号「西予市過疎地域自立促進計画の変更について」及び議案第56号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 議案第55号「西予市過疎地域自立促進計画の変更について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市は、平成28年4月に過疎地域のさまざまな課題を解決するための過疎地域自立促進計画を策定し、総合的かつ計画的な対策を実施しているところであります。

今回、産業振興及び福祉の向上を図るため、平成29年度に過疎対策事業債を活用して実施する6事業を新たに追加いたしました。

新たに追加した主な事業は、城川地質館にかわる四国西予ジオパークの新たな拠点施設として、城川支所の隣接地に建設するジオパーク拠点施設整備事業や、多様化する保育ニーズに対応するため、社会福祉法人が整備する認定こども園の経費の一部を助成する事業でございます。そのほか、森林作業の合理化と有効活用を図るための林道開設事業や、市内の消費喚起及び雇用の促進、商店街のにぎわいの創出を図るため空き家、空き店舗の利活用、プレミアム商品券の発行、創業支援に係る事業を追加いたしております。

これら事業の追加に伴う、本計画の変更について、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第56号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市におきましては、野村町、城川町及び明浜町並びに三瓶町において、18の地区が辺地の指定を受けており、そのうち13の地区において辺地総合整備計画を定めております。

このたび野村町、片川、長谷、西、予子林、惣川・小屋、及び大野ヶ原、並びに城川町、遊子谷及び野井川辺地において、市道、林道、及び消防施設整備における事業費の修正が必要となりました。

これに伴いまして、国に新たな辺地総合整備計画及び変更計画を提出するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上、2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程6)

○議長 次に、日程第6、議案第57号「西予市農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長 議案第57号「西予市農業委員会委員の任命について」提案理由のご説明を申し上げます。

このたび、農業委員の辞任に伴い、補欠委員の推薦及び募集を行った結果、宇和地区より兵頭義雄氏が推薦されました。氏は農業にかかわる豊かな経験から地域農業の実情全般に通じておられ、人格識見も高く、農業委員として適任者であると考えられますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項に基づき、議会の同意を求めるとあります。

候補者の経歴等につきましては、別冊の人事案件に係るものの略歴の資料を参照ください。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第57号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第57号「西予市農業委員会委員の任命について」は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(日程7)

○議長 次に、日程第7、議案第58号「西予市営土地改良事業の施行について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 議案第58号「西予市営土地改良事業の施行について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成29、30年度の2カ年計画で野村町坂石地区において、農地耕作条件改善事業による団体営土地改良事業を施行することに伴い、西予市営土地改良事業施行条例第5条の規定により、その事業の概要について、議会の議決を求めるものであります。

事業内容につきましては、暗渠排水の新設により、湿田の排水能力を高めて、乾田化を行い、これにより農地管理の省力化、維持管理費の低減及び生産性の向上を図るものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程8)

○議長 次に、日程第8、議案第59号「平成29年度西予市一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長 議案第59号「平成29年度西予市一般会計補正予算(第2号)」について、提案理由のご説明を申し上げます前に、国の平成29年度予算における地方財政の見通しを踏まえた地方に求める取り組み、また、最近の経済財政諮問会議における協議の中で、地方への影響があるものについて、少し触れさせていただきます。

政府は、長く続いたデフレからの脱却を目指し、アベノミクス3本の矢に続き、戦後最大の名目GDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロを掲げる新3本の矢を放ち、経済再生と財政健全化の両立と一億総活躍社会の実現を目指した予算を編成し、少子高齢化という構造問題の対応と経済成長と分配の好循環の実現に向けた取り組みを進めるものとなっております。

地方財政におきましては、安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額については、前年度を上回る水準を確保されておりますが、今後の厳しい財政状況と税財政制度上の対応を見通し、簡素で効率的な行財政システムを構築し、質の高い公共サービスを効率的、効果的に提供することが必要であるとしており、地方に対してさらなる行財政改革を求められることは必至であります。

具体的には、行政情報システムのクラウド化、公営企業及び第三セクター等の経営健全化、適正な定員管理と人事評価の活用による給与制度の見直し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理などが示されております。

また、その論議を注視するとされている経済財政諮問会議におきましても、地方行財政サービスの地域差や非効率原因の徹底分析、各種基金や地方単独事業の実態分析の必要性などの意見が出されており、今後の単独自治体にとどまらない改革や見直しを求められることが想定されます。特に基金については、財政力の低い自治体が財政規模に対して積立額の割合が大きいことに着目されているようです。

ご存じのように、当市は県内の市の中では、財政力指数が最も低い団体であります。厳しい財

政状況の中にありながら、事務事業の精査を重ね、国、県等の補助金及び交付税措置のある有利な起債の活用などに努め、何とか財政の健全性を維持してまいりました。そして、こうした財政運営上の努力の中で、今後の厳しい財政状況を見通し、将来における緊急な歳出、あるいは必要な事業の実施に備え、各種基金の積み立てを行ってまいりました。これは、市民の皆様を含め、市全体で取り組んできた結果であります。

基金積み立ての背景には、それぞれの自治体の事情や努力があり、単に積立額の大小だけで判断されるようなことがあってはならず、今後の基金に関する国の方針に対しては、注視する必要があると考えております。

行財政改革につきましては、当市では、昨年度実施いたしました窓口改革モデル事業、オフィス改革モデル事業など業務の効率化を目指した取り組みを推進しているところであります。先般、当市も西予市イクボス宣言をいたしました。官民間問わず全国的に働き方改革が叫ばれていますが、その前提には、業務の効率化と生産性の向上があると考えております。今後、業務の進め方や組織体制など、庁内の横断的な見直しを行い、行政コストの低減を図りつつ、行政サービスの安定的な提供と働き方改革の実現に努めてまいりたいと考えておりますので、市民の皆様、議員の皆様のご理解、ご協力をお願いするところであります。

さて、今回の補正予算であります。主な内容としていたしましては、人事異動等に伴う職員給与費及び臨時職員雇用経費の調整、国県支出金の内示額変更に伴う財源調整や事業費の増減のほか、緊急に対応する必要が生じた事業費などを計上しており、既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ1億4,377万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を269億8,791万5,000円と定めるものであります。

主な内容としていたしましては、卯之町「はちのじ」事業における駅前エリア整備事業で事業予定地の用地確保のめどがたったことによる用地費及び補償費、宇和地区における公立保育園につきまして、平成30年4月からの民営化を検討しており、これに係る諮問機関の設置運営に係る経費、地域医療、医療行政の一体的な推進を図るための西予市医療対策プランを年度内に策定する予定であり、これに要する事務費等の経費、産地の高収

益化に向けた取り組みを支援として農業法人に対する補助、ジオパークのものがたりと西予市の産品を結びつけ地域産品の魅力向上、販売力向上を目指すため、西予市特産品のPR動画の作成経費、女性消防団員で構成する明浜分団の軽可搬ポンプの更新経費、野村小学校における通級指導教室の新設に伴い必要となる機器等の導入経費、また国県支出金の内示額の変更に伴う道路改良事業等の財源調整及び事業費の調整などとなっております。

歳入につきましては、土木費国庫補助金の減額のほか、国県支出金、基金繰入金、地方債等を充てるとともに、人事異動に伴う人件費の調整などにより財政調整基金繰入金を減額し、収支均衡を図っております。また、道路改良事業費の増減に伴い、地方債の補正を行っております。

以上が、今回の補正予算の概要でありまして、詳細な点につきましては、担当課長から補足説明させていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 山住財政課長。

○山住財政課長 それでは、予算書に沿いまして、歳出から補足説明を申し上げます。

まず、今回の補正予算の主なものといたしまして、4月の人事異動に伴います人件費の調整がございます。一般会計全体の職員給与費等の人件費につきましては、1款議会費から10款教育費まで各科目の総額で7,910万2,000円を減額いたしております。

それでは、人件費の調整以外で、補正の主なものにつきまして、ご説明いたします。

予算書の18ページをお開き願います。

総務費8項1目地域振興費、地域おこし協力隊事業98万9,000円ですが、今年度中に任期を終了する隊員が退任後、市内に定住し起業するに当たっての支援補助金を支給するものであります。

19ページをお開き願います。

9項3目ジオパーク推進事業費、ジオパーク拠点施設整備事業370万5,000円ですが、建設予定地の地質調査及び測量に係る経費を計上し、事業の進捗を図るものであります。

4目卯之町はちのじ事業費、駅前エリア整備事業2,160万円ですが、JR卯之町駅前に計画する交通広場予定地の用地交渉が調ったこ

とから、用地費及び補償費を計上し、事業の進捗を図るものであります。

22ページをお開き願います。

民生費2項1目児童福祉総務費、保育所(園)管理事業10万8,000円ではありますが、宇和地区内で運営する公立保育園におきまして、民間への移管を推進するために設置する民営化移管先法人選定委員会及び民営化第三者委員会に係る必要経費を計上し、平成30年4月の民営化を目指すものであります。

23ページをお開き願います。

衛生費1項1目保健衛生総務費、医療対策庶務事業10万7,000円ではありますが、今年度設置いたしました医療対策室における事務費等を計上するもので、公立病院及び診療所等における今後の医療行政のあり方を検討し、一体的に推進していくため、地域医療対策会議を設置しまして、西予市医療対策プランを今年度内に策定予定といたしております。

25ページをお開き願います。

2項2目塵芥処理費、野村クリーンセンター管理運営事業19万5,000円ではありますが、同センターに配置するフォークリフトが経年劣化による故障が相次ぎ、業務に支障を来すため更新するものであります。

27ページをお開き願います。

農林水産業費1項3目農業振興費、産地収益力支援事業1,378万5,000円ではありますが、ネギの産地形成を目指し、生産者である農業法人が収益力強化を図るため、選別機や洗浄機等の設備を整備する費用の一部を補助するものであります。

30ページをお開き願います。

商工費1項6目産業創出事業費、ジオブランド推進事業324万円ではありますが、当市の魅力ある地域製品の販売力向上を目指すため、ジオパークのものがたりと西予市産品を結びつけたPR動画を作成し、ジオブランドの普及と販路拡大を図るものであります。

31ページ、続いて32ページにわたります。

土木費2項3目道路新設改良費ではありますが、国庫支出金の内示額の減額等によりまして、今年度の事業計画を見直し、事業量の縮小など全体で1億4,336万9,000円の減額調整を行っております。

5目橋梁新設改良費、橋梁長寿命化修繕計画策定事業2,790万円ではありますが、平成30年度までの点検計画を踏まえ、平成29年度の点検箇所数を追加し、進捗を図るものであります。

4項1目港湾管理費、港湾施設維持管理事業55万3,000円ではありますが、港湾法に基づく港湾施設の定期点検診断につきまして、診断に高度で専門的知識が求められることから、点検診断業務を委託し、点検診断結果に基づき、適正な施設の維持管理に努めるものであります。

33ページをお開き願います。

消防費1項1日常備消防費、消防活動業務事業41万9,000円ではありますが、市内の幼年消防クラブ鼓笛隊に配置しております楽器等が破損しているため楽器の補充を行い、幼年消防クラブの活動を通じまして、幼年期の火災予防思想の高揚を図るとともに、保護者及び地域への防火思想の普及に努めるものであります。

34ページをお開き願います。

3目消防施設費、消防団装備整備事業97万5,000円ではありますが、女性消防団員で構成いたします明浜分団に配備しております軽可搬ポンプが老朽化しておりますため、その更新を行い、消防力の向上を図るとともに、平成31年度の全国女性消防操法大会出場に向け、活動を強化するものであります。

36ページをお開き願います。

教育費2項2目教育振興費、小学校情報教育振興事業67万8,000円ではありますが、野村小学校におきまして通級指導教室の新設に伴い、指導に必要となる機器及びソフトウェア等を導入するものであります。

予算書は前に戻っていただきまして、9ページをお開き願います。

主な歳入につきまして、ご説明を申し上げます。

国庫支出金2項6目消防費国庫補助金、緊急消防援助隊設備整備費国庫補助金1,281万5,000円ではありますが、救急自動車の更新としまして、災害対応特殊救急自動車及び車両に装備いたします高度救命措置用資機材の導入に対して、当初見込まれていなかった補助金の配分内示によりまして計上をするものでございます。

7目教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金504万6,000円、8目総務費国庫補助金

地方創生推進交付金209万4,000円につきましては、国の補助金内示の増額でございます。

一方、国の補助金内示によりまして、2目衛生費国庫補助金、循環型社会形成推進交付金142万6,000円、5目土木費国庫補助金で社会資本整備総合交付金4,634万2,000円、地方創生道路整備推進交付金8,965万3,000円がそれぞれ減額となり、国庫支出金合計ではそれらを合わせまして1億1,746万6,000円の減額となっております。

10ページをお開き願います。

県支出金2項4目農林水産業費県補助金、認定農業者経営改善支援事業費県補助金320万円、産地収益力強化支援事業県補助金1,378万5,000円ではありますが、事業採択を受けまして計上するものでございます。

このほか、各事業の事業費調整等によりまして、特定財源としての地方債、基金繰入金などの調整を行うものであります。

これら歳入全体の調整によりまして、一般財源の減額が見込めるようになりまして、今後の財政運営の安定化を図るため、繰入金で2項1目財政調整基金繰入金を6,943万3,000円減額するものであります。

6ページにお戻りください。

事業費の調整に伴い、地方債補正を行っております。起債の目的別では、緊急防災・減災事業2,780万円、辺地対策事業1,140万円を減額しまして、旧合併特例事業3,320万円、過疎対策事業2,040万円を増額するものであります。

詳細につきましては、11ページから12ページになりますが、国庫支出金におきまして内示額が減少したことによる財源調整などを合わせまして総額で1,440万円増額し、地方債の限度額を全体で38億5,070万円とするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程9)

○議長 次に、日程第9、議案第60号「平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」から議案第65号「平成29年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)」までの6件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 議案第60号「平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明を申し上げます。今回の補正は、人事異動に伴う職員給与費の調整を行うものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ869万円を増額し、事業勘定予算の歳入歳出予算の総額を60億5,223万5,000円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算の補正の主な内容につきましても、人事異動に伴う職員給与費の調整によるものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ108万8,000円を増額し、診療施設勘定予算の歳入歳出予算の総額を2億7,178万9,000円と定めるものであります。

続きまして、議案第61号「平成29年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う職員給与費の調整を行うものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ55万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を6億1,653万5,000円と定めるものであります。

続きまして、議案第62号「平成29年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動に伴う職員給与費の調整を行うものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ131万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を56億8,884万1,000円と定めるものであります。

以上、3議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 議案第63号「平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う職員給与費の調整であります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ177万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億4,429万6,000円と定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 三好公営企業部長。

○三好公営企業部長 議案第64号「平成29年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う職員給与費の調整を行うものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ103万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億5,925万2,000円と定めるものであります。

続きまして、議案第65号「平成29年度西予市水道事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う職員給与費の調整及び水道管布設がえに伴う建設改良費の増額によるものであります。

第2条の収益的支出につきましては、既決いただいております収益的支出に職員給与費89万2,000円を増額し、総額を7億3,418万8,000円といたしております。

第3条の資本的収入及び支出では、既決いただいております資本的収入に負担金99万4,000円を増額し、総額を1億5,013万9,000円とし、資本的支出につきましては、建設改良費2,200万円を増額し、総額を5億577万6,000円といたしております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を補てんする財源につきましては、第3条本文括弧書きのとおりに改めております。

また、今回の補正に伴いまして、議会の議決を得なければ流用することができない経費についても補正を行っております。

以上、2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

（日程10）

○議長 次に、日程第10、報告第1号「平成28年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について」から報告第6号「平成28年度西予市野村介護老人保健施設事業会計継続費繰越計算書の報告について」までの6件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

山住財政課長。

○山住財政課長 報告第1号「平成28年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について」、報告第2号「平成28年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第3号「平成28年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」、報告第4号「平成28年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第5号「平成28年度西予市病院事業会計予算繰越計算書の報告について」、報告第6号「平成28年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算継続費繰越計算書の報告について」、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

平成28年度西予市一般会計、公共下水道事業特別会計、病院事業会計、及び野村介護老人保健施設事業会計における各事業のうち、平成28年度から平成29年度への継続費繰越明許費及び事故繰越しにつきましては、地方自治法施行令第145条第1項、第146条第2項、及び第150条第3項において準用する第146条第2項の規定、並びに地方公営企業法第26条第3項、及び同施行令第18条の2第1項の規定により、それぞれ繰越計算書を添えてご報告申し上げます。

なお、報告第3号の事故繰越しにつきましては、汚泥再生処理施設西予市衛生センター整備事業におきまして、隣接するどんぶり館との連絡橋工事に係る河川管理者との占用協議に不測の日数を要したことによるものでございます。工事につきましては、4月24日に完成をいたしております。

以上、報告6件、よろしくお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより、本案6件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

報告第1号「平成28年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について」から報告第6号「平成28年度西予市野村介護老人保健施設事業会計継続費繰越計算書の報告について」までの6件について、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

(日程11)

○議長 次に、日程第11、報告第7号「専決処分事項の報告について」を議題いたします。

理事者の報告を求めます。

宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 報告第7号「専決処分事項の報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

この専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、別紙のとおり3件の専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長 理事者の報告は終わりました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

6月8日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時08分

平成29年第2回西予市議会定例会会議録（第2号）

- | | | | |
|--------------|-----------|---------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成29年6月8日 | 三 瓶 支 所 長 | 中須賀 敏 幸 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 消 防 本 部 消 防 長 | 西 川 傳 |
| 1. 開 議 | 平成29年6月8日 | 総 務 課 長 | 宇都宮 裕 |
| | 午前 9時00分 | 財 政 課 長 | 山 住 哲 司 |
| 1. 散 会 | 平成29年6月8日 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| | 午前11時49分 | | |

1. 出 席 議 員

- 1 番 宇都宮 久見子
- 2 番 信 宮 徹 也
- 3 番 宇都宮 俊 文
- 4 番 加 藤 美 香
- 5 番 中 村 一 雅
- 6 番 河 野 清 一
- 7 番 佐 藤 恒 夫
- 8 番 山 本 英 明
- 9 番 竹 崎 幸 仁
- 10 番 小 玉 忠 重
- 11 番 源 正 樹
- 12 番 井 関 陽 一
- 13 番 菊 池 純 一
- 14 番 中 村 敬 治
- 15 番 二 宮 一 朗
- 16 番 兵 頭 学
- 17 番 小 野 正 昭
- 18 番 宇都宮 明 宏
- 19 番 森 川 一 義
- 20 番 藤 井 朝 廣
- 21 番 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------|---------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 河 野 敏 雅 |
| 教 育 長 | 保 木 俊 司 |
| 総務企画部長 | 宗 正 弘 |
| 会計管理者 | 山 口 正 人 |
| 公営企業部長 | 三 好 敏 也 |
| 産業建設部長 | 山 岡 薫 彦 |
| 生活福祉部長 | 酒 井 信 也 |
| 教 育 部 長 | 松 川 伸 二 |
| 明浜支所長 | 山 下 玉 |
| 野村支所長 | 尾 下 孝 二 |
| 城川支所長 | 高 橋 司 |

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 道 山 升 文 |
| 議 事 係 | 三 好 祐 介 |

1. 議 事 日 程

別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件

別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過

別紙のとおり

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開議 午前9時00分

○議長 おはようございます。

本日は、このように大勢の方が傍聴にお越しいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は21名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元のタブレットに配信のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、21番酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 改めまして、おはようございます。

愛媛の国体が開催されるに当たりまして、あときょうを含めて114日となりました。本日、私も、この国体に合わせて、西予市で開催される10月1日から10月3日、女子成年ソフト、10月6日から10月8日、相撲につきまして、盛大なる成功をおさめるために、このような応援のために、成功を願って、こういうTシャツを着て、この議場で参っております。西予市市民のひとつ一丸となって、国体が西予市に開催されることを成功に導きますようお願い申し上げます。

議長の許可を得ております3点について、一般質問をしたいと思います。

その前に、一言申し上げたいと思いますけれども、いつも明浜町の区長さんが新しくなりましたら、こうして議会へ傍聴に来ていただけます。我々議員はそれに対して一生懸命になれる。私のように20年続いた議員でも緊張感の中で一般質問をすることができる。これはやはり議員が、一人一人が育つ力と、そして、見られることによって育つという両面がございます。こうして議員は見られること、支えられることによって育っていくものだろうと思っております。議会のほうも市民との意見交換会をやっておりますけれども、こうして区長さんたちが、議員は何をやっているんだろうか、みずから足を運んでいただいて、こういう活動をしていただくことは、議員一人一人、そして議会も、そして市のほうもよくなるのではないだろうかと思います。明浜町の区長さん

だけではなしに、各旧町の区長さんが新任になりましたら、一度は議会の傍聴に足を運んでいただきたいものだ。それがみずから選んだ議員が育っていくであろう、その大きな力になるであろうと思います。私も、きょうは勇気をもって、そして初心に返って、一般質問をいたしたいと思います。

通告いたしております旧東部・西部衛生センターについて、今後の土地利用計画は、面積と実情はにつきまして、お尋ねをいたします。

新しいし尿処理センターができました。その遺産でございます東部・西部衛生センターにつきましては、今のまま、将来、どういうように使うか、どういうように利用していくのか、そのようなところが見えてきておりません。

旧明浜町で田之浜にあの衛生センターが建つときに、旧の町長でありました酒井正直氏が、町長時代で一番しんどかったことはどういうことですかと尋ねましたときに、田之浜へ行って入らせてもらわなかったこと、あの衛生センターが田之浜大崎地区につくるときに、むしろ旗が立ったとき、一軒一軒頭を下げて回ったと。あのつらさが一番、町長をやってつらかったと、こういう話を耳にしております。

この衛生センターが、これから明浜町だけではなしに、東部の野村町の衛生センター、そしてまた、野村町に、本年、使わなくなった可燃ごみの処理センター、このあたりの処理場について、今後、土地の利用計画、面積等の実情等々お示しをしていただいたらと、かように思います。

○議長 管家市長。

○管家市長 皆さんおはようございます。

本日は、一般質問に当たりまして、このように早朝から多くの皆様が傍聴にお出かけいただきまして、本当にありがとうございます。心から感謝申し上げます。

きょうとあす並びに12日月曜日の3日間におあたりまして、8名の議員の皆様から一般質問をお受けすることとなっております。それぞれの質問に対しまして真摯に回答させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

市政運営への根幹にかかわるご質問には私が回答させていただきます。それ以外の専門的分野等の質問につきましては、副市長、教育長、各部長

を中心として回答させていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

さて、先ほど酒井議員さんのほうから、このポロシャツについて発言をいただきましたが、2日の初日から、このように議会の皆さんと理事者が一体となって、ことしの国体を盛り上げろということで、こういうポロシャツを着ながら、市民の皆さん、そして我々も気持ちを高ぶらせて、国体の成功に向けて頑張る意思を表示しておるところでございますが、皆さんの熱い気持ち、私たちと一緒に、72回目を迎えます愛顔つなぐえひめ国体の成功に向けて頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 改めまして、おはようございます。

酒井議員のお尋ねにお答えをしたいと思っております。3点ばかりあったかと思っております。

まず、1点目の面積等の状況について、どのようになっているのかというご質問でございますが、東部・西部衛生センターの面積等については、東部衛生センターについては、昭和54年12月に竣工したもので、築37年を経過しております。敷地面積は1万4,883平方メートルであり、建物の棟数が4棟あり、建築面積は1,893.6平方メートルでございます。西部衛生センターにつきましては、昭和56年3月に竣工したもので、築36年を経過しております。敷地面積は1万2,542平方メートルであり、建物の棟数は2棟で、建築面積は1,537平方メートルであります。

この2施設の地域住民の考え方はどうなっているのかというお尋ねもありましたが、両施設の建築に際しまして、先ほど酒井議員からもおっしゃっていただきましたが、当時、地域の方々の深いご理解とご協力、また、ご努力によって整備されたものと理解をしております。

今回、施設の統廃合により両施設が廃止となりましたが、現在までのところ、それぞれの地域住民の皆様から、今後の利用活用についてのご意見、ご質問はお聞きをしております。

ただ、最近になって、東部衛生センターにおいては、民間事業者から施設利用についての問い合わせはございました。

最後に、建物の処理をどうするのかというようなご質問やったと思うんですけど、両施設につきましては、し尿処理施設という性格上、用途が限られた建物であり、また、老朽化も著しいため、西予市公共施設等総合管理計画に基づき、将来的には関係法令に沿って解体を行う考えでございます。しかしながら、今後において、施設利用等の要望があれば、使用目的や公共性、また、地域のご意見を伺った上で総合的に判断し、施設の有効利用について考えてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 建物の処理とか、地区住民の考えはという質問は後でと思ったんですけども、お答え願いましたので、ありがとうございました。

将来的に解体するとおっしゃられておりますけれども、必要性がなければほとんど解体なされていないのが端々の町村の施設であります。旧明浜西中学校にしろ、そして今回の建物を杞憂するのは、将来、解体するとおっしゃられておりますけれども、中心部の施設につきましては、必要があれば対処してできるわけです。そして、解体そのもの自体には財源的に生の財源を出さなければいけない。これを起債とか、そういう形で解体ができないものか。そして、将来とはいつごろのことを想定されているのか。タヌキや、キツネや、あと空き家の問題を質問をいたしますけれども、そういうすみかになるのではなからうかと。野村の可燃ごみ処理センターについても、そのような杞憂を持っておりますが、計画はどのように組んでおりますか。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 お尋ねの公共施設の解体につきましては、先ほども申し上げましたように、西予市公共施設等総合管理計画に基づき、関係法令に沿って解体を行うこととしておりますが、現時点で生活福祉部所管の西部衛生センター、東部衛生センター、野村クリーンセンターにつきましては、いつごろ、どのようなもののために、どうやって解体するかという具体的なことがまだ整備されておられません。今後の課題とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 私がこうして質問しておりますのも、きょう、田之浜の区長さんたちもきょう傍聴に来られております。あの当時、忌み嫌う施設でありましたこの施設をつくるために、田之浜の方たちがどれだけのエネルギーを費やしたか。そして、どれだけの大きな理解が示されたか。これに対してのやはり気持ちというものを伝えるべきではないだろうか。田之浜の皆様方に、区民の皆様、これからどうしたら田之浜の施設として、また、市の施設として、どのように使ったらいいのか。行政サイドだけではなく、区民サイドからの意見を聴取するお考えはございますか。これはまた野村のほうの施設についても同じことが言えると思いますが、いかがでしょう。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 酒井議員さんお尋ねの今後についてでございますけど、酒井議員さんもお承知のとおり、特に西部衛生センターにつきましては、佐田岬半島宇和海県立自然公園の第3種特別地域に立地しております。建物解体後における跡地の利活用につきましても制限があるものと考えており、県の許可が必要となる場合もあることから、地域住民の皆様からの要望等をお尋ねした後、何らかの希望があれば、県との調整を図る必要があると思います。

ただ、立地的に西部衛生センターの場合は、大崎のほうからおりていくあの道を通って下までおりていくという立地条件がございますので、地域住民の方によくお話を聞かせていただきまして、何らかこういうものはどうだとかいうような要望なり希望がございましたら、検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 想定されるであろう東南海地震が来ますと、あそこはもう完全に廃墟になると思います。それまでにやられるのか、それとも、将来的な解体といいますのがどのような形で進められていくのか。やはり地域の方々が頼むときは頼んだよと。ただし、出るときは後の始末はいつになるかわかんよというようなことではなしに、しっかりと示し、財政的に非常に金額も張りましようけれども、このあたりをしっか

りと誠意をもって当たっていただきたい、かように思っている次第でございます。

次に、空家対策の進捗状況はということでお聞きをさせていただきます。

この問題は、空家問題は、少子・高齢化、過疎等々と随時付随しながら進む問題であろうと、かように思っております。

私は、この件につきましては、空家対策については平成24年6月と平成25年9月に質問を行っております。といいますのは、この件、空家対策につきまして、通学路に、PTAや地区区長さんのほうから、国道のほうに向かって倒れそうな家屋があるが、本人に伝えてほしいという話がありました。そして本人には区の代表者のほうから伝えましたけど、経済的に取り壊すだけの負担能力はないといって、実際は今にも壊れそうになっている実情に合わせて、どうしたらいいものかという質問をさせていただいております。そして、その当時の空家の状況についてもお尋ねをいたしております。

それから、25年の9月でございますけれども、このときにも空家問題について質問をいたしております。当時、九鬼副市長さんが答弁をさせていただいております。新しい国の新法ができてから対応したいというような概略の答弁でございました。それにつきまして、地方自治的な、計画的な、積極的な推進を図りなさいという国からのまず1点。それから、地方自治体、市町村に空家の実態調査を促して、税務情報の活用または立入調査権、そういったものを法的に付与するような内容の法律が国に新法としてできるのではないか。危険な空家を特定空家に指定して、強制執行ができるような内容も組み込まれるのではないか。そして、固定資産税の軽減措置問題がある。この件についても6分の1の規定が国の固定資産税の税法の縛りがあると。このような問題を答弁していただきました。

それから後、国の法律も成立いたしました。それから後の進捗状況、しっかりと頑張ってやっていただいているという情報は聞いておりますけれども、総括的な質問をさせていただきます。いろんな空き家の形態があるわけがございますけれども、分類化された件数等々、西予市の実態について、現況の調査把握はどのようにされておりますか。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 改めまして、おはようございます。私のほう、初めての答弁となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

酒井議員におかれましては、今言われましたように、早期にこういった問題にご協力をいただきまして、本当にありがとうございます。私のほうも掌握しておる分では、最近3件ぐらい、そういった形で地域から、俵津のほうから言われているんじゃないかというふうに担当のほうから聞いております。それにつきましては、1件はもう除却されて、もう1件は多分ことしの予定ということと、あともう1件は、こちらから連絡しておりますが、連絡はまだつかないといったようなところでございます。

さて、酒井議員の空家対策の進捗状況についてのご質問、まずお尋ねのありました空き家対策の現況についてご答弁申し上げます。

全国及び本市の状況ですが、国が5年に一度行っております住宅・土地統計調査によりますと、平成25年度の全国の空家率は13.5%、その中でも愛媛県は上位の17.5%ということが判明しております。これは実質住宅総数で言うと6位で、別荘等の二次住宅を除けば全国で2位というところでございます。さらに県内でも西予市は上位で5位にありまして、19.4%となっております。南予の自治体の平均は20.3%でございます。

ただし、この調査は15分の1の無作為調査によるもので、その後西予市が行った全体調査とは乖離がございまして、市の独自調査のほうがより実数に近く、正確性が高いと思われまふ。それによりますと、市内住宅総数2万5,007件に対しまして空家数は2,082件でございまして、空家率8.3%となっております。市の独自調査は平成26年度に地域づくり組織の協力を得て、西予市全体の調査を実施し、それをもとに、再度、現地調査によりまして、国の法律であります住宅地区改良法に基づいて空家の危険度調査を行い、市内独自の基準でAランクからEランクまで5ランクに分類をいたしております。

最新の数値といたしましては、平成28年度末現在の空家数は、先ほどの数字と若干違いますが、2,118件となっております。内訳といたしまして、Aランクの軽微な修繕により活用可

能な空家は452件で全体の21%、Bランクの管理されていないが当面の危険がない空家は538件で26%、Cランクの管理されておらず損傷が激しい空家は492件で23%、Dランクの倒壊の危険があり緊急に修繕または解体の措置を要する空家は491件で23%、Eランクの倒壊の危険があり解体の措置をすぐさま要する空家は145件で7%となっております。D、Eランクの倒壊の危険性のある空家が全体の3割を占めております。

○議長 酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 空家の数字、%が多少実態と国との違いが出ているのは、国の指定というのは1カ月以上、アパートでも、マンションでも、商店街の店舗でも、1カ月以上あいていた場合は空家に換算されるという規定が国のほうにあります。現在、先ほど言った2,118件につきましては、多分住居であろうと思っておりますが、店舗は入っておるかどうか、アパート、マンションが入っておるかどうかを市の調査はどちらにされてたんか、お聞きをいたします。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 住宅に使っているものと解しております。

○議長 酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 ありがとうございます。

国との実態が違って、そして、それはそれで、西予市の空家対策に対しては実態をしながらやっていくのが現実的であろうと思っておりますので、それで私も了解をいたします。

そして、国の法律ができたといひますけれども、国の法律ができてから、また空家対策を推進していくという答弁が二度ともなされております。先ほど言いました九鬼副市長が答弁された件につきまして、法改正が順調になされたのかどうかをお聞きをいたします。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 それでは、空家対策特別措置法によって、どのような対処というか、どう変わったのかというお尋ねについてご答弁申し上げます。

法律の趣旨を簡単に申し上げますと、市町村による指導等が明確になったものの、行政が主体的に対応するのが解決策ではなく、空家の所有者ま

たは管理者が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないような適切な管理に努めていかなければならないというのが、今回の措置法の趣旨でございます。

具体的に申しますと、空家対策特別措置法が公布され、27年5月に完全施行されました。これによりまして特定空家と定義されます、著しく保安上危険な状態にある空家につきましては、行政が所有者に対して改善に対する指導、助言、そして、勧告及び命令を行い、改善されない場合は、最終的には行政代執行を行うことができることになりました。また、勧告を行うことにより、特定空家等の敷地につきまして、固定資産税の住宅用地特例の対象から除外され、先ほど議員言われました6分の1の適用がなくなりまして、税額が増額されるということでございます。

しかしながら、実際にはできるだけ指導、助言までの段階で、補助金制度を今までもありましたから、そういったものを使って、空家所有者による自主的な除去を促すものであります。さっき言ったようなことの新しい取り組みができるようになったというものでございます。

ただし、この法律では、これらの対策を行うためには、各自治体において空家対策等協議会を設置し、その協議会の中で法律に基づき、西予市でどのように進めていくかといったような具体的な空家対策計画を作成し、実施することとなっております。そのほかにも、この協議会の所管事務として、特定空家の認定に関することや、空家等に関する施策の推進に関すること、広報等により所有者の適正管理義務や、空家利活用を促すことも含まれております。

本市におきましては、本年度4月に西予市空家等対策協議会を設置しまして、協議会を開催して、西予市空家等対策計画を現在作成中であります。10月策定に向けて準備をしているところでございます。したがって、具体的な進め方については、現時点ではまだ確定しておりません。

今後の協議会でまとめていく計画の内容につきましては、必要時に議会や市民の皆様にもお知らせする予定ですので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 空家対策は5年前から議会でも取り組んで、そして、行政視察等々につきましても、何回もやはり空家対策で視察に行っております。そして、その当時は、空家の情報とか、それを総務企画部でやっていた、推進していた。そして、答弁も河野副市長が答弁されていません、前回は。そして、今回は産建部長が答弁されておりますけれども、ある程度、現状把握がなされた後で、西予市の中で建設課のほうへ移管されたのか。以前、建設課のほうはUターンだとか、Iターンだとか、そういう形的时候は建設課が担当してた。そして、現実の調査とか、法的な問題につきましては、総合企画のほうでやっておられたように記憶をいたしておりますが、今度できる空家協議会ができた、推進協議会ができたときには、全部そちらのほうに移管する予定におられるのでしょうか。

○議長 河野副市長。

○河野副市長 今回の議員のご質問についてお答えをいたしたいと思います。

まだどの分野が主になって進めるかということとは決まっております。関連が総務、それから産建ありますので、今回の場合、一番そのノウハウに詳しい産建部長のほうから回答をさせていただきましても、これからは横断的に市役所全体の問題として、この協議会を立ち上げた中で進めてまいりたいと、そのように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 協議会のメンバーにつきましても、配慮しながらメンバー選出をお願いしたいとおきます。これにつきましては、議会のほうも、視察研修へ行きまして、長いこと議会のほうも勉強しております。そういうあたりも、委員の中でできれば考えていただきたいなど、かように思っておりますが、そして、今後の問題でございますけれども、少子・高齢化になって過疎化が進めば進むほど、この空家は進んでいくであろうと思っておりますが、2025年の人口推移の中では、どれぐらいの空家が今後出るんだろうかと。実質8.3%というような住居に関しては説明がございましたけれども、全国13.5%、そして17.5%と、非常に乖離しているところがあると思います。このあたりを今後、将来的に

推移予想はどのようにされるのか。そして、これまで何件か、もう現実に予算を執行しております。取り壊しの補助事業でもやっておりますし、そして、1,600万残っております予算につきましても、今度の繰越明許も上げていただいております。こういう問題について、予算執行の状況、そして、これからの対策は、先ほどお聞きいたしました協議会をこしらえて推進していくであろうと思っておりますけれども、予算の執行状況、今後どれぐらいふえていくのかなど。そういう予想は立てておりますか。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 今後の推移の予想と、それから予算の今までの執行状況ということのご質問がございました。

まず、推移の予想ですが、これにつきましては、正確な統計データは正直なところございませんが、今まで公表されております調査データ、民間調査データ等に基づく全国空家の推移予測から推計しますと、10年後には現在の空家、先ほど言われましたけど、8.3%から約倍増の、2倍の16.7%、さらには、20年後には約3倍の25%に増加することが、今のところ、これは仮の予測ですけれども、そういったことが予測されます。

また、予算の状況ですけれども、先ほども言われましたように、前九鬼副市長のころからそういった取り組みもされていて、今回の法律ができるまでも除却の事業はあったわけですが、そういう危険空家対策として、平成27年から西予市危険空家除却事業を行っております。この事業は、国の補助事業を活用し、危険度の高い空家に対して除却費用の上限100万円に対して80%、ですから、80万円を上限に、その内訳としましては、国が2分の1、その残りを県と市が4分の1ずつ補助するもので、今ほど申しました最大80万円の補助となります。

予算につきましてはですね、大体10件程度の除却予算を確保しております。実施状況としましては、平成27年度には16件の申し込みがありまして、うち対象事業は8件で、実際の実施は5件。28年度につきましては、22件の申し込みがありまして、うち対象事業が12件で、実施が10件。今年度につきましては10件程度を予定しております。この補助事業におきまして、今後

の西予市空家対策計画ができましたら、その実施によりまして、特定空家等に認定されますと、その後の市の助言や指導によって改善されない場合、勧告まで行きますと、除却の補助の対象から外れるということになりますので、できるだけそうならないうちに除却を進めていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 最後に、一言お尋ねをいたしますが、5年前に、通学路に俵津地区の56号線の角っこに1件ありまして、そして、通学路にもう1件、2件あるんです。これがもう相続権になっておりまして、今言いましたように、町外におられる方なので、その方々が、区長さんたちがお願いに行ってもとり合ってくれない。その場合は、今度強制撤去になったら補助対象にならないわけですね。そういう問題が今後出てきたときに、新たにできる協議会のメンバーが、区長さんではなしに、協議会のメンバーが対応していただけるのでしょうか、それだけお聞きをいたします。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 それでは、今のご質問、対応はどうするのかということについてお答えをしたいと思います。

先ほど言いましたように、現状としては、ある程度、こちらもランクとか、先ほど約600件でしたか、30%に当たると把握しておりますので、そういったものを今度協議会にかけていく段階で、事務局案としてですね、そういった支所の協力も得ながら、また、地域の協力も得ながら、そういう状況をお伺いして、そういった特定空家に当たるのかどうかということをお優先度の高いところから審査をしていただくように進める予定でございます。

○議長 酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 ありがとうございます。

空家の問題につきましては、先ほどから申し上げましたように、今後、少子・高齢化、過疎化が進むと同時に、やはり高齢化が進むと同時に、ますます多くなっていくであろうと思っております。私も、20年たてば私の家も空家になるのかなというような不安もございますので、こういうご質問

もさせていただきました。ありがとうございました。

続きまして、働き方対策について、これは私のほうは対策といったしておりますけれども、国のほうの働き方改革が最近よく叫ばれております。オフィス改革もその一環でありましょうし、そして、先ほど、先日、西予市が宣言されましたイクボス宣言、これにつきましても働き方改革の一環であろうと、こういうように考えております。

これも、国のほうも電通の女子職員の自殺から、長時間労働、そして家庭内就業、そして先般もオフィス改革の中で私申し上げましたけれども、IBMの働き方、こういうものも研修に行かせていただいて、その中からいろんな働き方改革がなされているんだなと思っております。

今回の質問につきましては、数年前、中学の先生のお子さん2人、奥さんがおられる方から、その方ではなしに、奥さんのお父さんから、うちの婿さんはもう土曜日も日曜日もない。家庭で子供たちと触れ合う時間もないぐらい、部活動とか、教員の勤務に一生懸命である。すばらしいことであると思うんです。しかし、今回このような働き方改革の問題が出たときに、この働き方でいいのかなど。子供たちの本当の教育になるのかなという疑問が最近わいてきております。とかく教職員の労働時間は、労働基準法等々に従っているのかなというところもありますし、そしてまた、三六協定というのがありますが、そういうものも結ばれているのだろうかというような気がいたしております。特に各中学校の部活動をなされている先生方の勤務時間、働き方については、社会が変わると同時にいろんな問題が提起されているのではないだろうかと思っております。中には中学校の部活動の先生は、自分の車で、自分でガソリン代を出して、そしてそれで生きがい、そしてそれが教育という信念を持っておられる方もおります。そのような中で、私がお尋ねいたしますのは、教職員の労働時間はどうであるのか、各中学校の先生方の勤務時間はどうであるのかをまずお尋ねいたします。

○議長 保木教育長。

○保木教育長 酒井議員お尋ねのお答えを申し上げます。

まず、各中学校の教職員の労働時間ということでありまして、ご存じのとおり、教職員の

正規の勤務時間といいますのは、月曜日から金曜日までの午前8時から午後4時30分まで、休憩時間を除きますと、1日当たり7時間45分が割り振られておるわけでございます。

ただ、平成28年度におきましては、その勤務時間とは別に時間外の勤務が、平日におきまして1日当たり、三瓶中学校で2時間10分、明浜中学校で2時間46分、宇和中学校では3時間23分、野村中学校では2時間46分、城川中学校で2時間51分、5校を単純に平均いたしますと2時間47分になりますけれども、この程度の時間外勤務が発生をしております。

また、土日の勤務状況につきましては、正確な時間の把握はできておりませんが、各中学校が、ことしの4月と5月に休日に部活動を行った割合というのがありまして、それが47%から82%になっております。ほぼ月の半分以上の休日に勤務をしておると、そういう状況であります。

以上でございます。

○議長 酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 ただいま残業の時間のお話があったけれども、これは平均値であろうと思いますので、熱心な教師は、夜遅くまで電気がついているときがありますので、やはり熱心な方と、そして定時に帰られる方と、やはりその差が出ているんじゃないかと思っております。

ここで、お聞きいたしますのは、先般、愛媛新聞に出ました大洲市の教育委員会さんが、大洲市の働き方的な方針を出されました。文部科学省の働き方の指導は、今少しづつ始まっているようでございますけれども、このあたりは、西予市の教育委員会の考え方はどのように考えておられますか。

○議長 保木教育長。

○保木教育長 お答えを申し上げます。

文部科学省におきましても、そうした実態というのは各種調査において明らかになっております。そういう中で、部活動につきまして、それが長時間労働の原因になっていると、そういう認識はあります。今年度、国におきまして、そういう実態を踏まえまして、運動部活動についての総合的なガイドラインというのを検討すべく、今、検討に着手をしたというふうなことを聞いております。その中で、練習時間や休養日の設定、そうし

たものも対象になってくるということでもあります。県教委におきましても、ことし3月に週1回以上の休養日を設定するように、市町村教委に通知もごさいます。

西予市におきましては、平成16年度に市内の中学校間で部活動の休養日についての申し合わせがなされておりますが、次第に形骸化をしていったという経緯がごさいます。したがいまして、今年度4月に、改めまして、校長、体育主任に呼びかけをいたしまして、部活動の担当者にアンケート調査を実施をいたしました。その意見も聞いた上で、現在は中学校の校長会の申し合わせといたしまして、原則週1回以上の休養日を設けること。そして、年間を通して土・日・祝日の半分程度は休養日とすること。さらに、長期休業中の土・日は休養日とする。これを申し合わせをいたしまして、現場の教職員に周知をしたところであります。市教委といたしましては、今後、この申し合わせが保護者等の理解を得ながら定着するように、学校を支援していきたいと思っております。また、引き続き、国の動き等についても注視をしてまいりたいというふうにごさいしております。

○議長 酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 通り一遍の労働時間、勤務時間を指導するというのではなしに、やはり教育というのは非常に難しゅうございまして、一生懸命部活動をやって、そして、自分の時間をもうなくしてでも一生懸命やっておられる方の芽を摘むのも、またこれ問題がある。私はそこへどうしたらそういうものに対してやっていけるかということ工夫をして考えていただきたい。

あれは佐賀県だったと思うんですけども、部活動の一般の方の体育の専門家が来てやるときに、教育委員会が補助をして、その方たちに手当を出してやっているところも、先進地にはあるようございまして。そのような方法論も考えていただきたいなど、このように思っております。やはり一生懸命教育に対してやり方はありましようけれども、芽を摘まないような、情熱に水を差さないような方法も考える必要があると、かように思っております。

また、西予市全体の部活動につきまして、生徒数が減っている中で、今後、部活動の対応というのが非常に難しくなっているように聞き及んでお

ります。これに対して、現状はどうであるのか。そして、今後、中学校の統合までとは言いませんけれども、そのあたりまで考えなければならない状況に来ているんじゃないかと思っております。南中のほうへ明浜からも毎年数人行かれます。そして民間の高校へ専門的な形で行かれる方もおります。中学校2年生で張本君のような卓球のすばらしい教育を親御さんがされるところも出ております。教育の実態も変わりつつありますが、現在の西予市の中学校の部活動は今後どのように考えておられるのか、お聞きを最後にいたしたいと思っております。

○議長 保木教育長。

○保木教育長 まず、教員の勤務のことですけれども、確かに教職員の勤務というのは、我々一般の公務員と比べて特異なところはあると思っております。したがいまして、超過勤務手当制度などについても適用はないということとされております。これは教育という職務が、もともと職員の自発性、創造性に基づく勤務に期待する面が多いところで、そういう特別な取り扱いがなされているわけでありまして、このことでもありまして、従来、ともすれば教育現場においては、個々の教員の勤務は本人の裁量に委ねるということで、勤務時間を管理する意識がやや弱かった面があると思っております。また、教員の間にも、自分のペースで仕事に向き合えるということをやとして、子供のためなら長時間労働はいとわないと、苦にならないという気風がございまして。こうしたことは教育を支える原動力にもなってきたわけでありまして、大切な文化であるというふうにも思っております。が、それが長時間労働の温床になっているという面もあると感じております。

したがいまして、部活動につきましても、人間教育の一環として深くかかわりたいという教員もおられるわけでありまして、一方で、その専門外の部活、これに負担感を感じたり、あるいは子育てや老後など、家庭生活との両立に悩む者がいるということも実態であります。そうした中で、こういう献身的な勤務にいつまでも期待するということだけはいかんと思っております。

市教委としては、教員の意識改革を図って、ワークライフバランスという視点に立った取り組みを促すということが大事かと思っております。従来、ともすれば子供たちに目を向ける生活をする

余り、地域あるいは社会とのつながりが乏しいとも言われております、そういう働き方は見直していかなければならないというふうに考えております。また、勤務時間の管理をきちんと行うというように、そして、過重な負担になっている教員に対して、管理職が適宜目配りをしていくということ、あるいは、その職場の助け合いの雰囲気、チーム学校と言われておりますけれども、そうした状況をつくっていくというようなことも取り組んでいかなければいけないと考えております。

そんな中で、子供たちが減少して、部活の将来はどうなるのかというご心配をいただいております。確かに現在の部活、生徒数が多いところは多くの種目に取り組んでおります。半面、生徒数が減少をして、限られた部活にしか取り組めないというような実態もございます。さらに、それが募りまして、今は連合チームでの参加でありますとか、あるいは部活の募集停止といったものが行われてきているというような実態もございます。今後、その生徒の減少ということについては、なかなか学校現場では手の打ちようがないという部分はありますけれども、そうした中で、子供たちが部活、これを利用して人間的な成長をしていけるような、そういう環境なり手助けをしていかなければならないということを感じております。

以上でございます。

○議長 酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 教育長さんは、県の教育の関係の立場におられましたので、すばらしい発想で、すばらしい答弁をいただきました。これにつきましても、国のほうも、現在、教育の高校無償化だとか、そして、いろんな奨学金とか、貧しい子供たちがふえていると。そして勉強ができないと。そして奨学金の返納率が悪いと。そういう問題を抱えた中で、いろいろと国のほうが、今、動き始めているように思っております。

先ほど教育の部局だけではいけないということでございますので、市長のほうも、やはりこの教育というものは百年の計でございますので、そのあたりをしっかりと考えていただきまして、西予市の子供たちが未来に向かって飛び立てるような教育環境、そして、教育をお願いいたしまして、私の一般質問といたします。ありがとうございました。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前9時57分）

○議長 再開いたします。（再開 午前10時10分）

次に、3番宇都宮俊文君。

○3番宇都宮俊文君 改めまして、おはようございます。議席番号3番宇都宮俊文です。よろしくをお願いいたします。

冒頭に酒井議員ご挨拶されましたので、割愛させていただきますが、本当に大勢の方、傍聴に来ていただきましてありがとうございます。

私もようやく議員に出していただいて1年がたちました。その中で感じたこと、思ったこと、それからまた、疑問に思ったことを率直に述べさせていただきますと思います。何分まだまだ勉強不足でございますので、ちょっといろいろ考え方、まだ足りないところはありますが、述べたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、診療所の件です。これにつきまして、特に私、地元狩江診療所というのがあります。それからもう一つ、明浜町に2つですが、俵津診療所の歯科、高山診療所の歯科があります。これの分につきまして、特に地元の狩江診療所では、今、週3日だけ先生が来られて診察されているということで、大体1日当たり十二、三人しか患者さんはおられません。どのような方が来られておるかなと思っておりましたら、大体、例えば西予病院にかかって、薬をもらいに行かれています方、それから定期的に血圧の薬をもらいに行かれています方、大体手押し車を押して行かれる方がほとんどでございます。車を持たれている方は、ほとんどが5分走れば俵津にたんぼ診療所があり、また、宇和へ行けば西予病院があったり、ほかの医療機関があったり、また、宇和島のほうへ行かれる方が多いということで、このような状態になっております。当然このような発言は、地元の議員としてはすべきことではないと。今まではそういう流れだったと思うんですが、あえて私は、こういう考え方も必要ではないかなと思うことで、今回、提案させていただきました。

いずれにしても、この狩江診療所を調べてみますと、大体1、200万ぐらいな赤字経営ということを知っております。それでどう考えるか。先ほどから何回も言っておりますように、地元には必要なもの、そして、もし何かあったら困るとい

うことで、今までずっと苦勞されて残してこられました、もう考えなければいけないなと思はしまして、1つが、30年度から救急車ですが24時間待機するようになりました。前三好市長さんが本当に骨を折られて、深夜もいつでも救急隊員が出れるという制度まで変えていただいてやっていただいた。やっぱりこのことが大きいと思います。これだけ地元、例えば明浜、城川について、こういう対応をしていただいた。このことは十分地元の人も思っていたらいいので、そして、今後どうしたらいいのか、やっぱりこれはもう考えなければいけないと思っております。

それから、もう一つですが、隣のたんぼ診療所、在宅医療、それから訪問介護も、これも訪問診療もやっていただいております。ということで、もう今までとは全く違う環境になってきておりますし、もう一つが、保健師さんの指導も今本当に熱心にされていると思います。健康相談であったり、また、健康指導、私も漏れなくメタボの指導をされているところなんです、それぐらい今親切に対応してもらっていると思います。ということをいろいろ考えますと、これからどうするのか。やはりこの病院に、診療所にかわるもの、例えばどうしても診療所がなければいけない人、この方たちを西予病院に送れる手段、例えば専用のバスだったり、タクシーがいいのか、そこら辺は私ではわかりませんが、それをできる手段を考える、考え方を考える必要があるのではないかなと思いました。

それから、歯医者さんの件ですが、まずこれも高山、それから俵津に歯医者があるわけなんです、これが大体28年度で2,600万ぐらいの赤字が出ているようでございます。これもやっぱり同じような理由がありますが、今、宇和のほうの開業医の歯医者さん、結構今多くなって、患者さんもそんなにいっぱいではないという状態だと聞いております。やはりこの方たちが、その診療所で来ていただいて診療していただく。こういうやり方はできないかなと。私、素人ながら思います。今までのように高い給料を払って医師を置くのではなしに、せつかく建物があり、施設があるので、そこでやってもらう方がいれば、そこを使ってもらう。そういうやり方をすれば、半分民間委託して、行政のほうからは金を出さずに、地元の方もやれるやり方がないかなと。私、素人な

がらの考えなんです、そのような考えもあります。

それから、昨年1年間、厚生常任委員会のほうでお世話になって、診療所を回らせていただきました。1つが三瓶の二及、それから周木の診療所へ行ったんですが、ここは先生、昔からおられて、本当に地元で大事にされている、必要とされている施設だなと感じました。こういう地域に関しては、幾ら赤字になっても、これは残してもらわなければいけないのではないかなと思っております。だから、ただ経済的に赤字だからなくすではなしに、必要などころには置いていただく、こういう配慮も大事ではないかなと思っております。その場でお聞きしたんですが、三瓶にしても、診療所があっても、大きい病院に行くときに足がない。交通の便がないということがよく言われておりましたので、この件についても、また今後、対応していただきたいと思っております。

ということでございますが、質問内容に移りますが、市内の診療所の利用者及び収支状況について、それから、患者さんに今後の対応をどうされるのか、それから、今後の経営方針について、簡単に構いませんのでお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 ただいまの宇都宮議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、前回の議会にも利用者数と状況等を12月のときに言わせていただきましたが、新しい情報、28年度の決算ができておりますので、また重なりますが、まずその状況を説明させていただきます。

国民健康保険の保険者であります市が、国民健康保険事業の一環として、国民健康保険法の規定に基づき、西予市国民健康保険直営診療施設を設置しております。現在は明浜町3カ所、野村町1カ所、城川町2カ所、三瓶町2カ所、合計8カ所開設をいたしております。

平成28年度における利用者数について、各診療所の診療日、1日当たりの平均患者数を申し上げますと、俵津歯科診療所が13人、高山歯科診療所が12.6人、狩江診療所が12.8人、惣川診療所が8.3人、土居診療所が19.7人、遊子川出張診療所が6.5人、二及診療所が35.1人、周木診療所が41.3人となっております。

ます。

なお、惣川診療所及び遊子川出張診療所におきましては、半日の診療となっております。

例えば宇都宮議員の出身の明浜地区にある狩江診療所の現状を申し上げますと、現在、同診療所は診療体制の変更に伴い、週3日診療となっておりますので、1週間に40人程度が利用していることとなります。変更前は170人程度の利用がありましたので、大きく減少をしております。患者数におきましては、全ての診療所において、過疎、少子化の進展に伴う人口減少、市立病院等基幹病院への指向の高まりから、年々減少しているのが実情でございます。

次に、28年度における収支状況について申し上げますと、診療所全体で見ますと、診療収入見込み額は1億5,772万円と、昨年度より1,796万2,000円減少しており、一般会計からの繰入金は7,151万3,000円と、昨年度よりも364万6,000円の増額の見込みとなっております。こちらも全ての診療所におきまして、診療収入は年々減少しており、一般会計からの繰入金は増加の傾向となっておりますのが実情でございます。

次に、議員お尋ねの今後の方針、西予市としての方針でございますが、昨年12月に宇都宮議員より国保診療所のあり方についての質問がありました。ちょうどそれと同時期くらいに、機構改革に伴う生活福祉部所管の診療所と、公営企業部所管の市立病院についても協議を、検討をしております。人口減少が加速する中、今後の地域医療を総合的に推進していくことも重要課題であることから、本年度、生活福祉部内に医療対策室を設置したものであります。

超高齢化社会となる今日、地域住民、特に高齢者にとっては国保診療所の存在が身近で力強いものと考えております。しかし、受診者も年々減少し、毎年大幅な赤字を計上しており、市の財政を圧迫しているのも事実でございます。今後も経営状況がさらに悪化することは必然であり、施設を維持することも困難になってくるのが懸念されます。そのためには、効率のよい改革を進めていくのが必要となってまいります。実情といたしまして、近隣市町の医療機関を受診されている住民も多数おられますが、平成30年度からは24時間体制で救急自動車が明浜・城川支所にそれぞれ

配備されることになり、救急時の体制も整いつつあります。

今回のご質問は、無茶々園の代表として活躍をされておられます宇都宮議員ならではの民間的な発想のお尋ねかと考えております。我々市職員も市民の視点に立ち、より一層効果的かつ効率的な地域医療となるよう、スピード感をもって施策を練ってまいりますので、ご助言、ご指導をお願いを申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長 宇都宮俊文君。

○3番宇都宮俊文君 ありがとうございます。

もう一度、補足しておきますが、やはりその地区、その地区に応じたやり方をしていただきたいと思えます。ただ単純に赤字だからどうこうではなしに、赤字でも必要とされているところ、どうしてもなければいけないところは残していただきたいし、そうでもないところ、特にさっき言いました私たちの地元については、そのようなお考えで進めていただいたら私は思っております。

この件につきまして、5月に狩浜地区の常会があったんですが、私も言わせていただきました。勝手に議員が発言したっていけないので、その前の年も代表区長やらさせていただいた関係で、常会の場3カ所で、この診療所の問題を言わせていただきました。ほとんどの方が理解していただきました、ありがたいことで。当然こういう発言をしたら怒られるのを覚悟で言ったわけなんです。もうこれは仕方がないというふうに皆受けとめていただいたと思っております。

ただ、今後の対応、先ほど言いましたように、どうしても診療所が必要な患者さんに対しては、十分な対応をしていただくことが前提で話を進めていただいたらありがたいと思っております。

この件については以上でございます。

それから、また先ほど言われました医療対策室も立ち上げられたということで、十分に検討していただきたいと思えます。

続きましてですが、移住政策についてお尋ねしたいと思います。

私、仕事の関係上、農業やりながら、Iターンで若い子の受け入れ、それから農業者の受け入れをずっとやってまいりました。その経験から、少し国の今のやり方、移住政策については疑問に感じる点がいろいろございます。それをちょっと述べさせていただきます。

田舎に人がいないから、家を構えて、例えば安くするから来てくださいという国の政策、これははっきり言って、私はおかしいと思います。特にこの地域に都会から来ても、働く場所がないというのが一番だと思います。特に私らの地域もそうですが、農業をしたいとって来る若者は過去かなりおりました。そこで何年か勉強させて農業をやらすわけなんです、ほとんどが自立できません。こういう現状があります。

それから、お試し住宅もそうなんです、例えば高齢になった方が、ある程度蓄えがあつて来られる場合はまだいいかもしれませんが、ただ、明浜のようなところに来られると、車がなければ移動できません。だから、都会の感覚で来られて、誰でも構わないから来てください、これじゃ絶対補助金が無駄になると思います。やはりこの辺が矛盾している原因ではないかなと私は感じております。

それから、一番が地元で溶け込める人でなければこの価値がないと思います。だから、この辺本当私がいつも感じるんですが、都会から見れば田舎へ、多い人を田舎へ回せばいいというような政策にしか私感じられませんので、そこら辺は一番注意していただいて、本当に田舎に合った人、人間関係ができる人、都会のように隣の人が誰かもわからない、何かといえば個人情報だなんかとって人を拒否する、こういう方はやっぱり問題があると思いますし、やはり田舎は田舎のよさがある、ここに住める人を募集するのがいいのではないかなとっております。

私の地域なんです、本当に変わったところでありまして、外国人が20名ほど常時おります。この子たちは研修生なんです、だから地元の人でも外国人に対して何も偏見がないというか、抵抗感がないという地区でございます。

それから、うちの会社の職員、結構おるんですが、彼らが移住してきて、こういう家族も何軒かあります。今、空家がない状態でございます。地域によって違いますが、その中で感じるものが、目的を持って来てもらわないと、ただ田舎住まいがしたいからということでは絶対出ていってしまうと思います。特にただのような家を構えて、何もかも、はいどうぞ、これじゃあ意味がないと思います。地元のための行事に何か参加したいとか、そういうことができる人をぜひ来

ていただきたいと思っております。

先ほど言いました外国人につきましても、地元の奉仕作業「道づくり」いうんですが、これも全部参加しますし、またあるいは、地区の運動会にも参加さすようなことをして、本当に地元の住民としてみんなが受けとめて、そして役に立っていると思うところです。

そういうことがありまして、移住に対して、今、狩江地区、お試し住宅ができているところでございます。その取り組み方について、それから、今後の方針、考え方についてお尋ねしたいと思います。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいま宇都宮議員からご質問ございました移住政策についてご答弁を申し上げます。

まず最初に、お試し住宅の現在の取り組みの状況等についてご答弁申し上げます。

まち・ひと・しごと創生法、いわゆる地方創生法が平成26年に成立をしまして、それに基づきまして、5年間の政策目標や具体的な施策を示しますまち・ひと・しごと創生総合戦略では、地方に仕事をつくることや、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえること、そして、地方への移住の推進が掲げられております。

西予市におきましても、少子・高齢化また人口減少が急激に進展しておる中で、そのスピードを緩やかにすることを最重要課題に第2次総合計画もつくっておりますけれども、それと連動させまして、平成28年に西予市まち・ひと・しごと総合戦略を作成をしております。その中で、まちの創生としての施策としまして、移住・定住・安住を大きな柱に掲げて取り組んでおるという状況でございます。

平成27年度には、既に地域づくり組織「高川地域づくり会」におきまして、愛媛大学とも連携をしまして、地域内の空家をお試し移住住宅として改修をしまして、移住希望者へ1年間無償で貸し出しをするというふうな取り組みを既に始めておるところでございます。現在までに実際に入居をされた方はおられませんけれども、6件の移住相談がありまして、また、問い合わせもございまして、そのうち4件につきましては、実際に地域内を案内をしまして、その際に地域の住民の方と交流も図られておるというふうなことでございま

して、また、地域づくり会では独自の交流イベントなども開催をされておりまして、移住フェアなど都市部へも積極的に外向く活動などによりまして、交流人口につきましては拡大に結びついておるんだなというふうに考えておるところでございます。

また、今議会におきましても、西予市移住交流体験施設の設置条例及び管理条例案を上程をさせていただいております。西予市の移住交流促進をさらに積極的に進めることを目的とした取り組みの一環というふうに位置づけておるところでございます。この施設は小学校統廃合に伴う廃校となった旧狩江小学校の教職員宿舎を活用して整備を行うことでありますけれども、基本的に1週間から1カ月程度の利用ができる施設というふうに考えておりまして、都市部で開催をされます移住フェアなどで広く紹介することで、多くの移住希望者に気軽に利用していただく。そして、実際に西予市の暮らしを体験をしていただいて、西予市の移住を決めるきっかけにつなげていきたいというふうなことで考えているところでございます。

今後の方針や考え方についてなんですけれども、こうしたお試し住宅の事業が西予市への移住につながるのか、ご心配いただいておりますけれども、ご指摘をいただきましたように、課題は多いかというふうに考えております。

移住に対する情報の提供あるいは支援を行っておりますNPO法人でありますふるさと回帰支援センターの分析によりますと、移住希望者にとって、働き盛りの年代の移住がふえているという状況の中で、就労の場の確保がやっぱり一番大きな課題だというふうなことも指摘をされておりますし、また、住宅の問題、そして受け入れ体制の問題も大きな阻害要因となっているというふうなことの指摘もされているところでございます。

それを受けまして、西予市では、ことし4月に移住定住希望者の就職の促進に向けまして、西予市移住者等仕事情報紹介制度を設けておりまして、7月からの情報発信を目指しまして、市内の事業者の情報収集に現在努めているところでございます。情報発信の方法としましては、移住ポータルサイト等で準備が整った事業所から順次掲載をしていくというふうなことを計画をしております。

住まいの面におきましては、平成28年3月から空家情報提供制度によりまして、市内の利活用が可能な空家の紹介を市のホームページで情報発信をしてきたところでございますけれども、これまでに40件の物件を情報発信をしまして、現在6件の空家が売買もしくは賃貸借の契約に結びついているということでございます。そのうち3件は移住定住につながっているというふうな、そういった状況でございます。

また、受け入れ体制なんですけれども、ことし4月からまちづくり推進課へ1名、移住コーディネーターを設置をいたしております。また、西予市の移住担当職員の配置制度を設けまして、市役所内の各課から総勢29名を移住相談の担当職員として任命をしております。各部課を越え、柔軟かつ迅速な移住相談者への対応を図りたいというふうなことで、ワンストップの相談支援体制を目指したいというふうに考えているところでございます。

また、市民や事業所の方、そして行政等が連携をしまして、協力体制の強化を図っていくことが必要というふうなことで、移住交流促進に係る協議会の本年度中の設立に向け、現在準備を進めております。早期の設立を目指していきたいというふうに考えております。市内での働き方、住まい、教育や子育て、また、環境等につきまして、情報の収集、共有、発信を行いまして、移住を希望される方が西予市で暮らししてみようと思える仕組みづくりをオール西予で取り組んでいきたいというふうなことを考えておるところでございます。

さらに、地域づくり組織との連携もさらに強化をいたしまして、地域おこし協力隊制度の活用によりまして、先ほどございましたように、地元と溶け込めるような体制、円滑な定住に結びつける取り組みも推進しているところでございます。こうした取り組み、さまざまな制度などをうまくかみ合わせ、組み合わせながら、効果的な移住定住に努めてまいりたいというふうな考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 宇都宮俊文君。

○3番宇都宮俊文君 ご丁寧な説明ありがとうございます。ぜひ成功していただきますようご期待しております。その以前に、やはり地元にいる

方がもっとも子供たちを残せるような西予市にしないといけないのではないかなと思っております。

それから、ちぬやさん、近々来ていただきますが、やはり働く場、これを構えることが大事ではないかなと思っております。

それから、この移住政策進めるに当たって、人がいないから来てくださいではなしに、楽しいところ、いいところだから来てください、やっぱりこの考えを職員みんなが共通して持っていて、自慢できるような西予市に来てください、こういう体制が大事ではないかなと思っております。

以上でございます。

続きまして、第1次産業の関連ですが、冒頭から述べておりますように、私は高校を卒業してから、農業、ミカンづくり一本でやってまいりました。長年ずっとやってきて、だんだんだんだん後継者不足とか言われております。はっきり言って、農業者は意欲が足りないなと私は感じます。これは自分がやっているから言えることですが、何の仕事にしても、本当にやればやれると思います。

そんな中で、普通の人は農業は飯が食えない、つまらない。だからもう子供たちはよそへ行けみたいな、特に私らの世代がそうだったんですが、その割に、どういいますか、後継者が欲しいとか、後継ぎが欲しいとか言われますが、この感覚を変えることがやっぱり一番大事ではないかなと思います。やり方によっては十分農業、1次産業でも食べていけます。そういう雰囲気を変えていくことが大前提だと思います。それがなければ何の施策をやってもだめだと思いますし、一般に農業をやっている人、1次産業をやっている人から言わせると、行政何とかしてくれ、こういう発言がどこへ行っても聞かれますが、それはやっぱり間違いだと思います。行政は手助けをする、何かを手伝うのが前提だろうと思いますし、補助金についてもそうだと思います。自分たちがやれないから補助金出してくれ、そうではなしに、例えばこういう事業投資したいから、それに手助けをしてくれ、こういう考えでなければいけないのではないかなと思っております。

国の補助金についてもそうです。ただばらまきみたいな補助金、かなりあると思います。例えば

先ほどちらっと触れましたIターンで来ていただいて、年間150万だったか、補助金を出すから農業をやりませんか、これは私は間違いではないかなと思います。この発言、語弊があるかもしれませんが、一例、二例は、成功するかもしれませんが、こういうやり方、これは市としてもしっかりした考えを持って、本当にやる人については補助金を出して、何ぼかは、幾らかは返してください、こういうやり方をしないと、農業者として私はこれ恥ずかしいと思います。ほかの自営業者について、こういう補助金が出る場所はないと思います。

前回、テレビを見ていても、クイズ番組へ出ておりましたが、ある仕事をしたら補助金が出ますというような番組があったんですが、それが農業です。ただ農業につけばお金がもらえますみたいな、何か農業をちょっとばかにしたのではないかなというようなクイズ番組がありました。実際、そのとおりだと思います。自営業をされている方、商売されている方、皆苦勞されておると思うんですが、農業という産業が産業になっていないから、そういう補助金の出し方もあるのは仕方ないかもしれませんが、そういうやり方じゃ私はおかしいのではないかなと思っております。例えば若い子がIターンで来て畑を買う。これに対して補助金出します。これだったら私はいいと思います。今のやり方だったら生活費になってしまいます。ここはやっぱり履き違えないような政策にしなければいけないと思っております。市の中で言う発言ではないかとは思いますが、そのように私は思っております。

今、農業に何が足りないのか。実際やりながら、私は自分たちで会社をつかって、自分たちがつくったものは自分たちで売るというやり方をしておりますので、非常にやっぱり農協を中心に出荷しているところを外から見ると、非常にやっぱり感じる点がございます。つくる側はつくるだけつかって、一方は販売するだけ、安ければ販売が悪い、逆に販売する側から見たら品物が悪い、ことは多過ぎた、これでやっぱり何が悪いのか、これはみんなが考えるべきことではないかなと思っております。農業をやる上で何が大事なのか、どういう経営ができるのか、収入がどれだけ必要なのか、この把握を農業をやっている方が把握してない、分析してないのがやっぱり一番の原

困ではないかなと私は思っております。

例えばさっき言いました販売価格が安過ぎるのか。例えば生産の原価、肥料、農薬、これが高過ぎるのか。そこら辺を分析して、改善するべきところはして、それでも成り立たないのであれば、ほかにつくるものはないのか。やはりこれが農業者というのは親から受け継いでずっとやっているから、感覚が鈍っているのではないかなと私は思います。

農業、例えば親がやれなくなったから、息子にやってくれ、継いでくれという親がおると思うんですが、これもやっぱり違うと思います。家督を継ぐんではなしに、経営を継ぐんだという意識を持たせること、それで意欲のある後継者を育てることが一番前提ではないかなと思っております。だから私の世代よくおります。親がやってくれと言われたからやりよります、こういう人は絶対続きませんので、そこら辺、そういう意識改革から始まらないと、幾ら行政が提案したところで進まないと思いますが、逆に言えば、そういう意欲のある生産者、それから個人については、どんどん補助金も出してあげるというようなやり方も大事ではないかなと思っております。

実際、私、ミカンづくりやりながら、本当に西予市、県を初め、いろいろな補助金をもらっております。例えば畑、改植とって、木を植えかえる場合には反当40万ぐらい補助金今出るようになってます。これは本当に農家にとって一番いい補助金だなと思います。かんきつの場合、1回木を切れば、10年ぐらい金になりませんので、その間に収入にかわるものができる。それによって、新しく木を植えかえることができる。非常に恵まれているなと感じるところでございますが、ほかの例えば畜産、酪農、そこら辺については、私まだ勉強不足でございますが、業種によって補助金を取りづらい、縛りが多いというのも聞いておりますんで、いろいろそこら辺は検討していただいて、できる限り若い人を残せる、ここで1次産業で残っていけるような農家をどんどんふやしていってほしいなと思っております。

それから、本題に戻りますが、ところで、この西予市内の農業者の現状、それから、その分析についてのお考え、2点目、先ほどから言っております農業の補助金に対する考え方、それから、同じく市の今後の対応、それから、もう一つ、後継

者住宅、この件なんです、私たちの地域は、旧の明浜町の時代に1次産業の後継者住宅というものを建ててもらっております。何軒、4軒、5軒ぐらいあるんですが、もう既に満杯でございます、まだ足りない状況でございます。これは地域によっていろいろあります。そこら辺も今後考えていただいて、これが例えば市営住宅になるのか、あらゆる方法でやれるやり方で考えていただいて、せっかく若い子らがおるんだから、住むところを準備していただくというやり方も必要かと思っております。

これを言うと、例えば狩浜じゃない、ほかの地区へ行ったら家があるじゃないか、市営住宅があるじゃないかということ行政側からよく言われておりますが、やはりその地区に住んで、その地域の行事に参加することが意味があります。だから隣の地区へ行って住んで、農業だけやりに地元へ来る。これじゃあ意味がありませんので、そこら辺十分に検討していただいて、今後対応していただきたいなと思っております。よろしくお願ひします。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 宇都宮俊文議員からご質問のありました第1次産業の振興につきましては、市内の農業経営者の現状と分析、現在の農業に関する補助金のあり方と今後の市の対応、後継者住宅の必要性についてのご質問でありましたので、3点にまとめてご答弁を申し上げます。

その前に、宇都宮議員が代表されております無茶々園が農林水産祭、昨年度のむらづくり部門で最高賞である天皇賞を受賞されて、地域と連携して環境の保全と農林漁業の振興を図るとともに、高齢者の生きがいを創造するための地域づくり活動を評価されたと伺っております。本当におめでとうございました。長年にわたる活動に敬意を表しますとともに、他の団体の目標としても、さらに今後、ご発展をご期待申し上げます。

さて、西予市の農業におきましては、米、野菜、かんきつ、果樹、乳用牛、施設園芸などの多種多様な農産物の生産が展開されております。2010年農林業センサスでは総農家数4,093戸で、そのうち専業農家が1,208戸、兼業農家が1,573戸、自給的農家数が1,312戸となっております。農業生産額は128億3,000万円で、愛媛県内でも農業に依存する割合は

非常に高く、県内でも上位の位置を占めております。

本市は、第1次産業を成長産業に変えるための地域資源が豊富に存在するとともに、立地条件、気象条件についても恵まれています。就農者の高齢化や担い手不足によって、その基盤自体が危惧される状況にあります。

2010年の食品及び農業・農村に関する意識・意向調査によれば、農業生産資源、農村資源等を維持するために必要な施策はどのようなものかという、農業で十分な所得が得られるような対策という回答が95.1%と最も多く、また、自分の子供に農業を継がせたいかという質問に対して、29.8%の人が継がせたくないという回答をしております。その理由として最も多かったのは、農業では十分な収入が得られないためというもので、継がせたくないと考えている人の83.8%を占めるものであります。

また、若者の農業・農産物の意識調査内の学生の農業へのイメージ調査では、最も多いものから、つらい、重労働である、経営が難しいでありました。こういった調査の結果により、農業の新たな担い手がふえない理由として、収入が少ないということ、また、若者自身が農業に対しマイナスなイメージを抱いているために無関心であり、職業として選択されないことが大きな原因であるのではないかと考えられます。

収入が低い原因としては、議員ご指摘の経営分析ができていないことも十分考えられ、生産者であって、経営者になり切れていないとのご意見があるのも現実かと思われまます。

近年、国においては、新規就農者や認定農業者、先ほどご指摘いただきましたけども、経営改善に必要な取り組みの実施状況や、経営データをみずからの手でチェックする新たな農業経営指標の作成を指導されており、市といたしましても、認定農業者支援事業の実施においてはチェックシートの提出を求めており、青年農業者組織等においての経営や簿記に関する研修会を開催するなどして、農業者の経営能力向上に努めているところであります。

市内には、年齢に関係なくしっかりと経営を分析し、すばらしい経営や新たな挑戦をされている農家も多くありますし、農業法人や集落営農における中核的農家も多くあります。どの作物におい

ても、取り組みによってはもうける農業、楽しい農業も可能と思いますので、農業を魅力のある成長産業になるよう、経営感覚のある農家の育成、支援に今後も努めてまいりたいと考えております。

経営分析におきましては、青色申告をすることも役立つと思いますし、平成31年度から導入が予定されております収入保険制度の加入には青色申告の実績が必要となりますので、制度の周知に合わせて推進を図りたいと考えております。

次に、農業に関する補助金のあり方についてありますが、農業者にとっては、農業基盤の整備や施設整備、機械化、省力化、団地化、担い手の確保など、あらゆる目的に沿って、国、県、市単独の補助事業が手厚く制度化されているのも事実だと思います。市といたしましては、国、県の補助事業を優先的に行うことが財源的にも不可欠であり、事業主体となる農業団体や農家の計画策定や実施に向け支援しているところであります。

補助金のあり方は、公益上の必要性を原則とし、事業の役割、効果、適正な補助金の使途であって、初めて認められるべきものであると解しております。中でも市の単独事業補助金につきましては、きめ細やかな支援を行うものになっておりますが、投資効果の測定などによる見直しが必要であり、行政改革、事業の見直しとあわせ、効果的な事業実施のために補助金の見直し、検討を進めているところであります。

地域ニーズに即した補助につきましても、農業基盤におけるため池や圃場整備、農道や南予用水関連など地域性がありますし、作物振興においても、米やかんきつ、野菜、畜産など地域の特色があり、多種多様な補助事業を実施してきた経緯がございます。今後におきましては、これまでの取り組みの効果検証をしながら、一律ではなく、見直しや廃止、新たな補助制度の策定など、市の農業振興と担い手の確保に努めてまいりたいと考えております。

最後に、後継者住宅の必要性についてですが、明浜地区においては、後継者及び担い手の住宅が不足している状況が見受けられたことから、平成17年度に狩江地区で2棟4戸、平成19年度に、先ほど言われました田之浜地区で1棟2戸、計3棟6戸の農林漁業後継者住宅が建設されており、現在全戸に農林漁業の担い手の方が居住され

ております。非常に望ましいことでもあります。

現在、後継者専用の市営住宅を建設する予定はありませんが、地域の実情からも、後継者のための住宅確保に向けた検討は必要と理解するところでもあります。

ご承知のように、市内の空家は増加傾向にあり、その対策が求められている状況もありまして、移住・交流促進事業による空家情報や、空家改修補助、木造住宅耐震化促進事業、市産材木造住宅建設事業などによる市の空家定住政策とあわせ、後継者住宅の確保も含め推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 宇都宮俊文君。

○3番宇都宮俊文君 大変ありがとうございます。

全体を通じまして、きょうテレビで市内の皆さん見ていただくことになると思いますので、しっかりと意識改革をしていただきたいと思います。こういう方が一人ずつ一人ずつふえることが活性化につながると思います。1次産業だけではなしに、やっぱり西予市にいいところだということが一番に考えていただいて、農業でも漁業でも何でも一生懸命やれば食べれるという実績も出していきたい。そういう方が一人ずつふえることが大事でございますので、政策にしてもそうだと思います。人がいないからどうこうじゃなしに、人をふやすこと、特によそから入れるよそから入れるといえば言葉は悪いんですがではなしに、やはり地元にいる若い子たちを残すことが前提で、それプラス移住政策をやっていただくという考えをしないと、何もかもが後ろ向きな考えになって、どんどんどんどん人が減るからどうしようか、もうこういう政策ばかりになってくると思いますので、実際、西予市内でも成功されている自営業者の方はたくさんおられると思います。やっぱりこの方の連携も大事だと思いますし、前回も言いましたように、西予市内は食べ物、海から山まで全てそろいます。こういう市というのは全国にも少ないと思います。米があり、酪農があり、魚がおり、かんきつもある。野菜も全てそろそろ。これを何か、民間、行政も通じて、みんなが力を合わせて一緒に販売できる、例えば学校給食だったり、きっかけですが、そういう意識を持ってやらない

と、農業は農業だけで市場へ送ればいい、漁業も市場へ出して、結局単価が安かったではなしに、西予市の例えばキュウリです、西予市の米です、こういう売り方を都会に対して売って、それを通じて都会から人が来てもらう。喜んで来てもらう。興味を持って来てもらうというやり方が大事ではないかなと思っております。

主観ばかり言わせていただきましたが、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午前11時02分)

○議長 再開いたします。(再開 午前11時15分)

次に、4番加藤美香君。

○4番加藤美香君 おはようございます。議席番号4番加藤美香です。

本日は、議長より一般質問を許可されましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

きょうは、上水道について、給食の取り組みについて、西予市ファミリーサポート事業と複合保育施設について、この3点を一般質問させていただきます。

まず初めに、上水道についてをお伺いいたします。地域によっていろいろな考え方がありますが、市長もかわりましたので、一般質問させていただきます。

現在、西予市は、市内27カ所の水源から取水し、14カ所の浄水場にて浄水した自己水源水と、南予水道企業団からの浄水受水により、宇和町、明浜町、野村町、三瓶町に水道水を供給しております。平成16年に西予市は合併し、西予市は生活用水などを市民に供給するため、西予市宇和上水道事業、西予市明浜上水道事業、西予市三瓶上水道事業、西予市野村上水道事業を設置いたしました。

水道事業は、給水開始以来、拡張から更新と維持管理の時代への転換期を迎え、西予市水道ビジョンが作成されました。人口減少に伴う給水人口の減少と近年の生活様式の変化による水道使用量の減少、また、老朽化した水道施設の更新事業や耐震化事業等の経費の増加が見込まれ、市民に安全安心な水道水を供給するため、平成26年4月から市内4つの上水道事業と一部の簡易水道事業が統合され、西予市上水道事業として一本化され

ました。あわせて、料金体系の統一及び料金の改正が行われました。用途別料金体系から口径別料金体系に移行し、今まで旧町地区でばらばらであった基本使用量と基本水量が統合されました。また、水道を設置するときの加入金も統一されました。宇和上水道事業のみで徴収していた加入金の工事負担金も廃止されました。

そこでお伺いたします。給水収益は、過去5年にさかのぼり、統合前と統合後、現在まで、どのような推移となっているのかお伺いたします。

次に、これに関連して、水道の超過料金は現在も旧町地区でばらばらであります。今後の方向性をお伺いたします。また、今後、将来の水道事業のビジョンをお伺いたします。

最後に、水道料金の未払い、滞納の現状並びに対策ないし方針をお伺いたします。

○議長 三好公営企業部長。

○三好公営企業部長 加藤議員から水道事業の統合による経営の状況や、今後の方向性、また、収納状況についてお尋ねがございました。

加藤議員におかれましては、合併をいたしまして13年が経過をいたしましたし、水道事業のほうの統合後、4年を迎え、加えて少子・高齢化の中で、今後の水道事業の経営についてご心配いただいてのご質問だご理解をしているところでございます。

現在、市内には上水道事業が1つと簡易水道34事業、県条例水道が20事業、共同給水施設47事業がございますけれども、議員がご説明のとおり、上水道事業につきましては、平成26年4月に4つの上水道事業と一部の簡易水道事業とを経営統合をいたしまして、経営基盤の強化を図ったところでございます。

また、この統合を機に、これまで、先ほど言われたとおり、事業体ごとで異なっておりました料金体系の統一や水道料金の改定、さらに新規水道加入者の皆さんからご負担いただいております加入金の統一、工事負担金の廃止等を行いまして、新しく西予市水道事業として経営を行っているところでございます。

このような状況の中、ご質問にありました1問目の使用者の皆さんが負担していただいております給水収益の推移でございますけれども、決算ベースで消費税を除いた事業統合前の各事業体の合

計で申し上げますと、平成23年度が5億5,175万4,780円、平成24年度が5億4,490万1,920円、平成25年度が5億4,038万4,640円と、3年間で1,137万円余りの減収となっております。

平成26年度からは事業統合によりまして、料金体系の統一と水道料金の改定を行った後の収益となりますけれども、平成26年度が5億7,641万8,637円、平成27年度が5億7,563万8,095円となっており、統合前の平成25年度と統合後の平成27年度を比較いたしますと、3,525万円余りの増収と推移いたしております。

このように、事業統合によりまして、財政基盤の強化により増収となっておりますけれども、この収益の中には、先ほど申し上げましたとおり、統合いたしました宇和及び三瓶地区の簡易水道事業等からの給水収益も含まれておりますので、これらを除きまして、統合前の上水道事業だけで比較をしてみますと、実質2,400万円余りのマイナスとなっているのが現状でございます。

次に、超過料金の今後の方向性と将来の水道事業のビジョンについてお尋ねがございました。

ご承知のとおり、現在の水道料金につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、平成26年4月の事業統合時に改定をいたしております。その主な改定内容といたしましては、用途別料金体系を口径別料金体系へ移行し、基本水量と基本料金を統一いたしております。ただ、基本水量8立方メートルを超えた部分の超過料金につきましては、先ほど議員ご指摘のとおり、各地区における給水原価等を考慮し定められているところでございます。

この料金改定の過程でございますけれども、西予市水道料金検討委員会から答申をいただきました改定案をもとに、それぞれ各地域説明会等を開催をいたしまして、利用者の皆様方のさまざまなご意見を頂戴して、設定したものでございます。

現在、描いております当市の将来の水道ビジョンでございますけれども、少子、人口減少社会におきましても、安全で良質な水道水を安定的に供給できるよう、より信頼性の高い水道事業を目指しているところでございます。

この具体的な取り組みといたしましては、老朽

化した管路の耐震化や、配水池、浄水場等、基幹施設の整備を計画的に進めているところでございます。このビジョンを実現するためには、これから先の給水人口減少に伴う水需要の動向に注視しながら、将来にわたって水道事業が安定して経営できる財源を確保していく必要がございます。

ご承知のとおり、水道事業は独立採算が原則の公営企業でもありますので、今後の超過料金につきましては、これから策定していきます中長期的な経営の基本計画であります経営戦略や、事業統合に設置しております西予市水道事業経営審議会、こちらの意見なども伺いながら、考えていく必要があると思っております。

最後に、水道料金の収納状況についてお答えをさせていただきます。

水道事業は、利用者の皆様が生活していく上で欠かすことのできない水道水を安定して供給し、それに要した費用を皆様から水道料金として公平に負担していただく必要がございます。現在西予市では、水道料金を納入通知書または口座振替の方法により毎月徴収をしているところであります。平成28年度単年度分の収納率につきましては、平成29年3月31日現在で98.86%となっております。公営企業会計でありますので、3月31日に締めておりますけれども、4月30日現在では99.46%の収納率となっております。残りの部分につきまして納入がおこなわれているという状況でございます。

この対応といたしまして、西予市水道料金徴収事務取扱要領に基づきまして、段階的に督促状等による催告、あわせまして、職員による徴収業務を行っておりますけれども、この催告等による手続を行っても、なお納入されない方につきましては、最終的には給水停止の措置を執行しているところでございます。

また、口座振替による納入を推奨しておりますけれども、納入の利便性を図るため、本年4月より、四国内のゆうちょ銀行、郵便局でも支払ができるように、新しい納入通知書での取り扱いも開始するなど、収納率の向上に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 加藤美香君。

○4番加藤美香君 ただいまの三好部長のご答弁の中にありました水道事業の中長期的な経営の基

本計画である経営戦略の内容を具体的にお聞かせください。

○議長 三好公営企業部長。

○三好公営企業部長 ただいま経営戦略についてのご質問がございました。

水道事業など公営企業につきましては、高度成長期に集中的に整備をされました施設、設備の老朽化に伴いまして、更新事業の費用の増大であるとか、また、人口減少等に伴います料金収入の減少、これが見込まれるなど、全国的に経営環境が厳しさを増しつつあります。このようなことから、総務省が全国の事業者へ、将来にわたってサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう、中長期的な経営の基本計画、具体的に言いますと、10年以上の合理的な期間を設定した経営戦略、これを平成32年度までに策定するよう要請が来ているところでございます。

当市におきましても、全国の水道事業者と同様に、老朽化した施設の更新であるとか、耐震化事業等を強力に推進していく必要がございます。将来的な水需要及び必要な施設能力を見込んだ施設整備、これを賄うための財源試算を行いまして、実効性のある経営戦略を策定していく計画でございます。この経営戦略の中で財源となります料金収入を算出したしまして、今後の水道料金につきましても十分な検討を行うとともに、経営基盤の強化に努めていきたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 加藤美香君。

○4番加藤美香君 水は大切なライフラインです。これから先、人口や給水量が減少しても、安定的経営を行っていただき、西予市民に安全安心な水を供給していただくことを願って、次の質問に移ります。

次に、給食の取り組みについてお伺いいたします。

本年4月、せいよ西学校給食センターが完成し、宇和地区内と明浜地区内の小中学校の給食の提供が開始されました。1日1,800食余りが調理され配送されるようになりました。私たち議員も施設の見学、給食の試食の機会が得られました。調理場は徹底した衛生管理がなされ、給食もおいしく調理されておりました。

ところで、第3次食育推進基本計画では、学校

給食の県内地場産物の使用率を30%以上、そして西予市の食育推進計画では、西予市産物使用率を18%以上の目標としておりますが、西予市の食育推進計画に基づく取り組みはどうなっているのか、お伺いいたします。

また、例えば1日1、800食余りの給食でカレーをつくるならば、具体的に申しますと、米140キロ、ジャガイモ90キロ、タマネギ70キロ、ニンジン35キロ、肉60キロが必要だとお聞きしますが、これらの食材のうち、米はもちろんですが、給食センター側で西予市産のタマネギ、ニンジンの生産時期、生産量、価格などを知ることができれば、そこから給食の献立に生かせるのではないのでしょうか。そのためには、地元農家、農業者らとの協力が必要だと考えられますが、西予市における生産者と給食センターをつなげる取り組みがあるのか、お伺いいたします。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

西予市食育推進計画に基づきます地場産物の使用率向上に関する取り組みについてのご質問がございました。

前段で、西予市学校給食における県内、市内産物の活用状況について、若干触れさせていただきましたと思います。

県が行っております品目ベースでの直近の平成29年1月の調査では、市内産が15.9%、県内産が市内産をあわせると44.1%という状況になっております。毎年度、学期ごとに3回調査を行っておりますが、平成24年度調査分までさかのぼりまして、過去5年間の平均値を見てみますと、市内産が16.1%、市内産をあわせました県内産が41.2%ということになっております。

愛媛県の食育推進計画では、県内地場産物の使用割合の目標値を平成28年度には35%以上としており、また、県内平均の現状値、現在の状況ですが、38.1%という状況になっております。県内産の目標値、県平均値の現状値ともに、西予市は上回っているという状況ではあります。市内産ということになりますと、西予市食育推進計画の目標値であります18%には届いていないという状況でございます。昨年度まで稼働しておりました旧宇和学校給食センターのみを捉えますと、平成28年度は市内産が21.7%、県

内産が40.1%という状況でございます。徐々にではありますが、進展しているという状況と判断をしております。

このような背景のもと、ことし4月からせいよ西学校給食センターが稼働を始め、より一層の地産地消の推進に取り組んでいるところでございますが、今年度から新たな取り組みの一つとして、野菜の仕入れにつきまして、JAひがしうわの協力をいただいた上で、既存の市内業者さんとの連携のもと、今まで以上に旬の西予市産の野菜を納入することが可能になったところでございます。

また、加工品としましては、宇和町内で栽培されました大豆を原料にした市内加工組合のみそを購入するようにいたしております。せいよ西学校給食センターで4月に開催しました給食試食会では、議員各位にも西予市産のキュウリを使用した酢の物、宇和町産の大豆でつくられたみそを使用した豚汁等を試食していただいたところでもございます。

学校給食における地場産物の使用については、食材の安定した納入や、納入時期、価格等々、さまざまな問題がございますが、児童・生徒が住んでいる地域の特産品を知り、伝統食文化を味わい、地域への愛着につながることを考え、今後も食育推進計画に基づき積極的に地場産物を学校給食に取り入れ、使用率の向上を図ってまいりたいと考えております。

生産者と給食センターをつなげる取り組み、また、今後どのようにして地場産物をふやし、食育を推進していくのかとのご質問もございました。

地場産物の使用促進を図るためには、学校給食の現場と生産者側、そしてそれをつなげる流通機関等々との情報共有と相互理解が重要だと考えております。どの時期にどのような食材がどれくらい収穫されているのか、学校給食にはどのような野菜がどれくらいの量使用されているのか、地産地消を推進していく上での課題は何か等々の情報を共有し、それぞれが知恵を出し合って解決していくことにより、旬の地場産物を使った学校給食の提供ができるとともに、学校給食という生きた教材を活用した食育活動が展開できるものと考えております。そのためにも、関係機関で構成する体制づくりが重要であります。現在、地産地消を推進する組織の立ち上げに向けて、具体的な作業

に入っているという状況でございます。今後その組織の中で地産産物の使用促進に向けた検討を行い、地産地消の推進を図っていくことが食育の推進につながっていくものと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 加藤美香君。

○4番加藤美香君 地産地消を推進する目的ないし理由を念のためにもう一度お伺いいたします。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 まず、食育ですが、国民一人一人が生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保が図られるよう、みずからの食について考える習慣、また、食に関するさまざまな知識と食を選択する判断力を正しく身につけるための学習等の取り組みをさせていると考えております。それに基づきまして、そういった教育の原点として、地産地消に取り組んでいくことが大きな目的だと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 加藤美香君。

○4番加藤美香君 私たち議員も西予市創生特別委員会をつくり、地産地消について、1年間勉強してまいりました。やはり地産地消の推進を図ることは簡単にはいかないと思っておりますが、今後は給食センター、教育委員会、農業水産課などと連携して、地産地消、地産産物の推進に取り組んでいかれることを望みます。

最後に、子育て支援に関する質問を2点お伺いいたします。

まず1点目は、西予市ファミリーサポート事業について、昨年12月にも一般質問いたしました。事業が始まり9カ月余りが経過しましたが、利用状況と今後の方向性をお伺いいたします。

2点目は、新しくできる事業所内保育と病児保育の複合保育施設の目的と具体的な内容をお伺いいたします。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 加藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、ファミリーサポートセンターについて、当市におきましては、平成28年10月から地域全体で子育て支援活動を行うファミリーサポートセンター事業を実施しております。現在フ

ファミリーサポートセンターへの会員登録は、依頼会員が24名、提供会員が30名、合計54名となっております。利用状況は、平成28年10月から現在まで、援助活動は9件となっております。

近隣市の現状は、八幡浜市では実施をしておりますが、大洲市では平成25年度から実施をしております。依頼会員が61名、提供会員が93名、計154名です。活動状況は年間約80回となっております。また、宇和島市では平成22年度から実施をしております。依頼会員が259名、提供会員115名、374名となっております。活動状況は年間900回でございます。

今後の方向性としましては、会員数、活動数ともに少ない状況ではありますが、利用された会員へのアンケート調査では、好評な意見、感想をいただいておりますので、広報紙、ホームページ、窓口での届け出時、乳幼児健診、乳児訪問の際、さらに保育所、幼稚園や小学校を通じて事業のPRを行い、会員を募ってまいります。また、事務手続を簡素化し、利用しやすい組織体制も検討しており、より一層の事業の周知に努め、今後3年間は事業を継続し、安心してゆとりある子育てができる環境の整備を図っていきたく考えています。

なお、今後3年間と言いましたが、これが順調に進んで、保護者からも好評であれば、もちろん継続して行う事業でございます。

次に、新しくできる事業所内保育と病児保育のご説明を申し上げます。

事業所内保育と病児保育の複合施設について、事業所内保育とは、働く親世帯の負担を軽減するため、事業所の中や職場の近くにおいて保育を行う、児童福祉法に定められた地域型保育事業の一つでございます。

当市におきましては、西予市民病院の隣接地を建設予定地とし、市民病院に勤務する医師、看護師、検査技師、医療事務スタッフの育児、保育環境を充実することにより、広く優秀な人材を確保することを目的の一つとしております。

事業所内保育所は、ゼロ歳から2歳までの乳児、幼児を対象に、各年齢5人、計15人の受け入れ定員を予定しております。事業所内保育所の利用は、市民病院従業員の子供に加え、地域枠という定員も設定し、西予市内の方であれば利用で

きるよう計画をしているところでございます。

次に、病児保育とは、国が定める子ども・子育て支援施策の一つであり、保護者が就労等により、子供が病気の際に自宅での保育が困難な場合、病院、保育所等において、病気の児童を一時的に保育するという内容でございます。やむを得ず子供を保育できない場合でも安心して子供を預ける環境を市民病院の隣接地に整備することによって、子育てするなら西予と言われる子育て支援環境を充実するものであります。

新たな病児保育施設では、病児対応型、病後児対応型の2つの機能を有した施設として運用を検討してまいります。これは児童が病気にかかっから病気の回復期までにおいて集団保育が困難なときに、隔離された専用施設で一時的に保育を行うものでございます。病児保育施設の受け入れ定員は6名と設定し、西予市内に在住の小学校4年生未満の児童が利用できるよう計画をしております。この複合施設は公立の保育所として、平成30年4月1日の開園を予定しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 加藤美香君。

○4番加藤美香君 ファミリーサポート事業についてですが、南予の隣接の大洲市や宇和島市では実績が出ているようですが、そうであれば、西予市もやり方次第では利用者がふえるのではないのでしょうか。具体的にそのための取り組みとしてどういったことを検討されているのか、お聞きいたします。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 議員お尋ねのとおり、実績が9件というのは非常に少ない数字だと感じております。ただ、保護者間の子育て支援に係るアンケート調査では、私が記憶しておる中では、上から2番目の希望の多かった事業でございまして、それによって子育て支援課のほうで計画をいたしました。

ただ、宇和島市も平成22年度から始めておりますが、初めは70件ぐらいの実績でありまして、それが28年で12倍の900件になっております。ということは、やり方次第ではふえていくのかなと考えております。

今後、西予市としましては、保育園等で子育て家庭が困っている当市でのニーズを把握して、フ

ァミリーサポートセンターでできることはこんなことであるというようなQ&A方式を保護者や職員に対して周知を行っていくということ、また、保護者から困り事相談をされた場合、ファミリーサポートセンターが使えるなどの情報提供ができるように、保育士や保健師、この後、保護者と接触をしていただく関係職員に説明会をして、周知をしてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 加藤美香君。

○4番加藤美香君 ファミリーサポート事業も、新しくできる複合保育施設も、とてもいい事業だと思います。これからも西予市民が住みやすいまちづくりをしていただくことを期待いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長 以上で本日の一般質問を終結といたします。

あす6月9日は午前9時より引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時49分

平成29年第2回西予市議会定例会会議録(第3号)

- | | | | |
|----------|-----------|---------|---------|
| 1. 招集年月日 | 平成29年6月9日 | 三瓶支所長 | 中須賀 敏 幸 |
| 1. 招集の場所 | 西予市議会議場 | 消防本部消防長 | 西 川 傳 |
| 1. 開 議 | 平成29年6月9日 | 総務課長 | 宇都宮 裕 |
| | 午前 9時00分 | 財政課長 | 山 住 哲 司 |
| 1. 散 会 | 平成29年6月9日 | 監査委員 | 正 司 哲 浩 |
| | 午前11時39分 | | |

1. 出席議員

- 1番 宇都宮 久見子
- 2番 信 宮 徹 也
- 3番 宇都宮 俊 文
- 4番 加 藤 美 香
- 5番 中 村 一 雅
- 6番 河 野 清 一
- 7番 佐 藤 恒 夫
- 8番 山 本 英 明
- 9番 竹 崎 幸 仁
- 10番 小 玉 忠 重
- 11番 源 正 樹
- 12番 井 関 陽 一
- 13番 菊 池 純 一
- 14番 中 村 敬 治
- 15番 二 宮 一 朗
- 16番 兵 頭 学
- 17番 小 野 正 昭
- 18番 宇都宮 明 宏
- 19番 森 川 一 義
- 20番 藤 井 朝 廣
- 21番 酒 井 宇之吉

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------|---------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 河 野 敏 雅 |
| 教 育 長 | 保 木 俊 司 |
| 総務企画部長 | 宗 正 弘 |
| 会計管理者 | 山 口 正 人 |
| 公営企業部長 | 三 好 敏 也 |
| 産業建設部長 | 山 岡 薫 彦 |
| 生活福祉部長 | 酒 井 信 也 |
| 教 育 部 長 | 松 川 伸 二 |
| 明浜支所長 | 山 下 玉 |
| 野村支所長 | 尾 下 孝 二 |
| 城川支所長 | 高 橋 司 |

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- | | |
|------|---------|
| 事務局長 | 道 山 升 文 |
| 議事係 | 三 好 祐 介 |

1. 議事日程

別紙のとおり

1. 会議に付した事件

別紙のとおり

1. 会議の経過

別紙のとおり

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開議 午前9時00分

○議長 おはようございます。

本日は、このように大勢の方が傍聴にお越しいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は21名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元のタブレットに配信のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、15番二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、6月定例会においての一般質問、通告どおりさせていただきたいと思っております。

昨日、冒頭のトップバッターの一般質問で、酒井議員のほうから国体のご紹介があり、このポロシャツの件も言っていただきました。また、市長もそういうふうなご答弁をされたと思いますけれども、国体もいよいよ本番に近づいてきたということで、私の今回の一般質問は、最初に、国体についてというところから始めさせていただきたいと思っております。

まず1番、国体についての本番への準備はというところで、ホームページを見ておりますと、国体の準備委員会のほうのホームページですけれども、いろいろな募集をされておりました。これは以前の一般質問でもしましたけれども、ボランティアを募集されているという状況について、今の現状をまずお聞かせ願いたいと思っております。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 おはようございます。

ご答弁申し上げます前に、二宮市議におかれましては、昨年の9月の定例議会におきましても国体に関する一般質問をいただいたところでありまして、64年ぶりに開催されます第72回国民体育大会愛顔つなぐえひめ国体に関しまして、強い関心を持っていただいておりますこと、また、そして今回一般質問をいただき、傍聴においでの皆様方、また、CATVをごらんの皆様方に、国体

に関する情報が伝えることができる機会を与えてくださいましたことに対しまして、まずもってお礼を申し上げます。

ご質問にありましたボランティアの募集状況についてお答えをさせていただきます。

西予市実行委員会では、ボランティア募集人員を100名程度としておりまして、その応募状況は、現在99名の皆様からの応募を受け付けているところでございます。現在応募をいただいた皆様に参加意向調査を行い、ご自身がかかわっていただくボランティアの内容や、参加できる日の調査を行い、調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 質問のお礼を言っていたきましたが、5年前に総務委員長をさせていただいたときに、東京国体の視察を当時の三好幹二市長と行かせていただいたという経緯もありまして、関心もあり、そういう責任もありというところで、今回、また質問をさせていただいておりますので、ご理解を願いたいと思います。

今の部長の99名という今の申し込み状況というのを伺いましたけれども、参加意向調査をされているというふうに、今、たしか言われたと思うんですけども、その募集していただいた皆さんの動機というか、どういうところから知って申し込んだのかどうか、そういうのがもしわかっておればお答えを願いたいと思います。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

ボランティアの応募申込用紙には応募動機の記入は求めておりませんので、把握はしておらないというのが正直なところでございます。

なお、担当職員からの日常会話の中で聞いたところによりますと、全国レベルの競技会でありまして、一流アスリートが出場するということから、そういったプレーをぜひ見てみたい。そして、県外からのお客様を気持ちよく過ごしてもらうようにご接待をしてみたいと。また、町並みガイドをしておりまして、文化関係のお越しになる県外のお客様にはおもてなしをしたことがあるが、ご接待をしたことがあるが、スポーツ関係はないので、そういった経験をしてみたいということ職員から聞いております。

以上です。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ありがとうございます。

以前の質問でも言ったかと思いますが、ボランティア課を創設したらどうかとか、ボランティアの係をつくったらどうかというふうな質問を今までもしております。今回のこの国体でのいろんなボランティア活動で、市民の皆さんにボランティアという意識が醸成されたり、今後そういうボランティアに活発な西予市になればいいなという思いで、ちょっと今聞かせていただきました。

その来ていただいた99名のですね、層といいですか、男女とか、年齢層とか、東京国体へ行ったときも、中学生ぐらいの皆さんから後期高齢者の皆さんまで、多数ボランティアとして活動をされておったんですけども、この西予市の申し込み状況はどうなのかということをお伺いをいたします。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

まず、男女別の内訳でございますが、男性が33人、そして女性が66人でございます。市内、市外の内訳は、市内が74人、市外が25人という内訳になっております。年代別でございますが、年代別は、10代が3人、20代が6人、30代が6人、40代が15人、50代が24人、60代以上が最多で44人ということになっております。

以上でございます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 それで、その99名の方の会場が3つあるわけですけども、どのように配置をして、どういう業務というか、やっていただくのかというのがわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

まず、受付業務ということで、施設委員や報道委員等の関係者の受け付けを行いまして、資料、IDカード等を渡す受付業務が一つでございます。会場内外でのごみの回収、花プランターへの水やりなどを行う環境美化業務、そして、関係者への弁当の配布と空き容器の回収、無料ドリンクサービス等を行う会場サービス、さらには駐車場

や各会場の案内・誘導を行う会場整備、案内業務などをお願いする予定でございます。

ソフトボール成年女子は運動公園と宇和球場で行うわけなんですけど、ソフトボール成年女子におきましては、受付業務が10名、環境美化業務が30名、会場整備、案内業務が30名を予定しております。

そして、相撲競技、乙亥会館のほうで行うわけでございますが、受付業務が10人、環境美化業務が20人、会場サービスが30人、会場整備、案内業務が40人という予定をしております。

以上でございます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 当初予定されておる100名にほぼ近づいているというのか、申し込みをいただいているという状況ですけれども、例えばこのケーブルテレビとか見て、まだ私もやりたいなとかいうふうな申し込みが100名を超えてあった場合でも、受け付けができるというのか、そういうのがちょっと1点お伺いしたいなと思っております。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 決して拒みません。大勢の方がかかわっていただくことを一番大切にしておりますので、どんどんご協力をしていただいたらと考えております。

また、今ほど説明しました100名という人数は、一般の方々の大会会場の接待であったり、環境美化であったりといった取り組みでありまして、このほかに、実際に競技に携わる、ソフトボールの競技に直接携わる、また、相撲の競技運営に直接携わるボランティアといいますか、協力体制をとっております。主に市内の高校、そして相撲に関係しております南宇和高校であったり、津島高校であったり、中学校であったり、そういった生徒たちにも協力をしていただくよう、学校を通じてお願いをしておるところでございます。

それで、ソフトボールにつきましては、1日当たり、おおむね71名、これは宇和高校、野村高校、三瓶高校、そして宇和島市にありますIPU環太平洋短期大学の方々をお願いをしているところでございます。

相撲につきましては、今ほど言いました津島高校、南宇和高校、そして野村高校はもちろんでございますが、野村中学校にもお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ありがとうございます。

次に、2点目の出店についての募集状況というのもホームページにあったわけですが、今の申し込み状況をまた教えていただきたいと思っております。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

競技会場は、先ほど言いましたように、ソフトボールが2会場、そして相撲が1会場で行うこととしております。それぞれの会場におもてなし広場というのを設けることにしております。これは選手や監督、一般観覧者等も含めまして、西予市の物産を広くPRすることを目的として、運営要領に基づき民間企業や団体等の皆様を対象に、各会場それぞれ8店舗の募集を行っているところでございます。

現在の出店の申し込み状況はというご質問でございますが、宇和球場のほうが4事業者様、そして宇和運動公園が2事業者様、そして乙亥会館のほうが8事業者様となっております。募集期間は7月31日までとしております。具体的に出店されるという出店に伴う問い合わせ等もあるということから、今後におきましても応募があるのではないかと見込んでいるところでございます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ありがとうございます。

申し込みが7月31日ということは、もうそんなに時間は余りないのかなと思うんですけれども、今の乙亥会館は8店舗ということで、ほぼというふうに理解できますけれども、あとソフトボールの会場がちょっとまだまだ余裕があるのかなと。

先ほど、飲食とか、物産とか、申し込みというか、募集の店舗のことを言われましたが、西予市がアピールできるような業種というか、そういうもの、また、西予のジオパークをPRできるような何か店舗、そういうものを待つだけでなく、国体の運営委員会のほうでしっかり吟味をして、例えばれんげまつりとか、かなりいろんな団体が出店をされるんですよ。そういう中で、こちらのほうからいかがでしょうかというふうなアピールというか、お願いをしてみて、この会場にどうでしょうかというふうなことも必要やないか

なと思うんですけれども、そういうお考えはありますか、お伺いをいたします。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

7月31日までの期間がありますので、様子を見ながら、そういったことを判断していきたいと考えているところでございますが、参加する選手や監督、役員、視察員もあります。報道員や、その他関係者並びに一般観覧者にも、本当に心のこもった人と人との交流、心の交流といったことが大切だと思っております。感動と友情の輪を広げながら、西予市の豊かな自然、そしてジオパークの魅力、また、ジオの恵み、歴史と文化に育まれた西予市の魅力を広く紹介することを最大の目的としております。募集は行っておりますが、実行委員会からの呼びかけにも、今後、先ほども言いましたように、状況を見きわめながら動いていく必要があるかと思えます。まずは目的を理解され、みずから積極的に西予市の特産であり、観光であり、ジオであり、そういったことを広くPRしようという事業者の積極的な考えの中で、そういった事業者に対して働きかけをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 今、部長言われたとおり、本当に出店を申し込んでいただいた皆さんにはありがたいなと思って、本当に敬意を表するところでございます。ぜひ各会場8店舗、しっかり埋まるようにご努力をお願いしたいなと思っております。

それとですね、この出店とは別に、会場に、東京へ行ったときもそうやったんですけど、何か地元のボランティアの方なんかがおもてなしで、僕は何かお汁物を東京の会場でいただいたんですけども、西予市の場合は3会場、そういうふうなおもてなしで、無料で来られた方にお配りできるような何か考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

私も和歌山、岩手、ともに視察に行かせていただきました。その中で、やはり地域の特色を生かしたおもてなしが行われておりました。そういったことを参考にした上で、ソフトボールにつきま

しては、宇和球場、宇和運動公園、それぞれにおもてなし会場で豚汁のご提供を考えております。相撲競技会場では、乙亥相撲の伝統がございますので、当然のことながらちゃんこを考えております。いずれも300食程度の量を想定しております。

以上でございます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 楽しみでございます。私もいただきに行こうかなと思っておりますが、それで、国体について、この本番の準備についての最後ですけども、もう一つ、ホームページに協賛の募集という項目があったんですけども、この協賛の募集についての状況もお教えいただきたいなと思います。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 今までリハーサル大会とか、そういった大会もありましたので、それも含めて、実績と見込みも含めてご答弁をさせていただいたらと思います。

国体の開催趣旨に賛同する方、業者さんのほうから協賛品のご提供をいただいております。これまで国体の協賛品では、野村高校からのカウントダウンのパネル、そして、宇和特別支援学校からみきゃん人形及びポスター、愛媛県建設業協会西予支部のほうから協賛金、また、西予浄化槽維持管理協同組合のほうから啓発用ののぼり旗とさおのご提供をいただいております。

昨年行いましたリハーサル大会では、亀井製菓株式会社さんのほうからひとくちタルトなど、大塚製菓株式会社のほうからスポーツ飲料を協賛品としていただきました。

また、ことし4月23日に乙亥会館のほうで行いましたデモンストラーションスポーツ大会ノルディック・ウォークにおきましては、ダイドービバレッジサービス株式会社のほうからスポーツ飲料、株式会社ぞっこん四国から清涼飲料水等を協賛品としていただいたところでございます。

国体本番では、現段階で決定している協賛品はといいますと、ご紹介しますと、大塚製菓株式会社さんのほうからスポーツ飲料、亀井製菓株式会社さんのほうから坊ちゃん団子、株式会社ぞっこん四国さんのほうから飲料水の提供をいただく予定となっております。

以上でございます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ありがとうございます。

本当に協賛いただいた各法人の皆さんに感謝をせないかなと思っております。これを機会に、またほかにもありましたら、ぜひ実行委員会のほうに申し込みいただければありがたいなとも思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは次に、市民の盛り上がりについてということでお伺いをしたいと思います。

本番まであと4カ月といひますか、この定例会が終わったら、多分ちょうど100日ぐらいやなかったかなというふうに記憶しておりますけれども、その残り100日間を、成功するために市民の皆さんの盛り上がりというか、そういうふうなのをやるためにどういうふうなスケジュールというか、考えておられるのかを教えてくださいなと思います。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

これから4カ月後の啓発のスケジュールと、機運醸成のスケジュールという意味での答弁をさせていただきます。

現在進行形で啓発を行っているものの一つに、市民向けの広報といたしまして、西予CATVのご協力を得まして、えひめ国体の啓発番組を放映しております。それに基づきまして広くPRをしているところでございます。放送スケジュールは、月曜日の12時45分からと17時半から、火曜日、木曜日の11時45分から、水曜日、金曜日の17時半からと、いずれも15分番組で放映をいただいております。

今後、計画していることでございますが、大きなもので、6月22日、議会の最終日がちょうど国体100日前になります。おっしゃるとおりでございます。そういったことから、西予市民、保育所、幼稚園児、小学生等も含めまして、さらには国体候補選手によるカウントダウンのパネルを持っていただきまして、写真や映像を撮影し、西予CATVや西予市実行委員会のホームページ、また、フェイスブック等で広く周知をしていきたいと考えております。

また、市内の銀行や市民病院、野村病院、JAひがしうわなど、人の出入りの多い事業所などには、そのカウントダウンのパネルやパンフレットの設置をお願いし、さらに積極的に啓発を行って

いきたいと考えております。

イベントといたしましては、100日前イベントということで、国体競技会場を中心としてイベントを予定しております。えひめ国体100日前イベントを今月17日と18日、両日、西予市営宇和球場において行うこととしております。伊予銀行のソフトボールを迎えまして、ソフトボールの指導や練習試合等を行う予定となっております。

次、国体炬火に関するイベントを計画しております。炬火といいますのは、オリンピックの聖火に当たる火でありまして、その炬火に関するイベントも行うこととしております。

さらには、ずっと継続して続けております民泊に関する取り組みでございますが、市内44地区、民泊の協力隊の皆さんに対しまして、本番までに2回の標準献立の調理実習をお願いをしているところでございます。相撲競技での民泊の受け入れは、報道関係等からも大きな関心を寄せていただいていると感じております。調理実習など取材された内容がテレビや新聞で広く伝わることによりまして、各協力隊での選手団の受け入れ準備が整えられるとともに、機運の醸成につながるのではないかと期待しているところでございます。最後に、市民参加運動として、9月を愛顔つなぐえひめ国体清掃強化月間と位置づけまして、各団体や地域の皆様をお願いをし、市民総参加で競技会場周辺やソフトボール練習会場、民泊拠点施設の周辺、また、国道、県道、市道等の幹線道路等の草刈り、ごみ拾い等の清掃、環境美化活動を展開する計画としております。

今後もイベントの開催や広報活動、説明会を通じまして、市民の皆様へのえひめ国体への関心を高め、開催機運の醸成に努めてまいりたいと考えております。一人でも多くの皆さんが何らかの形でかかわっていただき、オール西予、チーム西予で取り組むことによって、市民の一体化につながるような西予市大会を目指してまいりますので、議員各位におかれましても、より一層のご理解とご協力をお願いするところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ありがとうございます。

今、答弁いただいた中の国体の炬火ですよね。聖火にかわるものというふうに言われましたけれ

ども、これはどういうふうな感じのイベントなのか、ちょっとご説明を願いたいと思います。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 聖火にかわるものが炬火でございますが、その炬火をとる、ともし、「採火」というんですが、「火を採る、採火」というんですが、その採火のイベントと、その採火を1カ所に集める集火のイベントを計画しております。具体的に申しますと、7月から8月にかけて、旧町単位の5カ所でその採火を行います。7月8日には乙亥会館で、7月15日には城川小学校、7月17日は宇和運動公園、8月6日はかっぱMATURIの会場、そして、8月13日は奥地の海のかーにばるの会場で、その採火を行います。そして、その採火された5つの火を、今度、1カ所に西予市の火と、西予市の明かりとしてともし、集火イベントを計画をしております。それは8月19日土曜日に宇和球場で開催を計画しております。当日は、広く皆様から応募をさせていただきました、炬火の名称を応募をしたわけなんです、炬火の名称をその時点では決定をさせていただいております。その炬火名の発表とあわせて表彰式も兼ねてイベントを行うように計画をしております。

以上でございます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ありがとうございます。

ぜひ大成功に向けて、我々議員も、そして市民の皆さんとともに、できることはしっかり協力をしていきたいなと思っておりますので、また引き続きのご努力をよろしく願いをいたします。

それでは、続きまして大きな2番目の市民との協働についての質問に移らせていただきます。

1番目に、民意のくみ上げ方法はという項目ですけれども、毎年、各区長さんから行政に向けての要望というのは吸い上げというか、要望を受けていると思うんですけれども、その要望に対して行政はどのくらいお応えできているのかというふうなことを、イメージになるかもしれんのですが、お願いしたいと思います。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 おはようございます。

ただいま二宮議員のご質問の市民との協働の中での区長要望、どれぐらい応えられているかというふうなご質問でございますけれども、各区にお

けるその要望事項につきましては、例年7月に開催されます行政連絡協議会の代表者会の折に説明を申し上げまして、取りまとめを代表区長さんをお願いをしておるといふような状況でございます。昨年度、平成28年度に新規に提出をいただきました区長要望の件数ですけれども、市内全域で394件というふうになっております。そのうち要望に対応したもの、また、平成29年度の予算に計上したものの、そういったものを含めると、394件のうち220件の対応というふうな状況でございます。

なお、提出いただきました区長要望につきましては、要望内容どおりに対応が可能か否かにかかわらず、全ての要望に対しまして、市としての回答を各区長さんに行っているというふうな状況です。

また、その新規要望とは別に、同じ内容の要望が上がってまいります。引き続き提出されます継続案件につきましては、昨年度末の段階で229件ほどあるというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 今の部長の答弁で、394件中220件が対応済みということで、ちょっと私のイメージと大分違うなど。私のイメージはもっと少ないのかなど。100件ちょっとぐらいかなというイメージやったんですけども、意外に対応できているんだなというふうに思いました。

区長さんも、大体1年と2年のところがあると思うんですけども、引き継ぎができていない地域とか、そうでない地域もあると思うんですけども、結構長い間、その地域にとっては重要案件として毎回出されていることがたくさんあると思うんですよ。その案件の中の継続案件ですよ。継続案件の今言われた200件ぐらいの中の解決状況というか、そういうのは大体どのぐらいずつ解決しているのかというのはイメージ的にわかりませんか。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまのご質問の継続案件に対する解決の状況ということなんですが、数字的なものは把握が実はできておりません。その229件のうち、その3年以上また継続案件となっておりますものが139件ほどございます。その内容は、当然事業そのもの、要望そのものがな

かなか困難なものであったり、また、補助事業でその対応をしないと、対応ができないというふうなもので、時間が解決までにかかるというふうなもの等がございまして、そういったものにつきましては、すぐに解決できるというふうな状況になっていないというふうなものもございます。そういう状況でございますので、ご理解願えたらと思います。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 よく耳にするのは、できないことのほうをやっぱり耳にしますし、できたことはあんまり人に言わないというのが世の常じゃないかなと思うんで、よっぽどできんのかなというイメージのほうがちよっと強かったわけで、先ほどの私のお話になったわけですけども、引き続き、ぜひ区長さんの要望に伝えていただき、今の状況からいくと結構応えていただいているなと思っておりますので、また各地域においての要望を真摯に受けとめていただきたいなと思っております。

それとですね、もう一つ、次にですけども、窓口、店頭に来庁されて、いろんな要望をされたり、また、苦情とかいう場合もあるかと思うんですけども、そういうふうなことに対する対策は、市としてどうなっているのかというのを伺いをいたします。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまのご質問ですけども、窓口に見えられる方の要望、また、苦情の対応ということですけども、数そのものは把握はしておりませんが、市民の方々が窓口へ来庁されて要望、そして苦情の対応につきましては、その要望、苦情の内容によりまして、その担当課へまずつなぎまして、担当課において、所管する事務に関する案件として、所管事務に定める手続に基づいて対応しているというふうな基本的な流れとなっております。また、その内容によりまして、その事務に関する取り扱いが定められていないようなものも中にはございます。そういったものにつきましては、市役所内のそれぞれの部署において情報の共有をまず図りまして、連絡調整をとって、できるだけ速やかに対応できる、そういったことに努めているという状況でございます。

以上です。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 よく市民の皆さんが言われるのは、担当者の対応を聞いておられますと、個人差が結構あるなど。対応した人によって、やっぱり市民の皆さんが受ける印象というのは大分違うんじゃないかなと。今、部長も言われたように、明確なルールができていない、そういう案件というか、ありますよということなんですけども、そこなんですよね。今回質問したかったのはそこで、そういう店頭に来られた要望や苦情に対して、例えばその課の中で明確なルールができていないのかどうか。ここはもう担当者で、納得されればもうそれでいいと思うんですけども、そうじゃない場合に、例えば課長に報告して、また課内で協議するような、そういうシステムが全課にできているのかどうかという、そういうところがちょっと知りたかったわけですけども、そういうふうなのは大体ほぼできているか、できていないかというところをもう一度ご説明をいただきたいと思えます。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまの質問でありますけれども、西予市全体の事務決裁規程というふうなものを設けておまして、それぞれの案件でどこのレベルで決裁をしていくのかというふうなことをあらかじめ決めておきますので、それに基づいて、そういう状況におきましても手続を進めておるといふような状況でございます。

以上です。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 そういうものに対しての記録ですよ。記録がしっかり残っているようなことになっているのか、もう一点お伺いします。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 それぞれの記録はどうなんかなということですけども、その記録が必要なもの、記録まで至らないもの、それぞれありますけれども、その内容によって重要な案件等にあれば、当然記録をとりまして、その報告は庁内全体に決裁を回すというふうな、そういう手続をしております。

以上です。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 今言われた記録しなくてもいいものという判断なんですよね。それを誰がす

るのかと。その担当によってやっぱり差があったり、その一人の担当はこれはちょっと上に相談せないかなとか思った人もおるかもしれないし、これはもう別に言う必要はないなど。その温度差が市民の人の思いとちょっとミスマッチになるんじゃないかと。そういうのが苦情になってくるんじゃないかというふうに、今まで市民相談を受けてきた中で感じるところがあるわけですよ。そういうところ、ぜひ、その案件によって状況は変わるでしょうけども、少しでも記録がしっかり残って、後々でも、また担当者が変わっても、あのときのこの案件はこう処理していますよとか、そういうふうなことがしっかり答えられるような仕組みをぜひつくっていただきたいと思っております。

それでは、次に3番目の市長への提言の情報公開はできないかという件ですけども、西予市のホームページのようこそ市長の部屋へというところですね。そこを見ておられますと、意見及び回答はホームページには掲載しないというふうに書いてあるんですけども、管家市長になって約1年になるんですが、どのくらいの件数が提言として上がっているのかと。また、その内容、どんな内容で提言されているのか。もし、差し支えない程度で内容は構いませんけども、わかれば教えていただきたいと思っております。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまのご質問の市長への提言の情報公開に関する質問でございますけれども、市長、市への提言といえますか、そういったものにつきましては、ただいま議員おっしゃいましたように、市のホームページで市政に関する建設的なご意見、ご提言を募集をしているというふうな状況です。平成28年度にいただきました意見、提言は、年度の間で2件であります。いずれも無記名でありまして、意見、提言に対する市の回答は求められておりませんでした。内容そのものについては詳しく把握しておりません。

また、通常でありますけれども、意見、提言をいただきました場合、その内容に関する担当課に周知をしまして、その回答を要するものに関しましては、意見、提言をいただいた方に返信をしているというふうな状況です。

意見、提言の情報公開につきましては、西予市の情報公開条例に基づき取り扱いを行うというふ

うなことを基本としております。その条例の中では、公文書の公開請求というふうなものがあった場合には、非公開情報に該当しない限りにおいて、公開をしなければならぬというふうに定められておりますので、市長への意見、提言に係る文書で、決裁が終了して管理しているものがあれば公文書に該当するということになりますので、そういった文書があれば公開をするということは可能というふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 この今の市民との協働についてという大きなテーマは、行政と市民との距離感というか、そういうのはどうなのかというふうなことで質問しておるわけですが、よそのというか、ほかの自治体のホームページを見ておると、もっとフランクに市長の思いを出されておったりというのが結構あるわけですよ。やっぱり市民から見て、市長がどういうふうに考えておるのかなというふうなことを興味あると思うわけですよ。そういうことをやっぱりもっとやりとりできるようなホームページの内容にしていくと、市民から見た行政が敷居が高いものではなくて、こんなことを言ってもええんやなというふうなことになるんじゃないかなと。ぜひそういうふうな方向性を見せていただきたいというふうに思って、この質問をさせていただきました。

次の自治基本条例というところも関連をいたしますので、次に行きたいと思っております。

今言いましたように、市民と行政との距離感ですよ。管家市長は1年で、昨年、行政報告会で回られたと思うんですけども、そのことと、この1年終わってみて、市民と行政の距離感、自分がまだ市民のときと、市長になってからと、その違いとか、もしありましたら伺いをしたいと思っております。

○議長 管家市長。

○管家市長 ただいま二宮議員からご質問にありました件について、私のほうから回答させていただきたいと思いますが、やはり市長になりました、市内全域を回らせていただいて、皆さんからいろんなご要望をいただいた。そして、その中には本当に建設的なご意見が多いなというふうに感じましたし、そして、このふるさと西予、そして

自分たちが生活されている地域というものに対する愛着、そして、今を乗り切ろうとする力強さ、そういうものを感じたところでもあります。ずっと回ってみて、この27の地域を回らせていただいた関係する各組織の皆さん、地域の皆さんのご努力のもと、そして職員も一緒に回ってくれたわけですが、その中で、少しは行政と市民の皆さんとの距離が縮まったのかなという気もしますが、ただ、回ってみて、こちらは広報とか、ホームページとか、いろんなところでお知らせをしているつもりが、なかなかそれが通じていない。やっぱりそこらあたりは工夫しないといけない。このケーブルテレビの活用なども一つの方法ではなかろうかと思いますが、そういうような問題点も浮き上がってきた、そういう感じをしております。

今後とも、市民の皆さんと一体となって、そして、議会の皆さんも各地域に出向かれておりますが、そういう近づく努力を今後とも行っていきたいと、そのように思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ありがとうございます。

私も、今市長言われたように、同じような感想というか、持っております。

それですね、今、地方創生で、全国が自分とこのまちの特色づくりとか、生き残っていくためにいろんな努力をされておるわけですが、やっぱりそういう中で、協働ということは、今市長言われたように、回ってみて話したらやっとなかるといことがたくさんあるわけですよ。さっきから言いよるように、要するに会話、キャッチボールが多ければ多いほど、距離感は近くなるということではないかなと思うんですけども、以前、最近ちょっと余り言わなくなりましたが、自治基本条例ということ、議会基本条例もそうやったですけども、議会基本条例、自治基本条例というのがブームみたいになったことがありました。西予市の場合は議会基本条例はつくりましたけども、自治基本条例はまだということで、以前、三好幹二前市長にもそういう話をしたら、もうそやな、次は自治基本条例やなって、あれは飲み会の席やったとは思んですけども、言われたことがちょっと残っておるんですけども、議会の有志で沖縄の石垣市に自治基本条例の

勉強に行かせていただきました。石垣市は、沖縄で初めて自治基本条例を制定されたところで、2010年の4月に施行をされました。それで、いろんな経緯をお話を聞いた中で、やっぱり条例を一つつくるということは、いろんな市民の皆さんとかかわっていかなあかんわけですよ、いろんな部署と。それがやっぱりプロセスが大事ななというふうに感じましたし、そして、昨年、もう一つ、高知県の佐川町にも、それは移住交流の勉強をさせていただきに行ったときに、そこもそれをつくるために、いろんな各地域に行政が出向いて、ただ区長さんとかだけじゃなくて、いろんな諸団体の方と会話して、意見交換する中で、一つのものをつくられているというふうなことで、条例つくったからよくなるということは思いませんけども、その条例をつくっていきこうという姿勢の中に、市民の皆さんが、先ほど言った距離感が近づいていく、巻き込んでいくという状況になるんじゃないかなと思うんですけれども、管家市長には初めてこれ自治基本条例の話をするわけですが、そういうふうな必要性を行政としては持っておられるかどうか、お聞きをしたいなと思っております。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいま自治基本条例の必要性等のご質問をいただきました。

議員おっしゃりましたように、2000年の地方分権一括法、そしてその後、2011年の地方自治法の改正による総合計画の義務づけの排除によりまして、自治の基本原則、また、市民の権利、市民や議会あるいは市長、行政職員等の役割や責務、市政運営の基本原則、また、参加や協働のための原則などを定めた自治基本条例の制定が全国的に広がっておるというふうな状況であります。ことしの4月の段階では、特別区を含めまして、全国1,741の自治体のうち、365の自治体が自治基本条例を制定をしておるというふうなことを聞いております。

西予市では、地方自治法の改正後、市の方向性を明確にするものと、そして、最上位計画として第2次総合計画というふうなものを作成をしまして、総合的かつ計画的な市政運営を図るとともに、市民との協働によるまちづくりを推進をしているというふうなところでございます。

先ほどありましたように、それを踏まえまし

て、市民との距離感を縮めるというふうなこと、そして市民の皆さんとの信頼関係を構築していくというふうなこと、行政が地域に出向いていくというふうなこと、市政懇談会を開催しておりますし、また、地域づくり交付金等の活用によりまして、地域主権、そして住民協働のまちづくりを進めているというふうな状況であります。

今後においても、基本的な姿勢としましては、第2次総合計画に基づきまして、住民と行政が対等の立場で、また、お互いの立場を尊重しながら、一体となったまちづくりを進めたいというふうなことを考えておるところでございます。

その自治基本条例の制定はというふうなことなんですけれども、これにつきましては、自治基本条例そのものは、住民参加などの自治体運営の理念を定めたもの、また、自治体の憲法と言われておりますけれども、地方分権のそういった高まりとともに、各地域で制定をしております。県内でも現在4市町が制定をされておるというふうなことを聞いておりますけれども、一方で、その制定段階でなかなか理解を得られなくて、制定まで至らなかったというふうな、そういった自治体もあるようでございますので、地方自治法という基本となる法がある中で、当局として、その必要性があるのかどうか、そういったことを引き続き研究をしていきたいというふうなことを考えております。

以上でございます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 確かに、今の先ほど言いました石垣市においても、いざ、採決というか、するときには満場一致じゃなくて、全員賛成じゃなくて、四分六的な感じで条例が制定されたというふうにもお聞きをいたしました。そういうふうには細かくやることによって、それはおかしいぞというふうなこともたくさん出てくると思いますんで、その議論をするということが僕は大事じゃないかなというふうに思うわけですよ。先ほど言ったように、条例できたから西予市はよくなったよというふうには、多分一遍にはならんと思うんですけども、その過程において、少しずつ市民の気持ち、行政に興味を持ったり、関心を持っていただくということが大事じゃないかなと思うわけですよ。

特に、今から本当に人口減少、少子・高齢化の

中で人口減少になって、今、地域づくりのことで多少参画はしてもらえ出したかなとは思いますが、そのスピードと、減っていくスピードと、その地域の実情がどうなんかなというのをちょっと考えたときに、5年先を考えたなら、もうちょっと不安かなというふうなことさえ思わないといけないという中で、今回、自治基本条例という話を出させていただきました。

その中で、先ほど言われた、要するに住民の憲法、市民の憲法の自治基本条例がある一方で、要するに実質的な協働活動というのは、この次にあります、ちばの市民協働レポートというのがあるんですけども、これは改選前のときの議会で第1期目の西予市創生特別委員会というのを作りまして、そのときの菊池委員長のときに行政視察をさせていただきました。千葉市のちばレポというのがあるんですよね。これは本当に市民と協働で行政と一緒にやっということなんですけれども、行政の皆さんと議員の皆さんには、タブレット、パソコンのほうに参考資料を送らせていただいております。また、CATVをごらんの皆さん、そして、傍聴の皆さんは、ちょっとないんですけども、帰って千葉市のホームページを見ていただきますと、ちばレポという項目がありますので、表紙の真ん中辺に、ぜひそこをクリックしてみてくださいなんですが、ケーブルテレビの皆さんには、ここにあるような仕組み、例えば市民の皆さんが公園とか道路で、これは傷んでおるなとか、おかしいなと、壊れておるなと、危ないなとか、そういうふうな地域における小さな課題を発見されたときに、スマートフォンとか、タブレットとかを使って、市に写真つきでレポートしていくと。

そのちばレポシステムというのが、市民からレポートが届いて、ウェブ上で公開をされ、情報が可視化される。誰でも見れると。そしてそれが共有化をされると。それで、その項目によって、これは市役所でやらないかなと。例えば建設課がやらなあかんとかいうことがあったら、建設課で解決するし、これは市民の皆さんで何とかしてもらえんやなというふうなことであれば、市民の力で解決をしていただけるというふうに切り分けていくと。

そして、市民の力を発揮できる課題、公園の草刈りやったり、ベンチの落書き消しであったり、

また、椅子、ベンチの修理ですよね。あと道路の側溝に升詰まりしているとか、市民の皆さんもちょっと協力していただければできそうなこと、そういうことをやっていただいて、こういうのはこういうことで解決しましたよというのをまたレポートで上げて、報告していただくというようなシステムなんですけれども、私もその視察へ行ったときはそれほど、まあええなどは思いましたが、それほどちょっと関心はなかったんですが、いろいろ帰ってきて、またあれはどうなっておるのかなと思ってホームページを見たら、その視察で聞いたときよりもかなり進化しているというか、市民の皆さんも参加を、工夫をされているし、ウェブ上で見ている現場というか、そういうレポートの数もかなり多いなというふうに感じました。市役所でなければ処理できない課題、そして、市民ができることは市民がすると。このことはですね、先ほど言った今から少子・高齢化で、要するに地域にやれる人がだんだん少なくなってくる中で、行政にも頼れない。行政も今の西予市の場合は財政的に、要するに自力でできる部分は2割しかないわけですね。あとは国や県からの財政を頼っている事業をするわけですけども、そういう中で、例えば今までみたいに、この道路は直すんやったら、建設課に言うたら、例えば200万かかりますと。それを地域の方はこのぐらいでええんよと。このぐらいで直したらええんよというたら、例えば40万ぐらいで直るかもしれないというふうなことはたくさん出てくると思うんですよね。そういうのをこういうやりとりの中で今から選別をしていく必要があるんじゃないかということで、これは、今、SNSの発達によって、こういうちばレポということがあって、よそも見たら、何市かはこういう同じようなこともありました。ぜひ、これ一回参考にして見てもらえたらと思うんですが、この質問したことによって、多分一回は見られてるんじゃないかと思うんですが、その感想がもしありましたらお願いしたいと思います。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまご紹介いただきましたちば市民協働レポートに対する感想はということなんですけれども、市民と行政をつなぐ新たなコミュニケーションツールとしてICTを活用して、当事業は先進的な事業であるというふうに考

えております。

千葉市、先ほど紹介のありました千葉市におきましては、今、自治会への加入率の低下が課題であり、また、行政とのかかわりが希薄する一方で、そのICTを活用することで市民参加を促すというふうなことも、一つ目的であったというふうなことも聞いているところでございます。これまでにない市民と行政の新しいチャンネルと申しますか、そういったことで、市民との協働の新しい形ができておりますし、行政運営の効率化を図るためには必要な情報を得る新たなツールになっておるんじゃないかというふうに考えております。

この手法につきましては、都市部における顔の見えないといいますか、そういった社会環境においてマッチした、そういった大きな自治体においてマッチした手法であるかなというふうなことも考えますけれども、西予市のように、日ごろから近所づき合いのあるコミュニティーを重視した地域において、そのICTを活用したやりとりだけでは、田舎のよさといいますか、強みといいますか、そういったことがなかなか発揮できないというふうな懸念も一部ではあるところでございます。

今後、そのICTの分野の発展といいますか、活用はだんだんと広がってくるというふうに考えておりますので、西予市の協働の言われましましたまちづくりの中で、何が必要であるかというふうな視点をしっかり持ちながら、そのICTの活用についての方法等についても検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ありがとうございます。

あくまでも一つのツールとして、ぜひまたご検討いただきたいなと思っております。

時間が来ましたので、以上で一般質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前10時03分）

○議長 再開いたします。（再開 午前10時15分）

次に、10番小玉忠重君。

○10番小玉忠重君 おはようございます。議席

番号10番小玉忠重です。

議長により発言の許可をいただきましたので、質問通告書、議会規則並びに申し合わせ事項に従い一般質問いたします。

まず1ですが、管家市長の市政についてお伺いいたします。

まず、平成28年度予算の執行等、市長に就任されてから1年間がたちました。そのご感想をお尋ねいたします。

次に、平成29年度予算に市長が取り組む7つの目標がどう反映されたかをお尋ねいたします。特に人口減少に対する予算をどのようにつけられたかをご説明願います。

2番目ですが、農業用ため池について、昨年度、宇和町大江地区フケ下池の決壊がありました。これを契機に身近に災害が起こることを私も感じました。地震が今後30年以内に70%の確率で来るとか言われておまして、西予市はもとより、県内でも防災減災に対する要望が高まっていると感じております。いろんな災害が予想されますが、そのうちの私はため池についてお伺いしたいと思います。西予市のため池のうち、漏水等により危険がある池はどの程度ありますか。また、その整備計画はどうなっていますか。

2番目、ため池修繕についてどのような方向性があるか、お尋ねします。

3、農業者の高齢化や離農により受益者が少なくなつて、耕作放棄地もできておりますし、ため池の管理ができない等の理由により、ため池の廃止要望はどのくらいあるのか。また、その場合の費用負担はどうなっているのかをお尋ねします。

3番目、西予市の定年退職者の活用について、西予市が誕生して13年が過ぎました。退職された市職員の方々はそれぞれの分野で活躍されております。この方々には40年近い行政経験や、その間のいろんな経験、たくさんの英知を備えられていると思います。

再任用で市役所で活躍、指導員として活躍されておる方もいますが、これらと異なる方法です。この経験と英知を西予市のために活用できる仕組みはできないか。また、退職者がいろんな企画を提案できる場所や機会を設けることができないか。

以上、3点についてお尋ねいたします。

○議長 管家市長。

○**管家市長** 小玉議員から就任1年目の感想をというご質問がありましたが、まず予算執行に関しまして答弁させていただきますが、平成28年度の予算は、三好市長のもとで、西予市の未来につなげていく予算として、それまでに培われた基礎基盤の上で、合併特例期間中に実施する必要がある事業の推進、また、地方創生に取り組む予算として編成されたものであります。したがって、私の市政初年度は、事業計画を着実に推進しつつ、私の目標とする施策については、時期を逃さず取り組むという方針で、市政運営をしてまいりました。

平成28年度には、衛生センターや宇和学校給食センターなどの懸案であった大型建設事業が完成をいたしました。また、宇和病院跡地を活用した社会教育複合施設整備事業の着手や、明浜及び野村支所の改築に向けた作業も順調に進めさせていただきました。

これら以外に、私の施策予算として人口減少対策、特に子育て支援対策についてはスピード感をもって取り組みをいたしました。子育て世代の就労支援と保育環境の充実を図るため、事業所内保育施設と病児保育施設との複合施設の整備、城川地区における魚成、土居、両保育所の統合新設、ゼロ歳児への子育て応援券の支給準備などに取りかかせていただきました。その後、平成28年度当初予算に計画していた事業は、おおむね予定どおり実施できた、そのように判断しているところでございます。

私は、昨年5月16日から市長として市政運営を預らせていただきましたが、就任1年間、あっという間に過ぎたという感があります。この間、議会の皆様、市民各位、市内外の関係機関の皆様方による支援を受けながら今日を迎えることができ、改めましてお礼を申し上げます。

特に、予子林地区の大火からの復興支援につきましては、議会、行政、市民が一体となって取り組みましたことは、本市の市政基盤のすばらしさとして心に強く残っております。

先ほど、二宮議員の質問のときにも答弁させていただきましたけれども、市政懇談会や各種行事、会合に参加させていただき、市民の皆様の声をお聞きする中で、各地で生活、文化を守りながら、次世代へふるさと西予を引き継ごうとされる力強さを感じました。少子・高齢化、人口減少と

いう大きな地域課題、これをふるさと西予を思うこの力をもとに、産業振興、教育、医療、福祉の充実、生活インフラ整備等を一層進めることにより、解決の道が開けるのではないかと考えております。先人から受け継いだ多様な生活、文化を守りつつ、市外へもそのすばらしさを四国西予ジオパークのブランドを活用しながら展開していきたいと感じた1年間であります。

今後も、市民の皆様の声に耳を傾けながら、我がまち西予の発展のため、全力を傾注する所存であります。市民の皆様、議員の皆様にご理解、ご協力をお願い申し上げます。

続いて、平成29年度予算において、私が取り組む7つの目標がどのように反映されているか。特に人口減少対策に対する予算はというご質問について答弁させていただきたいと思っております。

このことについては、さきの3月定例会において、私の所信の中でも触れておりますとおり、平成29年度は西予市で生活を望む人がふえ、その望みがかなえられるまちづくりを目指して、人口減少対策、愛顔つなぐえひめ国体の成功、防災減災対策、四国西予ジオパークの推進、産業・雇用創出、小規模多機能自治の推進、チャレンジ改革の7つの視点で、安心が体感できるまちづくりを進めることといたしており、それぞれの視点における施策または目標を実現するために、必要かつ効果的な事業を位置づけ、必要経費を予算化いたしました。いずれの事業も施策実現のための重要なものでありますが、特に今年度は64年ぶりとなる国体の開催の年であり、開催まであと110日余りとなりました。その成功に向けて、行政、市民が一体となったオール西予で取り組み、万全を期したいと考えております。

また、特に人口減少対策に対する予算についてということではありますが、以前から申し上げておりますとおり、過疎化、少子・高齢化が急速に進んでおります当市におきましては、人口減少対策は早急に取り組まなければならない最重要課題に位置づけているところでございます。人口減少は地域のコミュニティ活動、生産活動、経済活動の衰退に直接影響し、そのまま地域の衰退を招くことになりかねません。この傾向は将来続くことが予想されていますが、それでも、そのまま手をこまねいているわけにはまいりません。人口増を目指すことはなかなか現実的に困難であります

が、せめて人口減少を緩やかにすることは可能であると考えております。

空家対策も兼ねた都市部等からの移住交流施策も積極的に推進してまいります。とりわけ子育て支援対策、子育て環境の整備は移住条件にもつながる大きな柱の一つであり、私の最優先政策としてスピード感をもって推進する所存であります。

平成29年度の予算におきましては、先ほども申し上げましたけれども、子育て応援券の支給を開始いたしました。また、事業所内保育と病児保育の複合施設及び城川地区の統合保育所、市内の社会福祉法人で進められております認定こども園など、施設ハード面については年度内完成を目指して事業を推進いたします。これ以外にも、特定不妊治療助成、乳幼児及び児童医療費助成など、西予市が子供を産み育てやすいまちとなるよう、物心両面で安心を感じることができる環境整備に取り組んでまいります。

なお、推進体制といたしましても、子育て支援に関する窓口の一元化を図るため、子育て支援課を今年度から新設したところであります。子育て支援課を中心に、全庁横断的に連携して、新たな挑戦も含め各種施策を展開し、子育て環境の整備、ひいては人口減少の抑制を図ってまいります、そのように考えている次第であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 おはようございます。

それでは、小玉議員からの2点目の農業用ため池についてのご質問につきまして、まず初めに、市内のため池の現状についてご答弁申し上げます。

西予市には、農業用施設としてため池台帳に記載されている農業用ため池が292カ所ございます。その多くが江戸時代以前に築造されたものと言われておりまして、修繕や改修が繰り返されて現在に至り、受益者等による管理作業によって維持されております。現在、漏水や堤体の変状等が発生しているため池は市内で43カ所ございます。そのうち、漏水等の状況により、維持管理及び防災上の問題が顕著な14カ所につきましては、愛媛県及び西予市による防災パトロールを行い、継続的な経過観察調査を実施しておりますが、このような老朽化施設は、近年、増加傾向に

ございます。

また、人口減少、高齢化などや、現在の農業情勢の中で、受益者の減少、農業用施設としての役割の低下などによりまして、受益者や管理組合などによる維持管理が徐々に難しくなっているということは市としても認識しているところであります。

ため池の機能といたしましては、ご案内のように、農業用水の確保だけでなく、生物の生息、生育場所の保全、地域の憩いの場の提供など、多面的な機能を有しております。また、降雨時には雨水を一時的にためる洪水調整や、土砂流出の防止などの役割を持つほか、地域の言い伝えや祭りなど、文化、伝統の発祥となっているものもあり、そういった意味では、西予市におきましてはジオパークの一つでもあります。

ため池改修工事につきましては、中山間総合整備事業によりまして、計画上の地名ではあります。東宇和東部に10カ所と、東宇和西部に14カ所をあわせた合計24カ所につきまして、全面改修を実施して、平成28年度をもちまして事業を完了したところであります。

また、ため池の被災状況につきましては、農林水産省のまとめによりますと、平成19年度から28年度までの10年間では、全国でため池被害の約7割が豪雨によるもので、約3割が地震によるものとなっております。

西予市におきましても、ちょうど1年前になりますが、6月下旬の梅雨前線豪雨によりまして、宇和町大江地区フケ下池が決壊し、市長が関連世帯に避難指示を発令し、地元関係者や関係機関並びに多くの皆様のご理解とご協力によりまして、迅速に避難いただき、人的な被害はなく、その後、災害復旧事業を実施していることは記憶に新しいところであります。その後、市内全域におきまして、漏水や老朽化並びに耐震診断結果等に基づくため池改修計画のあるものが、現在11カ所ございます。

続きまして、このような老朽ため池の改修の方向性についてご答弁を申し上げます。

改修方法は、全面改修と部分改修の二通りございます。1つ目の方法といたしましては、国、県費を活用した補助事業でありますが、現在は全面改修のみが対象となっており、事業種別や要件等により変動しますが、おおむね10%程度の地

元負担金が必要となります。先ほどご説明いたしましたため池整備計画11カ所につきましては、計画はございますが、全面改修による高額な地元負担に加えて、離農等による受益者の減少及び工事期間中の代替水源の確保などの問題から、今のところ事業申請に至っておりません。

2つ目の方法といたしましては、老朽化や破損の程度から、部分改修を選択できる場合には、いわゆる小規模な改修、応急的な改修などにつきましては、西予市単独の農林土木事業補助金交付規定に基づく市単独土地改良事業を活用しまして、補助対象の事業費上限200万円、補助率50%の条件で、上限100万円となりますが、そういった補助金の交付を受けて修繕を行うことが可能であります。

最後に、ため池の管理困難等による廃止要望ため池の数及び費用負担についてご答弁申し上げます。

平成28年度に取りまとめました292カ所のため池管理者からのアンケート調査では、将来、廃止意向のため池は現在11カ所ございます。これは先ほどのこれから利用していくための改修計画がある11カ所とは別であります。

ため池廃止事業につきましては、事業費の下限が800万円、地元負担で15%の条件で、国、県の補助事業の活用が可能で、事業の中では、前向きな事業として2つあるため池を1つにして、機能を充実させるといったような想定などありますが、この事業における実施は現在のところございません。端的に申しますと、経済的な面で、受益者が120万円以上の負担をして、今後農業用施設として活用しないため池廃止事業をなかなか実施できないということでございます。

また、市単独土地改良事業につきましても、本来の事業がため池継続利用を想定とした軽微な整備改修が目的であるため、50%以上の地元負担金が必要となっており、実際の補助対象事業の上限が200万円ですので、補助の上限が100万円となりまして、事業費がそれを超える可能性もあり、危険ため池対策としてのため池廃止事業には適していないことから、今後、防災減災的な観点から、廃止ため池の地元関係者及び関係機関、庁内関係部署との協議を行いまして、廃止事業要件の緩和や補助事業の新設などを国、県に対しても要望するとともに、市の方針も検討していきたい

と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 河野副市長。

○河野副市長 私のほうからは、議員ご質問の3番目の西予市の定年退職者の活用についてお答えをさせていただきます。

60歳で定年退職となった職員が市の仕事を続ける場合は、ご存じのとおり、再任用制度というものがあまして、現在、一般行政事務職で11名の者が行政経験を生かして活躍しております。そのほか、地元の取りまとめ役である区長などとして、地域でご活躍いただく場合のほか、民間機関であるシルバー人材センター等において勤務されるなど、多方面で市に貢献をしていただいております。

その一方で、公務員の天下り問題については、規制が厳しくなってきておりまして、例えば管理職であった職員が退職後に再就職する場合には、現職員への働きかけが退職後2年間禁止をされたり、再就職先の市への届け出が義務づけられるなど、退職者に対する管理の徹底も求められている状況でございます。

ご質問の再任用と異なる方法での退職者が活躍できる仕組みづくりにつきましては、このように、天下り先や働きかけ等の問題があることから、慎重にならざるを得ませんけれども、選挙管理委員会や固定資産評価審査会などの行政機関の非常勤特別職においては、委員のお一人として行政経験者による力添えが必要な部分がございますので、適任者がいる場合には積極的に任命をさせていただきたいと考えております。

次に、退職者が企画を提案できる場所や機会につきましては、改めてそれに特化した場所や機会を設けるということは、現在のところ考えてはおりませんが、議員言われるとおり、市の職員を勤め上げた者は市行政の卒業者であり、その道の専門家であります。退職者の会など退職者の方々が集まれる機会において、皆様のご意見を拝聴できればありがたいと、そのように思っております。

以上、答弁といたします。

○議長 小玉忠重君。

○10番小玉忠重君 若干再質問させていただきます。

28年度決算については、議会としては決算特

別委員会で10月ごろ審査をいたしますので、またその結果をですね、30年度の予算の参考なり、反映させていただけたらと思います。

それから、29年度の予算はもう決まっておりますが、三好市長のときはマニフェストと言われてですね、工程表をつくってやっておられました。市長さんもされておりましたので、私どもも4年間しか任期がありませんので、それぞれ自分ができること、やりたいこと、目標を立てたら、ある程度期間があるのかなとは思っております。

それから、人口減少ですね、これ最大の課題であり、これを解決すれば、たくさんの問題の解決につながりますので、これを重点施策としてやっていただきたいと思っております。

ちなみに、私、結婚推進委員になりましたので、なるべく結婚していただいてですね、人口が少しでもふえるように、私も微力ながら努力したいと思っております。

それから、ため池についてですが、これ具体的に言いますと、野村町の太田地区、住宅の上にてため池があります。去年6月28日の豪雨ですね、土手いんですか、増水して、消防団で水をくんでいただきました。それで大事故には至りませんでした。現在はその池の状況がさらに悪くなっておりまして、横に山林があるんですが、それは伐採されましてですね、今裸山になっております。裸山になっておりますので、雨が降ったら、普通なら木があれば少しでも地面の中に入りますが、それがもうできません。それから、材木を搬出されましたので、作業道ですかね、できております。それが今度水みちになりましてですね、雨が降ったら、その作業道を通してですね、土砂崩れを起こす危険があります。その下に住宅がありまして、山の中でしたら、それ田んぼや畑が少し被害を受ける程度で済むかもしれませんが、太田地区は下に住宅がありますので、その住民の方がですね、ため池が飛んだら自分たちの住宅まで土砂が来るかもしれないということで、このため池の安全対策はできないか。確かにさっきの農業用では難しいかもしれませんが、危機管理と申しますか、安全・安定的なことの対策はできないかをお尋ねしたいと思っております。

それから、退職者の活用についてですが、確かにいろんな規制もありますが、宝の山と申しますか、せっかく経験されたので、これを生かすよう

な制度ができないかなと思っております。アドバイザー制度でして、退職者の方が提案されることに、必ずしも縛られるいうんですかね、そのとおりせないけんということもありませんし、でも、この方もですね、自分が提案したことを取り上げていただければ、次から発言することはなくなりますので、この辺大変難しいとは思いますが、何とかこのアドバイザー制度とかをつくっていただいて、アドバイスを受けていただけたらと思います。

答えられることがあったら答えていただきたいと思っておりますが、以上です。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 小玉議員のほうから、野村太田地区の太田池について、西予市の対応及び今後の対応はどうかというご質問につきまして、ご答弁させていただきます。

現時点での農業水産課の対応として考えられますのは、先ほども説明させていただきましたように、一つには、農業用施設としての現行の事業によるため池整備の補助金を交付することということが可能というふうに考えられます。

ご質問のありました太田池につきましては、ご相談を既にいただいております。担当職員が現地調査にも伺っております。その中で、ため池の貯水機能を廃止して、水路を新たに整備することが、やるとなれば必要となるというふうに想定をしております。仮に、現所在地元関係者で既に計画というか、検討されているんですけど、聴取されている事業の見積もりを参考にいたしますと、助成対象事業の200万円を大きく超えておまして、地元負担も100万円をはるかに超えるんじゃないかというふうに思っておりますので、現在の数名、実質的にはゼロの受益者による事業負担は困難ではないかというふうに思われます。

また、もう一つの対応としまして、補助事業の活用ですけれども、これも先ほど言いましたように、下限でも800万円ですので、120万円の地元負担になります。生産性の向上などを伴わない支出であるために、これについても費用負担は、同様に困難ではないかというふうに思われます。

したがって、いずれの対応も受益者には難しい状況ではありますが、先ほども申し上げましたように、特に実質的にため池の利用がなく、受

益者がいない。その上で、さらに特に下部に災害時に住宅等の悪影響が考えられる場合には、そういった場合のため池廃止事業に関しましては、今後、防災減災的な観点から、廃止ため池の地元関係者及び関係機関、庁内関係部署との協議を行いまして、先ほど申しました廃止要件の緩和とか、補助事業の新設などを国県に要望することとともに、市の方針を検討してまいりたいと思います。

また、あわせまして、特に現在梅雨時期でもありますので、人的な災害の発生につながらないように、市として必要な対応も検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 河野副市長。

○河野副市長 定年退職者に対する再質問のことについてお答えをさせていただきます。

小玉議員におかれましては、本当に市の職員の退職者に対する温かいお言葉と評価をいただきまして、まことにありがとうございます。今言っていたいただきましたアドバイザー制度、そういうものも確かにいい制度であろうと思いました。退職者の方のご意見も聞きながら検討させていただくと、そのように思いますので、今後ともどうかよろしく願いいたします。

答弁といたします。

○議長 小玉忠重君。

○10番小玉忠重君 そしたら、以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前10時53分）

○議長 再開いたします。（再開 午前11時05分）

次に、7番佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君 議員番号7番佐藤恒夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、質問通告書、議会規則及び申し合わせ事項に従い一般質問をいたします。

今回、3つの質問をいたします。

まず初めに、公共トイレについて伺います。

私の小さいころというのは、トイレは水洗ではありませんでした。和式のトイレがほとんどでしたので、トイレのイメージというのは、臭い、汚い、暗い、そういった印象のところでした。しかし、現在では水洗トイレが普及をして、イメージ的にもトイレの環境が変わってきています。特

に家庭では温水洗浄便器、いわゆるウォシュレットつき便座の普及が進んでいて、トイレ・イコール・きれいで清潔な場所として確立をされてきています。そんな環境の中で生活をしていますから、環境の悪いトイレに遭遇したら、どんな気持ちになるでしょうか。多分二度とその場所には足を運ぶことはないと思います。生活をしていく中でトイレは必要不可欠なものです。特に公共施設では大変重要だと考えます。

市が管理しているトイレについて伺います。現在市で管理しているトイレの数は何棟あるのか。そのトイレの維持管理はどのようにしているのかを伺います。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまの佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

公共トイレの状況ということで、市が管理しておりますトイレの棟数、そして、その維持管理はどうなっているのかということでございますけれども、議員ご質問のトイレにつきましては、公共施設の屋外トイレというふうな理解で答弁をさせてもらったらというふうに思います。

現在、市が管理しております屋外の公共トイレは、施設付随のものも含めまして109棟と把握しているところでございます。

その維持管理につきましては、施設に付随した公共トイレは、施設を管理しております市または指定管理者が行っております。また、公園や道沿い等に設置しております公共トイレに関しましては、そのトイレが設置してあります地区の各種の団体等をお願いして、管理をいただいているという場合がほとんどでございます。その管理の経費につきましては、草刈りや剪定などあわせまして、有償でお願いをしている場合もありますし、地域からの要望で設置をしました公共トイレは、無償で清掃等をしていただいております。その際、軽微な処理に関しましては、地区で対応をしていただく場合もございますけれども、故障や、そして施設の修理に関しましては、ほとんどの場合、市で対応しているというふうな状況でございます。

以上、答弁といたします。

○議長 佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君 分割質問でしたので、最後までいくのが筋ではありました。申しわけございま

せん。

3番目の分についても、ちょっと質問をさせていただきますが、例えばなんです、休日あたりに外出をしたときとか、外回りの仕事をしているときとかにトイレ休憩をする場合とかというのは、当然きれいなところを選んで休憩をいたします。道の駅とか、サービスエリア、コンビニ等のトイレを使用いたしますが、そこで感じることは、トイレがきれいなところというのはお客様も多く、繁盛をしています。逆に、人が少ないところというのはトイレも汚いし、掃除もできていないところが多いようです。

民間企業では、特にサービス業をしているところなどはトイレの整備をしっかりとされているところがふえてきています。一定の時間にチェックをして衛生面の管理を徹底されています。トイレだけのお客様、大歓迎といったぐあいです。それだけトイレは重要だということです。

近年、トイレは用を足すだけではないのです。清潔で気持ちよく利用できるトイレが必要です。トイレの環境が悪いと、市の施設やイメージにも左右をして集客にも影響を及ぼします。ことしは10月より国体も開催され、多くの方が西予市に訪れます。開催場所におけるトイレはしっかり整備されているか。今後トイレを新設・開設するに当たり、どのようなトイレを考えているのかも伺いをいたします。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいま国体の開催に向けてのトイレの整備の状況、また、今後のトイレに対するあり方のご質問がございました。

国体開催競技のソフトボール成年女子の会場となります西予市宇和球場につきましては、施設を全面的に改修をさせていただきました。それに伴いまして整備も行っております。また、サブ会場となります宇和運動公園多目的広場の公衆トイレも全面的に改修をして、利便性が高まっているというふうな状況でございます。

ソフトボール成年女子につきましては、2020年の東京オリンピックの正式種目に復活をしたというふうなことから、多くの来場者が西予市にお越しになるというふうなことも想定をしているところでございます。既存のトイレのみでは不足をするのではないかとこのふうなことから、仮設トイレを設置をしまして対応することとしている

ところでもございます。仮設トイレは昨年のリハーサル大会でも使用した最新式ウォシュレット式のものを設置するというふうなこととしております。

また、相撲会場になります乙亥会館でございますけれども、建設後13年を経過をしておりますけれども、比較的新しい施設でありますことから、あわせて、相撲選手用の大きなトイレもございまして、十分対応できるのではないかとこのふうなことも思っております。

なお、仮設トイレにつきましても、ソフトボール会場同様に、最新式のものを設置するというふうなことで対応していきたいというふうなことを考えております。

次に、公共トイレの新設あるいは改築に関する市の方針でございますけれども、平成28年の3月に公共施設等の総合管理計画を策定をしております。その中で、原則としまして、新規の公共建物は建設をしないというふうなことの中で、公共トイレを単独で新たに設置はしないという方針も示しているところでございます。今後も既存の公共トイレをこのまま活用をしまして、老朽化が進んでいるものは、利用状況や必要性を勘案をしまして、改築をするのか、あるいは廃止、除却をするのか、検討をしてみたいというふうなことを考えております。

また、公共トイレを利用された方から、先ほど議員おっしゃいましたように、清掃が行き届いていないため、利用ができなかったというふうな厳しい声も一方ではいただいておりますので、維持管理につきましても、市民の皆様のご協力のもと、市内外の利用者が清潔で気持ちよく利用できる公共トイレとなるよう努めるとともに、市や施設のイメージに悪影響を及ぼさないように努力をしていきたいというふうなことを考えております。

以上でございます。

○議長 佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君 維持管理のほうをしっかりとさせていただけるということでお聞きいたします。本当に国体に向けて整備のほうをよろしくお願いをいたします。

次に、図書館について伺います。

図書館は、子供から高齢者まで誰もが利用する身近な施設であります。市民が新しい知識や情報を身につける学びの場所です。生涯学習の拠点と

しての役割が求められています。

昨年、議員として、函館図書館と日本一の読書のまち三郷市へ視察に行きました。視察で感じたことは、図書館に訪れるだけで、長時間滞在したくなる魅力的な空間がつくられていて、訪れる人の居場所が確保をされています。子供の成長を支え、子育ての支援をしています。幼児期から読書に親しむ環境をつくり、子供を連れて来館されて、親子で過ごされている光景を見かけました。また、図書館で行うサービスも充実をしていました。ボランティアグループによる絵本等の読み聞かせ、調べ物の専用のカウンターを設置、読書や勉強など、児童・生徒の居場所の確保等々、飽きがこない仕組みを確立されていました。

図書館は、誰でも使える施設です。親子で利用したり、多くの時間を図書館で過ごしたりする滞在型の利用がふえています。また、図書館を拠点としてさまざまな活動をしている市民の方、特に定年後の高齢者の方が利用をされています。その意味においても、市民にとって必要度の高い公共施設です。

そこで、新設予定の図書館について伺います。

西予市では、平成30年に市民図書館を竣工予定されています。新しい図書館はコミュニティー機能もあわせ持つ施設と聞いていますが、どのような機能を考えているのかをお聞きいたします。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 図書館の新設に当たりまして、その基本構想についてのお尋ねかと理解しております。今までの経過も含めましてご答弁を申し上げさせていただきます。

一昨年の12月に旧宇和病院跡地利用検討委員会のほうから答申をいただきました。その中で、地域の学びを核とした交流促進の場などについてのご提案があったところでございます。その後、専門家メンバーによります提言、検討を経て、宇和病院跡地内に図書館とコミュニティー施設、広場、駐車場を複合的に整備するという方針を決定いたしました。図書館を初めとする社会教育複合施設という考え方のもと、施設内容の検討を進めるため、本年2月に社会教育複合施設整備検討委員会を設置するとともに、あわせて、広く市民の皆さんのご意見やご提案を反映できるよう、市民アンケートを行ったところでございます。

その検討委員会では、市民アンケートの分析や

ワークショップを通しまして、施設として備えるべき機能や設備、運用管理についての提案が報告書にまとめられました。その主な内容としましては、図書館においては、居心地のよい空間、学習のための空間を確保し、多様な年齢層に学習機会を提供するとともに、子育て世代を支援する機能、設備を備えること、そして、コミュニティー施設には、生涯学習の場として多目的ホールや研修室などを備え、広場と一体化するような開放的なロビー空間、談話コーナーや子供スペースを設けて、幅広い世代の方々が気軽に集まり交流できるような場となるように、あわせて、災害時に広場と施設を一体利用して防災機能を発揮できるようにすることなどのご提案を受けたところでございます。これらを踏まえまして、複合的機能を生かせるような施設の配置や、活用のために必要な設備、機能についても、十分検討の上、基本構想、設計を固めつつある状況でございます。

図書館に来館した人が、自然とコミュニティー施設に足を向け、図書館資料などを使った講座や、子供と一緒に来館した子育て世代同士の情報交換の場として、両施設が互いに機能を高め合うような総合的な運用管理を目指したいと考えております。

コミュニティーとは、ご案内のとおり、日常の触れ合いを原点とするものだと理解しております。ここに来れば、図書館に来れば、いつでも誰か人がいて、時間を共有できるような、そんなイメージを持っていただけるような施設でありたいと、そういう構想を持っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君 市民の方にアンケートをとられたとおっしゃられておりました。私自身がですね、思う図書館というのをちょっと述べさせていただきます。

私自身が感じるところというのはですね、全ての市民に開かれた図書館ということで、入りやすく、くつろげる滞在型の図書館というのをつくっていただきたいと。絵画や書、写真などの作品展の開催ができる展示場として利用できるようなスペースも欲しいなと思ったりもします。研修会や会議等、さまざまな目的で使用できる部屋なども必要ではないかなと感じますし、また、情報化時

代にふさわしい図書館ということで、情報端末、インターネットができる端末の設置とか、CDとか、DVDの視聴コーナーの設置などもあればいいなと感じております。それと子供が育つ図書館ということで、保育園とか、学校、家庭と連携をした図書環境を備え、読書を推進する図書館、それと子供司書の希望を募り、図書館を知ってもらえるような取り組みがあればいいのではないかなと思ったりもします。地域の歴史、文化を生かす図書館で、地域の資料の保存とか、収集している重要な資料をデータベース化して保存ができるような機能、提供できるような施設であつたらいいのではないかと思いますので、私の意見として、今お話をさせていただきましたが、アンケートの一部として捉えていただければありがたいと思います。

続いて、公共交通網についての質問をさせていただきます。

平成16年に5町が合併をして広い面積を有する市となり、市民の移動の手段が難しくなってきました。本年4月に西予市地域公共交通網形成計画を策定をされましたが、現在の路線バス、生活交通バス、デマンド乗合タクシーの利用状況を聞きたい。また、高齢化が進み、ひとり暮らしのお年寄りや、自家用車を運転できない高齢者がふえ、地域の公共交通に頼るしか手段がありません。交通弱者、特に高齢者の交通手段の確保をどのように考えているか。

西予市は、各地域を結ぶ公共交通のネットワークが不十分ではないかなと感じております。三瓶地域では八幡浜市へ、明浜地域では宇和島市へ出かける人が多くなっている。三瓶地域では宇和地区に行く直行のバスがないため、直行便のある八幡浜市へ人が流れていることは、昨年12月に竹崎議員も一般質問をされました。

また、5月に周木地区で行った議員との意見交換会においても、周木診療所で診療していて、検査等で紹介される病院は西予市民病院であるが、直行便がないため、非常に大変であると老人会の方が切に訴えられていました。

明浜地区においては、便数の問題もあるのではないかと思います。俵津・卯之町間は5便ですね。俵津・宇和島間というのは8便あります。このため、各地域を結ぶ新しい交通ネットワークを構築する必要があると思います。まずは既存の運

行形態を見直すことで、住民のニーズに対応できる可能性を見出すこと、利用促進につなげるため、乗り継ぎの改善、ダイヤの見直しをすることが重要であると考えているが、理事者はどのような対策を考えているか、お聞きをいたします。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいま地域公共交通網についてのご質問をいただきました。

人口減少が進み、少子・高齢化に対応するというふうなことで、まちづくりの施策と連携した公共交通網の形成を目指しまして、いつまでも暮らしていける西予を支える交通システムの確立を基本理念としまして、先ほどご紹介いただきましたような西予市地域公共交通網形成計画をことし3月に策定をしまして、今年度より計画の実施に取り組んでいるところでございます。

まず、1点目の路線バス、そして、生活交通バス、デマンド乗合タクシー・バスの利用状況でありますけれども、28年度の実績であります。宇和島自動車が行う路線バスの利用者が21万8,232人となっております。これは対前年度で0.4%の減というふうな状況であります。

生活交通バスにおきましては、宇和地区生活交通バスの利用者が6,174人、同じく17.4%の減となっております。野村地区におきましては、廃止代替バス、野村地区生活交通バス、高瀬・愛農・野村地区生活交通バス、惣川地区生活交通バスが運行しておりますけれども、利用者はあわせて1万4,180人でありまして、2.2%の増、城川地区生活交通バスは2,307人で、12.5%の減というふうになっております。

デマンド乗合タクシーにつきましては、宇和地区、野村町惣川地区、城川町遊子川地区、土居地区、高川地区で運行しております。利用者はあわせて8,627人、3.1%の減というふうになっております。

西予市全体の利用者数は24万9,520人となっております。平成27年度の実績と比較しまして1%の減というふうな状況であります。

2番目の交通弱者、高齢者等の移動手段の確保をどのように考えているかのご質問でありますけれども、西予市におきましては、ご存じのとおり、地域の中心部から距離のある周辺部にも集落

が点在をしております。また、高齢化の進展とともに、高齢者がかかわる交通事故が多発し、さらに本年3月から改正道路交通法が施行されたことに伴いまして、免許返納者がふえることが予想されております。高齢者を初めとした自家用車等を運転されない方でも不自由なく生活ができるよう、社会基盤としての公共交通網を整備し、自家用車に頼らないまちづくりを実現していくことが急務というふうに考えております。そのため、昨年度、市民3,000人を対象としましたアンケート調査や、市内16カ所において聞き取り調査を実施をしております、それを先ほどの地域公共交通網形成計画に反映をさせたところでございます。今後5年間の計画実施の中で、地域協議会等において、それぞれの地域の実情に合いました持続可能な交通手段を検討し、路線、そして時刻等の見直しを行いながら、公共交通空白地域の解消を図り、全ての集落から日常的なお出かけ、すなわち、病院への通院、商業店舗への買い物、金融機関等での用足し、また、生涯学習、そして福祉、温泉施設などへの移動を確保していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、3点目の地域の実情、先ほど言っていたいただきました実態を踏まえて、これからの対策、取り組みはどうするのかというご質問でございますけれども、ご指摘のとおり、本市におきましては、生活サービス機能を市外に求められる市民の方が多岐にわたります。三瓶地域からは八幡浜方面へ、明浜地域からは宇和島方面へ、野村、城川地域からは、それぞれ大洲、宇和島方面へと、南北を走る国道を通過して買い物等へ出かける人の流れというふうになっており、JR卯之町駅周辺を中心市街地の衰退を招いているということもなっております。

市外への移動には路線バスを利用する人は少ない状況でありまして、主に自家用車での移動となっております。その要因の一つとして、生活サービス機能の確保に必要な市内各地域を結ぶ公共交通ネットワークが不十分であると考えているところでございます。このため、公共交通により西予市の東西を横断をしまして、各地域の拠点と連携する公共交通ネットワークを構築する必要があります。基本的な考えとしましては、明浜、宇和、野村、城川、三瓶の地域間を結ぶ路線の結節を整えて、市内公共交通網の一体性を確保

しまして、集落から各地域の拠点施設までの輸送と、幹線となるバスへの乗り継ぎ、さらには、幹線となるバスから病院や学校等への目的地までの輸送の充実を図りたいというふうに考えております。

ご指摘のありました三瓶、明浜の路線におきましては、市内の各拠点間幹線及び各拠点と市外拠点を結ぶ基幹的な路線でございまして、国庫補助の対象となっております。現段階では路線の変更は困難な状況でありますけれども、便数、そして時刻調整等につきまして、今後とも運行事業者であります宇和島自動車との協議を行いつつ、より便利な公共交通の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君 先ほども言いましたように、昨年12月にですね、竹崎議員が直行便を検討してほしいと質問をいたしました、12月ですので、今6月で、半年たってもですね、運行形態は変わらないのです。変わらないので、市民は行政は何もしてくれないと感じております。答弁でもわかるように、行政としては、望ましい地域公共交通網に取り組み、努力をされているというのは十分わかっております。でも、市民はそれがわかりません。解決に時間がかかるほど、対応をしっかりととることが必要ではないかと思えます。市民が投げた直行便をつくってほしいというボールを行政は返されないから、そういうふうになるのではないかと思います。直行便が難しいのであれば、乗りかえの待ち時間を短縮するとかの措置を業者に働きかけていますよとかというような声を市民に伝えることが大事ではないかと思えます。

西予市というのは、海から山まで面積を広く有しておりますので、地域によっては交通手段など条件はさまざまです。地域の実情に合わせた取り組みが必要だと思えます。

平成27年度の公共交通事業費は約1億3,000万くらい出されております。これ市民1人当たりになると34万くらいになります。これだけのお金を使っていながら、便利な交通網はできないのです。逆に、年々交通事業費は増加をしております。事業者、バス、タクシー会社の意向を聞き

ながら、最優先課題として早期に対策を講じていただきたいと思います。これが交通弱者、市民の願いであります。以上で質問を終わりますが、ぜひ検討をしていただきたく思います。

終わります。

○議長 以上で本日の一般質問を終結いたします。

6月12日は午前9時より引き続き一般質問及び質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時39分

平成29年第2回西予市議会定例会会議録(第4号)

- | | | | |
|--------------|------------|---------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成29年6月12日 | 三 瓶 支 所 長 | 中須賀 敏 幸 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 消 防 本 部 消 防 長 | 西 川 傳 |
| 1. 開 議 | 平成29年6月12日 | 総 務 課 長 | 宇都宮 裕 |
| | 午前 9時01分 | 財 政 課 長 | 山 住 哲 司 |
| 1. 散 会 | 平成29年6月12日 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| | 午前11時33分 | | |

1. 出 席 議 員

- 1 番 宇都宮 久見子
- 2 番 信 宮 徹 也
- 3 番 宇都宮 俊 文
- 4 番 加 藤 美 香
- 5 番 中 村 一 雅
- 6 番 河 野 清 一
- 7 番 佐 藤 恒 夫
- 8 番 山 本 英 明
- 9 番 竹 崎 幸 仁
- 10 番 小 玉 忠 重
- 11 番 源 正 樹
- 12 番 井 関 陽 一
- 13 番 菊 池 純 一
- 14 番 中 村 敬 治
- 15 番 二 宮 一 朗
- 16 番 兵 頭 学
- 17 番 小 野 正 昭
- 18 番 宇都宮 明 宏
- 19 番 森 川 一 義
- 20 番 藤 井 朝 廣
- 21 番 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------|---------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 河 野 敏 雅 |
| 教 育 長 | 保 木 俊 司 |
| 総務企画部長 | 宗 正 弘 |
| 会計管理者 | 山 口 正 人 |
| 公営企業部長 | 三 好 敏 也 |
| 産業建設部長 | 山 岡 薫 彦 |
| 生活福祉部長 | 酒 井 信 也 |
| 教 育 部 長 | 松 川 伸 二 |
| 明浜支所長 | 山 下 玉 |
| 野村支所長 | 尾 下 孝 二 |
| 城川支所長 | 高 橋 司 |

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 道 山 升 文 |
| 議 事 係 | 三 好 祐 介 |

1. 議 事 日 程

別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件

別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過

別紙のとおり

議 事 日 程		議案第	議案第
1	一般質問	2番 信宮徹也 6番 河野清一	65号 平成29年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)
2	議案第 50号	西予市移住交流体験施設の設置及び管理条例制定について	8 請願第 2号 国道378号線岩井・田之浜間未改良区間の早期改良のための工区設定を求める請願
3	議案第 51号	西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について	請願第 3号 お出かけチケット制度導入についての請願
	議案第 52号	西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について	
	議案第 53号	西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	
	議案第 54号	西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
4	議案第 55号	西予市過疎地域自立促進計画の変更について	
	議案第 56号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について	
5	議案第 58号	西予市営土地改良事業の施行について	
6	議案第 59号	平成29年度西予市一般会計補正予算(第2号)	
7	議案第 60号	平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	
	議案第 61号	平成29年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
	議案第 62号	平成29年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)	
	議案第 63号	平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	
	議案第 64号	平成29年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	

本日の会議に付した事件

- | | | | | |
|---|---------|---|----------|--|
| 1 | 一般質問 | 2番 信宮徹也
6番 河野清一 | 議案第 65号 | 平成29年度西予市水道事業会計補正予算(第1号) |
| 2 | 議案第 50号 | 西予市移住交流体験施設の設置及び管理条例制定について | 8 請願第 2号 | 国道378号線岩井・田之浜間未改良区間の早期改良のための工区設定を求める請願 |
| 3 | 議案第 51号 | 西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について | 請願第 3号 | お出かけチケット制度導入についての請願 |
| | 議案第 52号 | 西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について | | |
| | 議案第 53号 | 西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について | | |
| | 議案第 54号 | 西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について | | |
| 4 | 議案第 55号 | 西予市過疎地域自立促進計画の変更について | | |
| | 議案第 56号 | 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について | | |
| 5 | 議案第 58号 | 西予市営土地改良事業の施行について | | |
| 6 | 議案第 59号 | 平成29年度西予市一般会計補正予算(第2号) | | |
| 7 | 議案第 60号 | 平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) | | |
| | 議案第 61号 | 平成29年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) | | |
| | 議案第 62号 | 平成29年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号) | | |
| | 議案第 63号 | 平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) | | |
| | 議案第 64号 | 平成29年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) | | |

開議 午前9時01分

○議長 おはようございます。本日は傍聴にお越しいただき、まことにありがとうございます。ただいまの出席議員は21名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元のタブレットに配信のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、一般質問を行います。質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、2番信宮徹也君。

○2番信宮徹也君 改めましておはようございます。議席番号2番信宮徹也です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に基づきまして一般質問をいたします。

本日は、3点について質問したいと思います。

まず、第1点目の学校給食の地産地消についてですが、その前段といたしまして、西予市議会では、昨年より西予市創生特別委員会を設置しております。その中で西予市のさまざまな問題解決に取り組む方向として、移住促進と地産地消班に分かれて活動を行っているところであります。私は地産地消班に所属し、その中でも今回、的を絞って学校給食の地産地消に取り組んでいる最中です。

西予市は広大な面積をもち、標高ゼロメートルから1,400メートルまで、さまざまな農産物が生産されています。給食に対応できるロットとしてJAのキュウリ、キャベツ、トマト、タマネギなどがあります。今回、せいよ西学校給食センターの稼働に合わせて、給食センターの納入業者とJAの担当者のパイプ役を地産地消班が取り持つことができ、現在キュウリについては100%西予市産を使っていると聞いております。このような状況を踏まえて、第1点目の質問として、食育推進計画の中で学校給食の果たす役割についてお尋ねいたします。

西予市では、昨年3月に山と海まるごと食べて元気だ!せいよをスローガンに、第2次食育推進計画を策定されています。基本理念に山や海の自然に恵まれた環境を生かし、市民が生涯にわたって食を通して心も体も健康で暮らしていくとうたっています。

また、学校給食を生きた食材として活用し、献立に郷土食や行事食、日本型の食事を取り入れるとともに、地域の農産物の活用を推進するとありますが、平成21年度からの第1次から第2次の食育推進計画に移り、取り組み状況はどうでしょうか。最初の一般質問、加藤議員の質問と重複する点もあるかと思いますが、ご答弁をお願いします。

第2点目として、地元生産者の米を直接学校給食に供給することはできないかという点についてお尋ねします。現在、給食に供給されている米は学校給食会を通して、松山から西予市産「コシヒカリ」と地方米、南予地区で生産された米が届いていると聞いております。地元産の米を使っているという状況でありますけれども、市内では各地で稲作が行われ、特に宇和町では古くから宇和米の評判が高く、おいしい米が生産される地域であります。昨年の4月には、28年産、去年産でありますけれども、愛媛県産「にこまる」が初めて日本穀物検定協会の食味コンクールで最高の特Aを獲得したところであります。市内で生産される米の品種は「コシヒカリ」「クヌヒカリ」「あきたこまち」「にこまる」など多様です。また、無農薬、減農薬、清流米、棚田米など栽培方法も多様で、これらを学校給食に取り入れることはできないでしょうか。また、学校給食会の給食米は価格的に安いので完全な地元生産者の米との差額は出てくるので、その差額を補てんすることはできないでしょうか。お伺いいたします。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 おはようございます。

食育に関連して学校給食における地産地消について、3点のご質問がございました。今議会における一般質問初日に、加藤議員からも類似したご質問をいただいたところでございます。できるだけ重複しないようご答弁したいと思います。その点ご理解をいただきたいとお伺いいたします。

まず、1点目の食育推進計画の中での学校給食の果たす役割について、2点目の地域農水産物の活用に関する取り組み状況について、あわせてご答弁を申し上げます。

平成21年3月に策定しました第1次の西予市食育推進計画では、計画期間を6年としまして西予市の抱える食の問題点を踏まえ、ライフステージに応じた食育に取り組んできたところでござい

ます。

平成28年3月には第2次西予市食育推進計画を策定し、これまでの6年間の成果や課題を総括、整理した上で、コンセプトを周知から実践とし、市民との協働による健康課題や目標達成に向けて種々の施策を進めております。学校は子供たちが生涯にわたって健やかに生きる力の基礎を培う場でございます。その中で食育につきましては、児童・生徒の発達段階に応じた指導が図られるよう、給食の時間、各教科、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体の中で、食についての知識、マナー、文化を学び、自然の恵みや食べ物、また生産者への「いただきます」「ごちそうさまでした」という感謝の心を育むための、信宮議員がおっしゃいました生きた教材としての活用が学校給食の果たす大きな役割であると認識しているところでございます。

また、家庭や地域との連携を図り、子供たちに望ましい食生活の習慣を身につけさせることも学校給食の果たす大切な役割であると認識しております。その学校給食の取り組みの中で、地域農水産物の活用は地域文化や産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の念を育む上でも重要であると考えております。

では現在、地域農水産物の活用、いわゆる地産地消に関してどのような取り組みを行っているかということですが、一つ目には給食での地産地消、郷土料理の推進、二つ目には地場産物を使った給食献立の推進、三つ目には学校菜園や農業体験の推進が上げられます。

具体的な内容はと申しますと、一つ目の給食での地産地消、郷土料理の推進につきましては、県内産、市内産食材の使用率は先日加藤議員にご答弁申し上げましたとおりでありまして、割愛をさせていただきますが、郷土料理の推進におきましては、山菜おこわやちらし寿司を学校給食の献立に積極的に取り入れ、食文化の伝承に努めているところでございます。

二つ目の地場産物を使った給食献立の推進につきましては、毎月第4金曜日を西予市地産地消の日とし、西予市旬採旬食まっぷに紹介しております地場産物を活用したメニュー、例えば三色じゃこご飯や大豆とかえりのかんたん揚げなどを、給食用にアレンジし給食に取り入れることで食への関心を高めております。

三つ目は学校菜園や農業体験の推進については、地域の生産者と連携して実際に地場産物について学んだり、生産過程に携わったりする体験を通して子供たちの地場産物への興味や関心を高めております。

今後におきましても、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるために、引き続きこういった取り組みを積極的に展開し、食育、そして地域地場産物の活用を推進していきたいと考えております。

地元生産者の米を供給することはできないかとのご質問もございました。西予市内の学校給食に使用しております米は、公益財団法人愛媛県学校給食会より納入しております。その学校給食会に対しましては、西予市産「コシヒカリ」一等米ということを指定して購入しておりますので、100%地元産の米を使用しているところでございます。

しかしながら、直接生産者からの購入ではないため、生産者の顔までは児童・生徒に届けることができていないというのが現状でございます。地元生産者からの米を直接学校給食に使用することにより、食に関する知識や地域の文化、食材への理解が深められることになると考えますが、直接仕入れることとなりますと、衛生管理上の問題や安定供給など、さまざまな課題があることも現実でございます。

議員ご指摘のとおり、西予市宇和町は古くから米の栽培が盛んで、たくさんの品種の米がいろいろな方法で栽培されてきました。最近では、青年農業者が生産しました28年産の愛媛県産「にこまる」が全国でも最も高い評価を受けるなど、おいしい米が生産される地域として知られております。

このような食育環境に恵まれた地域に住んでいる子供たちに、生産者の顔が見える安全・安心な食材の提供を行うことは、食への関心を高めることに、より効果的であると思っております。

また、生産農家も自分のつくった米で西予市の子供たちは大きくなるんだということで、このことは生産する上での大きな励みになるとも考えるところであります。衛生管理上の問題や安定した供給など諸課題はありますが、現在立ち上げに向けて具体的作業に入っております地産地消を推進する組織におきまして、生産者やJAなどの関係

機関を交え課題を洗い出し、前向きに協議、検討していきたいと考えております。その上で米の価格の面におきましては、学校給食会からの給食米が安価であり、どうしても価格差が生じてくると思われますが、県内で信宮議員が述べられたような差額補てんの取り組みを行っている市町もあるようですので、先進事例等を参考にしながら支援できる体制、方法等を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 信宮徹也君。

○2番信宮徹也君 再質問ではありませんが、前向きに検討されてくださるというような内容に聞こえたので、よろしくお願ひしたいと思いません。

私は子供のころ、ニンジン、ピーマン、セロリなどが大嫌いでした。好き嫌いするなとよく叱られたものですが、大人になってからはもうどれも大好きになりましたけれども、皆さんも同じような経験があるのではないのでしょうか。今になって思うことは、それは子供のわがままではなくて、子供のほうが味に敏感だったのだと知りました。舌には味を感じる味蕾、味のつぼみと書きますけれども、そういう細胞があるらしいですが、子供は大人の3倍の味蕾があると言われています。小中学生の多感で味にも敏感な時代に西予市の農産物の味を覚えてもらい、将来立派な大人になったときに、遠くで働いている人も多いでしょう、その人たちがふるさと納税をしてみよう、返礼品の中に昔食べた農産物、米などがあるからそれを注文してみよう、また、故郷からお取り寄せをしてみようという循環ができればいいのではないかと考えております。どうぞ今後とも地産地消に力を注いでいただくとともに、米についても多彩な米を給食に供給できるような取り組みの検討をお願いいたします。

続きまして、第2点目の質問、小規模農家の果たす役割と支援について、中山間地に属する西予市では山合いの農地や棚田の農地など、比較的面積の小さい農地が多く、作業の効率性が悪いことや耕作者の高齢化なども相まって、遊休農地になる場合も多いと思えます。

市内には農業の担い手と言われます市が認定した認定農業者が、個人499、法人39のあわせて538経営体があります。担い手は農業で生計

を立てないといけないことから、一般的に効率化を求めて面積の広い農地を集積し、山合いの小さな農地などは小規模農家や兼業農家によって守られている場合も多いのではないのでしょうか。

行政と議会が両輪に例えられるように、私は大規模担い手と小規模農家、さらには兼業農家は両輪であると思っております。初日の一般質問の答弁にもありましたように、農業センサスによると、西予市内専業農家の数より兼業農家の数のほうがはるかに多い現状です。担い手だけでは市内の面積が狭い農地、棚田、張りめぐらされた水路、広い畦畔などは守ることができないと考えております。不利な条件のもとで営農を続けて、先祖代々の農地を守っている小規模農家や兼業農家も多いのではないのでしょうか。過疎が進んでいるからこそ、地域を守る小規模農家、兼業農家の果たしている役割を再認識する必要があるのではないのでしょうか。そこで生産されました農産物は、大量に生産されるわけではなくて、少量多品目で市内の産直市などに出荷され、地元の安心・安全な農産物として、市内はもとより市外からそれらを求めて西予市を訪れてもらってると思っております。

平成22年から4年間、市内の産直市、農産物出荷者組合会員さん向けに簡易パイプハウスを対象としました、西予市小規模園芸施設支援事業がありましたが、これは一通り行き渡ったとして、今は事業を終了しております。最近になって私が聞いておりますのには、この事業の復活を求める生産者が多くなってきましたが、事業の復活の検討はいかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 信宮議員からの小規模農家の果たす役割と支援についてのご質問につきまして、ご答弁を申し上げます。

議員からもありましたように、市内の専業農家は農家全体の3分の1と少なく、また、地域の中心となる経営体としての認定農業者は現在538名で、農地の集積や規模の拡大、合理化等により効率的な農業を目指していただいております。

そのような中で、日本型直接支払制度において、農業・農村の多面的機能の維持、発展を図るため、地域の協働活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動において、市内それぞれの地域の中で中核農家

や小規模農家、そのほか地域住民や団体などが連携、協力をいただいているところです。

さて、議員からもありましたように、平成22年度から25年度までの4年間実施いたしました、西予市小規模園芸施設支援事業につきましては、西予市内の農産物出荷組合が事業を実施主体となりまして、西予市内に在住する50歳以上の農業者が生産出荷を目的とする野菜栽培のための簡易パイプハウス、大きさとしては50平方メートル以上100平方メートル以下でございますが、この施設整備に対する経費について、補助率2分の1以内、上限5万円といった事業を行ったところであります。4年間の事業の実績は合計で43件、202万7,000円の補助金額であります。また、1件当たりの平均補助金額は4万7,000円であります。

事業復活の検討でございますが、信宮議員ご指摘のとおり、中山間地域の農地を守り、多種多様な農産物を生産し、産直市場や地産地消にも大きくご貢献いただいているのは、小規模、兼業、高齢者等の農業者が頑張っていることと理解しておりますし、敬意を表するところでございます。市といたしましても、市単独の農業振興対策を初め、野菜生産振興対策、野菜作業受託事業、農産物被害対策、土づくり対策など各種の補助支援を行ってきているところですが、認定農業者等の中核的な農家への事業が多い一方で、小規模、高齢者等の農業の支援につきましても、現在事業の見直しなども含めまして、財源の確保ができる範囲で事業要望調査などを行った上で、今必要とされている事業内容や補助要綱などを検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 信宮徹也君。

○2番信宮徹也君 再質問ではありませんけれども、私は施設園芸を行っておりまして、何か問題が起きて費用をかけて対策をするときに、効果がないというのが一番嫌なことです。二兎を追う者は一兎をも得ずとは申しますが、できれば、何か対策をしたときに複数の効果が欲しい、一粒で二度おいしい、二兎を追って二兎とも得る、そのような効果が欲しいものです。

最近、農家の高齢化も相まって、産直市場の陳列台にあきがよく見られるようになっております。小さくても簡易ハウスがあれば栽培品目の幅

が広がります。夏は雨よけ、冬は保温、加温と栽培期間が広がります。得られた収入は買い物や、旅行好きな人なら旅行にも行こうし、お孫さんがいればお小遣いになるかもしれません。先ほどの一番目の質問の地産地消にもつながりますが、市内の産直市場もにぎわいまして、地域できちっと経済が回る仕組みは大事だと思います。

また、農家の方は皆さん本当にお元気です。作物が気になって病気になる暇もありません。農業をセラピーに取り入れるところもあるくらいで、元気に働いて健康寿命を伸ばすことにもつながるのではないのでしょうか。

山岡部長の答弁にもありましたように、中核農家の支援は多いけれども、小規模兼業農家に対する支援はなかなか少ないということでございましたので、ぜひとも前向きな検討をお願いして次の質問に移ります。

三番目の質問として、医療対策室の役割と西予市の地域医療についてご質問いたします。

この4月に西予市では機構改革の一環として、子育て支援課を新しく設置されました。これは、子育て支援が西予市の重要施策として位置づけられていることのあらわれであるととらえているところです。

それと同時に、新しく医療対策室も設置されました。市の重要な施策である移住促進も医療が提供できない町に移住者の増加は見込めないことや、医療のお世話になるのは子育て時期と高齢者になってからが多いということを考えると、今の西予市の重要施策を推し進めていくためには大切な部署であると認識しております。

そこでお尋ねいたします。新しく設置された医療対策室の設置の目的、役割、設置により期待される効果はどのようなことを想定されているのでしょうか。

次に、西予市の地域医療についてお尋ねいたします。先ほどの医療対策室の設置からも、地域医療を守っていくことは西予市にとっても重要なことだと考えます。また、インターネットで地域医療を検索してみますと、地域医療構想などという国の政策にヒットします。先日も、行政報告会にて公立病院改革プランの説明がありましたが、今、医療と介護にかかわる国の政策は激変しているのではないのでしょうか。ところが、地方では医師や看護師不足が全国的に問題となっており、西

予市でも看護師の奨学金制度の創設など看護師確保のための努力をされていることは承知をしております。が、それでも、看護師の確保は難しい問題になってきていると聞いております。

両市立病院の今後の医療従事者の確保の見通しはどのようなことになっているのでしょうか。また、万一想定どおり医療従事者が確保できなかった場合、地域医療を守っていくことはできるのでしょうか。

これらのことを踏まえて、西予市の宇和、野村公立病院の現状と課題、今後の展望についてお聞かせください。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 私のほうからは、医療対策室について答弁をさせていただきます。

西予市では地域医療行政を総合的に推進していく部署が存在していなかったことから、担当課や市立病院が医療に係る現状や課題を共通認識し、医療行政を一体的に推進するため、ことし4月から医療対策室を設置いたしました。

具体的な取り組みといたしましては、西予市立病院新改革プランの推進と評価、及び市内8カ所の国保診療所のあり方等を検討する西予市地域医療対策検討会議を設置いたします。その中で西予市地域医療対策プランを策定し、そのプランに基づき、西予市民が住みなれた場所で安心して生活できる医療の確保ができるようにしていきたいと考えております。このことにより、西予市の医療行政の集約化が図られ、医療介護連携を強化することで在宅医療の推進を行い、地域包括ケアシステムの構築にもつながると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 三好公営企業部長。

○三好公営企業部長 改めましておはようございます。

信宮議員から市立病院の現状と課題、それから、今後の展望についてのお尋ねがございました。この件に関しましては、公営企業部所管となりますので、私のほうからご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、全国の公立病院、特に地方におきまして医師、看護師不足等の影響により多くの病院で医療提供体制の維持が困難な状況になっておりまして、両市立病院におきましても医療を取り巻く環境は非常に厳しいのが現状でございます。

このような中、安定した経営のもとで救急医療や不採算医療、地域住民が安心して暮らすことができる環境を提供することが、私たち病院の使命であり、地域医療を維持していくためには、医療従事者の確保が重要課題であると認識しているところでございます。

医師につきましては、自治医科大学を初め岡山大学、愛媛大学医学部医局を中心に医師の招聘に努めているところでございますが、ご案内のとおり、新臨床研修制度創設以降、医局に在籍する医師が激減をいたしまして、派遣が難しい状況でございます。今後も医師の高齢化、定年退職等によりまして、必要医師数の確保は大変厳しい状況が続くものと、このように考えているところでございます。

看護師につきましても、先ほどおっしゃっていただきましたとおり、看護学校の訪問であるとか合同就職説明会の参加、奨学資金制度の創設、さらには、来年度開設予定の事業所内保育施設新設による子育て支援、あわせて、働きやすい職場環境を整えるなど看護師確保に努めているところではあります。近年の都会志向、大病院へ就職する流れもありまして、確保が非常に厳しい状況でございます。現在、職員の募集をしております。今年度につきましては8名の看護師の募集をしておりますけれども、現在のところ、まだ5名の応募にとどまっているということで、非常に厳しい状況でございます。さらに、今後定年退職予定者が多く控えておりまして、ますます看護師不足に拍車がかかるものと危惧しているところでございます。

このような状況が続く場合、両病院で行っております二次救急の維持が困難となってまいります。

また、現在は看護基準10対1、患者様10人に対して看護師1名を配置している、こういった基準を採用しておりますけれども、この基準は満たしておりますけれども、ぎりぎりの状態でありまして、この基準を下回った場合、両病院の医業収益が大幅に減収となりまして、経営に大きく影響することとなります。

当然のことながら、経営が悪化いたしますと公立病院を維持できなくなるばかりではなく、地域医療の崩壊につながるものと危惧しているところでございます。

こうした病院の維持が危機的な状況であることを踏まえまして、先ほど議員触れていただきましたとおり、国は県に対しまして、地域医療構想の策定を義務づけ、これを受け、愛媛県では愛媛県地域医療構想が策定されました。

当市におきましても、愛媛県地域医療構想との整合性を図りながら、地域において必要な医療提供体制の確保を図るとともに、その中で公立病院が安定した経営のもとで、僻地医療、不採算医療や高度先進医療を提供する重要な役割を継続的に担っていくことを主眼に置き、新公立病院改革プランを策定したところでございます。

このプランでは、公立病院の果たすべき役割といたしまして、救急医療の維持と確保を掲げております。現在24時間365日、両市立病院が隔日交代で二次救急患者の受け入れを行っておりますが、この救急体制をそれぞれの病院で維持するには、現状の医師、看護師数では非常に厳しい状況であることから、二次救急の時間外救急患者の受け入れ病院を一本化することを目指すことといたしております。

そのほか、病床の再編でありますとか、在宅医療の充実、経営の効率化、経営形態の見直し等に重点を置き、地域医療の維持に努める所存でございます。

先ほど生活福祉部長の答弁にありましたとおり、本年4月に新設をいたしました医療対策室とも連携を図り、公立病院の使命を果たしながら地域医療に貢献してまいりたいと、このように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 信宮徹也君。

○2番信宮徹也君 再質問をさせていただきます。

12月の一般質問の中で二宮議員がコンビニ受診について取り上げられていましたが、その答弁の中で救急受け入れ実績での本来の救急とは言えない、いわゆるコンビニ受診の軽症患者が全体の62%あり、これにより緊急時に本当に必要な人が必要な治療を受けられない恐れもあるとのことでした。それらにより、当直のスタッフの業務も過酷になっているようでしたが、直近の二次救急の状況はいかがでしょうか。お尋ねいたします。

もう一つ、また、ここに2015年、3年前の

広報せいよがあります。この1ページ目に大きく見出しで、あつて当たり前な病院から、いて当たり前な医師たちがもしいなくなってしまうらというこで、特集をされておりました。私は健康だけが取り柄で、病院にかかることが、もう2年に1回ぐらいしかないものですから、感覚的にわからなかったのですが、最近いろいろと調べているうちに、病院というのはあつて当たり前ではなく、もしかしたら、今後場合によっては、なくなる可能性もあるという危惧を持つようになりました。地域の医療が存続するために私たち市民にもできること、協力できることはあるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長 三好公営企業部長。

○三好公営企業部長 二次救急の現状と地域医療を守るために市民ができることというご質問がございました。

医療従事者をご承知のとおり、両病院ともですね、食事も休憩もとれない日もあるなど、ハードな日もございますけれども、感謝の気持ち、言葉をいただきますと非常にうれしく感じるものでございます。また、日に日に元気になっていく患者様の姿やありがたいの言葉に支えられて激務をこなしております。

このような厳しい医療現場に対するご理解をいただいておりますとともに、地域医療の維持、確保につきまして大変ご心配いただいておりますことに対しまして、お礼を申し上げたいと思っております。

さて、ご質問の二次救急の直近の現状でございますけれども、現在、両市立病院におきまして隔日交代で二次救急を行っておりますが、当番病院では、外科系及び内科系の医師が1名ずつと看護師1名が当直をしており、そのほかに薬剤師、診療放射線技師、検査技師が待機をいたしまして救急患者の対応を行っているところでございます。しかしながら、現在の医師、看護師不足の中では、先ほど申し上げましたとおり、今後の二次救急を維持していくことは非常に困難な状況となっております。

このような中、平成28年度の救急患者の受け入れ実績でございますが、西予市民病院では全体で2,334件、そのうち重篤・重症の患者が70人、中等症が626人、あわせまして全体の29.8%となっております。一方、先ほどご指摘

いただいております本来の救急とは言えない軽症、特に軽症の患者が1,638人と、全体の70.2%を占めております。

野村病院につきましては、全体で2,617件、そのうち重篤・重症の患者が72人、中等症が614人、あわせまして全体の約26.2%となっております。一方、本来の救急とは言えない軽症、特に軽症の患者が1,931人と、全体の73.8%を占めているのが現状でございます。

このように、本来の救急とは言えない軽症患者の割合が両病院とも70%を超えておりまして、また、信宮議員さんも申されましたとおり、平成27年度の実績が62%、これよりもまして、いわゆるコンビニ受診的な救急が増加している結果となっております。

このままでは、先ほど申されましたとおり、緊急時に本当に必要な方が必要な医療を受けられなくなるばかりではなく、救急に携わります医師、看護師初め医療スタッフの負担を強いることになり、ひいては地域医療の崩壊につながりかねません。そうならないためにも市民の皆様方のご理解とご協力がぜひとも必要でございます。

そこで、ご質問にあります市民の皆様にごできることにつきましては、日ごろからかかりつけ医をもつていただくことが重要であると思っております。症状に応じて病院と、かかりつけ医を使い分けていただきまして、症状が軽いなど思われましたら、すぐに二次救急病院を受診するのではなく、まずは、かかりつけ医を受診するなどコンビニ受診の減少に努めていただきたいと思っております。

また、現在の健診率ですけれども、これが30から40%と低い状況であることから、検診を毎年受けていただきまして、早目に病気を見つけること、また、体調が悪いときは昼間等早目の受診に心がけていただきまして、医療現場の大変さ、受診マナーを守ることの大切さをご理解いただきたいと思っております。

今ほど触れていただきましたけれども、広報2015年の10月号に両市立病院の現状、それから地域医療を守ろうという特集を組んでいただきました。その折に掲載しておるわけですけれども、地域医療の先進地であります千葉県東金市NPO法人地域医療を育てる会、代表者の言葉でございますけれども、医師や看護師という地域の宝

を守るのは私たち住民です。私たちの命や健康は医師が守ってくれます。そういう医師や看護師たちを守るのはほかでもない住民自身、私たちの力だと思うのです。ということをおっしゃっていただいております。このように医療現場の大変さを理解いただくとともに、受診マナーを守ることの大切さを発信をされまして、地域医療を支えておられます。

西予市におきましても、これからも市民の皆様方ができることを実践をしていただきまして、西予市の地域医療を支えていただけますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 信宮徹也君。

○2番信宮徹也君 大変詳しく答弁をいただきまして感謝をいたしております。

本来の救急とは言えない軽症での救急が、27年度の62%から直近では70%以上超えているという状況に驚いておりますが、地域包括システムでも同じように人口の減少が続く西予市ならば、また特に、これからの医療、介護は患者さんや介護を受ける人と病院や介護施設だけではなくて、家族や地域の住民の一体的な取り組みがますます必要になってくると思っております。今回できました地域医療対策室を中心に、西予市の医療がますます充実して存続していくことを願ひまして、質問を終了いたします。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前9時46分）

○議長 再開いたします。（再開 午前10時00分）

次に6番河野清一君。

河野清一君。

○6番河野清一君 議席番号6番河野清一です。

議長より発言の許可を得ましたので、質問通告書、会議規則及び申し合わせ事項等にしがいまして一般質問をいたしたいと思ひます。

本日は3点のことについてお伺ひしたいと思います。

まず1つが、可燃ごみ処理について、2つ目が独居老人対策について、3つ目が公会計についてということをお願いしたいと思います。

最初の可燃ごみ処理についてでありますけれども、地方自治体の業務で最大のものは環境整備の一環としてのごみ問題であります。なぜなら、ご

みは市民一人一人全ての方が毎日一生発生させるものでありまして、その処理は市民全員に被益するものであって、自治体の行います地方行政の最重要業務であります。

合併後、野村・城川のごみは野村クリーンセンターで、他の3町は八幡浜の環境センターで処理しております。さらに、今年からは野村クリーンセンターの稼働停止によりまして、全量八幡浜の環境センターで処理していますが、多額な処理委託費が発生しております。27年度決算におきましては、5,473トンの処理量で、2億9,929万8,000円、約3億円の委託費がっております。そのほかにも、ごみ収集運搬業務委託費といたしまして、1億8,400万円余り、これは可燃ごみと資源ごみ、いろいろなごみの収集をさせてもらって、八幡浜だけでの委託費とはわかりませんが、約1億8,500万円、これは市内業者でありまして、地元への循環といいますか、そういったことでいいといたしましても、多額な3億円近くの八幡浜への委託費が発生しておるとするのは事実であります。

合併後、八幡浜市に委託したごみの総量と、委託費の合計金額をまず1点お伺いいたします。

2点目としまして、三瓶・宇和・明浜の3町は八幡浜市への処理委託が合併前より継続されているようであります。29年度より、先ほども言いました野村・城川のごみを処理しておりました野村クリーンセンターの稼働停止ということで、全量委託しておりますけれども、その決定の経緯といいますか、いつどのようにして決定されたのか、あるいは、野村クリーンセンターあるいは自前でのそういった大改修とか規模拡大とか検討はなかったのか、ということが2点目であります。

3点目に自前での可燃ごみ処理センターにということでお伺いいたします。

ごみ焼却の最大の問題はダイオキシンの発生であります。最近塩化ビニールの製品が市民生活から一掃されております。例えばスーパーのレジ袋、これはポリエチレンということで表示ではPEあるいはPPというふうに表示されて、ポリエチレン製になっております。

それと燃却の炉に関します技術革新、これもすばらしいものがありまして、発生を抑えられる技術が発展しております。地方自治体として最も重要な住民サービスでありますこのごみ問題を、他

の自治体に頼ることなく自前で行ってはいかがでしょうか、建設してはいかがでしょうか。毎年、2億から3億円の委託費を払えば、ごみを焼却してもらおうということだけで楽かもしれませんが、ごみ焼却と発電、給湯などの循環型施設、発電しますとその焼却センターでの使用とか、またあるいは、地元住民へ供給することでの地元還元、給湯などにしますと、先の12月の一般質問で宇都宮久見子議員が提案されておりましたが、温水を活用し周辺自治体では整備されている室内温水プールを整備することができると、このことにより、地域の活性化を図ることができ、市民の健康増進、体力向上に寄与するというような質問があって、なかなか財政的には難しいという答弁がありましたけれども、そういったような中ではありますけれども、センターを建設すれば費用は地元で落ちますし、雇用も生まれると思われま。理事者はどのようなお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 お尋ねの合併後12年間で八幡浜市へ処理委託した可燃ごみの総量と委託料の合計金額について、まずお答えをさせていただきます。

平成16年度から平成27年度までの数値となりますが、可燃ごみの総量は6万5,993トンであり、年平均にいたしますと5,499トンとなります。また、委託料の合計では24億4,240万8,439円となり、年平均では2億353万4,036円となります。なお、平成28年度の委託料は1億5,823万3,268円と減少をしておるところでございます。

このほか、平成26年、平成27年度には八幡浜南環境センターにおいて、施設延命化に伴う大規模改修が行われ、その工事負担金として3億649万2,329円を支出しておるところでございます。

2つ目のご質問の全量委託は、いつどのようにして決定されたのかについてお答えをさせていただきます。合併前からの説明になりますが、平成9年に国からごみ処理広域化計画、翌平成10年には愛媛県のごみ処理広域化計画が策定されたことからの議論となります。この計画において、大規模な処理施設の確保が必要となり、広域化したごみ処理を推進する動きとなったものです。この

ことから、平成12年度には八幡浜ブロックごみ処理広域化計画推進協議会が設置され、旧5町も関係自治体としてそれぞれ加入をいたしました。県が示しました広域化計画の中では、各ブロックに一つの焼却施設とし、日量100トン以上の施設規模が原則必要とされたことから、協議会において八幡浜ブロック内の可燃ごみについては、広域的な大規模焼却施設を有する八幡浜南環境センターにて処理をする方向となりました。

明浜町・宇和町・三瓶町においては、施設の老朽化に伴い、既存施設での焼却が困難となったことから、平成13年度から八幡浜市へ焼却委託をしております。一方、野村・城川地区の可燃ごみは野村クリーンセンターで処理を行っており、その後の市町村合併における協議においてもこの問題が課題となりましたが、新市の基本方針や公共施設の整備などを定める新市まちづくり計画において、既存施設の老朽化に伴い、近い将来広域化を検討するものとしてきたものでございます。市におきましては、施設の安全・安心を重視し、既存施設の修繕を繰り返し延命に努めてまいりましたが、平成27年度に入り、建物や設備の老朽化が著しくあらわれるようになりました。このことから、当初平成29年度末までとしておりました稼働予定期間を1年間早め、平成28年度末をもって稼働終了とするともに、野村・城川地区の可燃ごみを八幡浜市へ委託するよう協議を進め、平成28年9月議会で八幡浜市と西予市との間における可燃ごみ処理事務の委託に関する規約の変更について両議会で議決をいただき、平成29年度より八幡浜市への全量処理委託となったものであります。

最後に3番目の質問でございますが、自前での可燃ごみ処理センターの建設についてお答えをさせていただきます。

市単独の可燃ごみ処理センターの建設につきましては、先ほどの答弁でも触れましたとおり、ごみ処理広域化計画における可燃ごみの処理が求められていることから、市単独での可燃ごみ処理センターの建設については、現在のところ検討をしておりません。なお、市独自で建設する場合は日量36トン級の焼却施設が必要となり、国からの補助が見込めない中で建設費、管理運営費等を積算しますと、八幡浜市への全量処理委託のほうが低い経費となります。また、発電、給湯などの循

環型施設として整備することにより、補助を受ける可能性はあると思われませんが、環境施設の建設においては地域の理解が不可欠であり、施設規模が大きくなることにより候補地の選定条件が限られ、かなりの時間を要することが考えられます。

議員ご指摘の地元への効果はあると思われませんが、建設に要する経費や今後の維持管理費は大きくなると思われ、財政と地域住民との協議を考えますと、施設建設は困難と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 河野清一君。

○6番河野清一君 再質問させていただいたらと思います。

合併後12年間で24億円、多額の金額と言いますか、委託費を払われておりますが、昨年決算検討委員会がありまして、27年度ですか、実績で、先ほども言いましたけれども、2億9,900万円、28年度は1億5,800万円に減っておると言われましたけれども、これは八幡浜のセンターの大改修ですか、それがあつたから27年は高かったのかということが1点目であります。改修費の関係があつたのかもしれない。

それと、合併前、平成9年から広域化の話が出てごみ処理の方向性を検討したと、そしてこのように決まっておるといふ説明があつたかと思いませんけれども、そこまで古くからの議事録は調べておりませんけれども、24年からの厚生常任委員会の議事録を調べさせていただきました。どこかで委員会とか、そこで喧々諤々検討されて方向性が決まったものかと思つて調べたわけですけれども、24年9月7日の厚生常任委員会におきまして、当時の松山委員長さんが述べられております。ごみ処理の方向性について合併当時平成24年までは八幡浜でという話があつた、それが伸びてきていると。野村クリーンセンターも耐用年限が来ているのではないかと思いますし、広域化の進展もないようですと。現状はどういう方針ですかということでも問われております。これを見ますと、24年の9月時点では、まだ正式決定されてなかつたのではなからうかととれるんですけども、いかがでしょうか。

それと新しく建設するに当たっては、日量36トン級の炉を建てなければいけないと言われました。あるとこで聞きますと、建設については、まあ、ざつとですけども、1トン当たり1億円要

ると、約36トンですと36億円、その他不随施設があっても、40億円ぐらいではできんではなかろうかと、焼却炉だけですけれども、そうすると、この12年間で24億円払われております。委託金、委託費と言いますか、運賃、運搬のほうも要りますので、そこら辺の金額をあわせますと、もう建つ試算ができるのではなかろうかという思いもします。ちょうど、ことし西予市衛生センターが稼働しております。そこで発生します汚泥、これも助燃剤として処理を、伊予市、松山のほうに運んで処理してもらっておると。この委託費も高額な金額を払わなければならないと、まだ稼働したばかりですので、年間幾らいるかはわからんと思いますけれども、そういった処理もできると、先ほども言いました発電もできれば、お湯も沸かすことができる、住民サービスもいいと、そういった一石何鳥にもなる生かし方があるのではなかろうかと思いますが、いかがでしょうか。再質問いたします。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 3点ばかりのご質問やったかと思えます。

まず、1点目につきましては、議員さんがお持ちの資料を、私、拝見しておりませんので、ちょっと正確に申し上げれるかどうか、ちょっとわからんのですが、例えば、今までも厚生常任委員会の間で自前でしたら幾らぞというような協議は何回もありました。その中で出ている資料の中では、八幡浜南環境センターが建設するときの、借りておる起債の償還であるとか、八幡浜南環境センターへ行く道路ですね、道路の整備の費用とか、そういうものをひっくるめた単価と、そうではなく、単にごみを焼いたら幾らかというような資料になっているかと思えます。このことについては、細かい数字が環境衛生課のほうで出しておりますので、全体をひっくるめたものでトン何ぼ、焼却だけでトン何ぼというのが出てますので、また後ほどお伝えをさせていただきたいと思えます。

それから、2点目についてですけど、平成24年の厚生常任委員会の議事録は、私、ちょっともう記憶にございませんが、見てないんですけど、ここでいう24年まではというのは、この契約における期間は3年ごとの見直しがありまして、3年契約でございます。その終わりが24年であ

ったとか、始まりが24年であったとかというような課長の説明がその議事録に残ったのではないかと思います。

次に、3点目のご質問でございますが、3点目につきましては、今後も将来にわたり安心して住みよいまちづくりを進めるために、市民のニーズの変化もございます。そういうような中で施設の複合化や集約化や、民間施設の活用などいろんな事業というか、いろんな考え方ができてくると思います。それで、将来的には、先ほどは施設の整備をできませんというような回答でございましたが、将来、それこそ10年とか15年とかというようなスパンでいくと、八幡浜市との契約もございますし、可能性がゼロであるということではないと考えております。

それから、一つ、衛生センターの中の助燃剤を使ったということがありましたが、どうも一番最初に衛生センターを建築するとき、ちょっと協議した中の記憶では、36トン級の小さい炉では、逆に水分が多く燃えにくくなります。それから、100トン以上の大きいものにつきましては、24時間ずっと燃やしますので効果があらわれないということで、今現在はオオノ開発のほうへ運んで処理をさせていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 河野清一君。

○6番河野清一君 少し前向きに検討するという言葉がありましたので、ほっとしております。

再質問ですが、管家市長は29年度施政方針の中で、前三好市長の築かれてきた基盤、基礎基盤を充実、発展させ、またさらにとということで、旧套墨守、守株待兔な考え方を打破しと、破壊すると表明されております。旧套墨守、ちょっと調べて見ましたら、古いしきたりや方法などをかたく守ること、また、古いしきたりなどとらわれて融通のきかないことと、そういったことは打破しますよと表明されております。東京都の小池知事、東京都築地市場の問題で揺れておりますけれども、八重洲への移転、何千億円という施設建設をされておる中でも、今検討されておると、どうしようかという英断をされております。そういったこともありますので、管家市長とされましても、ぜひとも英断を下していただきたい。できない理由よりも、どうすればできるのかということ

で、前向きに検討していただきたいと思います。

続きまして、2点目であります。西予市も高齢化率が上がってきております。そういった中で、ひとり暮らしの高齢者の方も当然ふえてきていると思われまます。そのような方が、今29年の予算編成の中で、緊急通報事業というのがあると聞いております。自宅とか外出先で倒れた場合に、その緊急通報装置を押すと徳島の業者のほうにいて、そこからまた近くの人が、誰かが駆けつけるという説明がありましたけれども、近年の事業対象人数、それと実際に緊急通報をされた人数、そういったところの実績をお教え願ったらと思います。それと、現在の通報装置では利用者が装置のボタンを押さなければならないと、そういった不都合があるということです。私の、新聞記事でありますけれども、某会社がリストバンド型の端末で異常を感知すれば自動通報し、警備員らが現場に駆けつけるサービスを始めるという記事がありました。自宅で寝ていても、寝ているのか倒れているのか、それを判断する能力がある、また、将来的にといいますか、今のIT技術の進歩ですので健康管理もできると、常に時計みたいに腕にはめていけば、そういった装置があるそうです。市でも最新型の装置ということで、高齢者の見守り対策として導入してはいかがでしょうか。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 緊急通報事業についてお答えをしたいと思います。

当市におきましては、合併当初から居宅でひとり暮らしの高齢者などに対し、緊急通報装置を貸与することにより、救急、災害その他緊急時に迅速かつ適切な対応を図り福祉の増進に寄与することを目的とし、緊急通報事業を実施しております。この事業の対象者は満65歳以上のひとり暮らし、また、ひとり暮らしの重度身体障害者で、あくまで利用を希望する方となっております。利用希望者は申請時にまず親族やご近所にお住いの協力員3名と地域の民生委員を登録することとなっております。利用が決定いたしますと、委託事業者を通じ利用者には電話機型の通報装置と、身につけておける無線ペンダントを貸与することとなります。利用者が緊急時にこれらの装置のボタンを押すことで、緊急通報受信センターにつながり、24時間対応の専任オペレーターが対応し、親族、

協力員、民生委員、また緊急の場合は消防署に直接通報する仕組みとなっております。また、こういった本来の緊急案件の対応のほかに、委託事業者のオペレーターが月に一度通報装置の試験を兼ねた安否確認や、随時相談の対応、体調や近況を伺い、精神的なサポートを行うなど安定した生活を送れるよう見守りを行っております。この事業を行うことにより、事業者、親族、地域住民、民生委員の方々の連携が生まれ、一定の見守り体制が構築されると考えております。

議員からのご質問がありました、主にこの事業の対象となるひとり暮らしの高齢者の把握につきましては、国勢調査によるものが最も現実的だと考えております。ひとり暮らしの高齢者数につきましては、平成22年国勢調査においては、2,823人でありましたが、平成27年国勢調査では、3,123人と5年間で約300人も増加しており、今後も増加する見込みとなっております。また、緊急通報事業の年度末実績であります、平成26年度が177人、平成27年度が169人、平成28年度が158人となっております、利用者はやや減少傾向となっております。

次に、議員からご紹介のありましたリストバンド型端末による感知式の通報装置について、今回、新たな情報を提供していただき感謝をしております、今後の事業推進の参考にさせていただきたいと考えております。以前からこのほかにも、住宅などに設置した人感センサーによる感知式通報装置などについて、多様な事業者から提案を受けているところでございます。議員ご指摘のとおり、当市におきましては、合併当初より現行システムでの緊急通報事業を実施しており、利用者ご自身がボタンを押すことができなければ緊急通報ができない状況であり、多様な事業者から提案されております人感センサー等を利用した最新の見守りシステムになっているとは言いがたい状況でございます。

前段でも申し上げましたとおり、今後ますますひとり暮らしの高齢者は増加すると推測されるため、その対応について重要性がましてくるものと考えておりますが、親族、地域、民生委員等が連携している現行システムの事業効果を踏まえ、ご提案のありました最新の見守りシステムの導入につきましても、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 河野清一君。

○6番河野清一君 前向きに検討したいということで安心しております。ひとり暮らしのお年寄りの方、全ての方というわけにはいけないかもしれませんが、29年度280万円ぐらいの予算規模でなかったかと思いますが、少しでもそういった、何て言いますか、補助をしていただいで安心の体感できるまちづくりということでお願いしておたらと思えます。最近の技術革新、日々進化しております。私の提案しましたこのリストバンド型の端末、これもまた古いわいという時代もくると思えます。最新の情報を収集していただきまして、対策に生かしてもらったらと思えます。

3つ目の質問をさせていただいたらと思えます。去年、私も議員になりまして27年度の決算審査をさせていただきました。特別委員会として3日間で集中審議をしたわけですが、私も議員になるまでは39年間勤めておりまして、企業会計に使っておりました。決算審査をする中で大変戸惑った点がたくさんあります。複式簿記の世界で私どもは40年近く生きてきておりまして、市の会計決算、発生主義でありまして、なぜこうなるのかなという疑問をたくさん審査の中でも投げかけたことがあります。そういった中で平成27年の1月に総務省より統一的な基準による地方公会計の整備促進についてという通達が出されております。そういった通達に基づきまして、西予市でもことしの予算説明の中で、宗部長のほうより公会計の整備をしておるといってお話がありました。現在の整備状況、公会計、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書などの4点があるかと思いますが、どこまで整備されておられるのか、また、県とかほかのところでは、もう既に公会計でホームページに載せておられるところもあります。そういった整備されてからはなると思いますが、掲載をする予定はあるのか。

2点についてお伺いしたいと思います。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまの河野議員のご質問にお答えしたいと思います。

公会計の取り組みはというふうなご質問でございましたけれども、地方公会計の整備につきま

しては、先ほど議員ご指摘のとおり、統一的な基準による財務書類というふうなものを、平成27年度から平成29年度までの3カ年間で整備するよう、全ての地方自治体に、地方公共団体に要請がされておるという状況になっております。この統一的な基準のポイントでありますけれども、今ほど議員のほうからもありましたように、発生主義、そして複式簿記の導入と、それと固定資産台帳システムの整備、これを前提としているところであります。

複式簿記を取り入れることによりまして、資産とそして負債を集約した貸借対照表によるストック情報が、把握が可能になるというふうなことになります。また、地方公共団体が統一した基準で財務書類を作成することによりまして、またそれを公表することによりまして、各団体間の比較もできるというふうなそういう状況になってまいります。このように、地方公会計は現在の現金主義であります会計制度を補完するというふうなものとして、官庁会計、従来の官庁会計では見えにくいコストかストック、この情報を把握することで中長期的な財政運営の活用が期待できるというふうな思っているところでございます。

現在の取り組みの状況でありますけれども、当市では平成28年度から統一した基準に基づきまして、財務書類の整備に取り組んでおるというふうなことでございます。一般会計を中心とする普通会計における固定資産台帳の整備を行うとともに、平成27年度の決算データをもとに、その普通会計について単式簿記による財務会計のデータの変換や貸借対照表の作製に必要な複式簿記の複式仕訳の設定を行い、公会計導入、初年度に必要な開始貸借対照表を作成したところであります。平成29年度につきましては、これらを用いまして平成28年度の決算について一般会計等の財務書類4表と呼ばれる、先ほどもございました貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、及び資金収支計算書を作成するとともに、特別会計という企業会計を含む全体の財務書類、また関係する一部事務組合、また、第三セクター等を含む連結の財務書類を作成するよう準備を進めておりました、平成28年度の決算状況とあわせて、公表を予定しているところでございます。公表につきましては、広報せいよ、またホームページ等で掲載をする予定としております。これま

のように、単に財務書類を作成するというだけでなく、今後につきましてはストック情報等が見える化をされますので、公共施設の管理が推進されるなど、作って見せる会計処理から活用していく会計処理に、そういった段階に移っていくのではないかというふうに思っております。人口減少とか、少子高齢化などによりまして、将来的には非常に厳しい財政状況も見込まれるところがございますが、健全な財政運営のためにも、予算編成等にも活用しまして限られた財源を賢く使うというふうな、そういった将来の西予市にとって極めて重要な制度になるかなというふうに考えておりますので、ご意見を願ったらというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 河野清一君。

○6番河野清一君 今ほどの答弁ですけれども、28年度会計から、決算から実施していくという答弁でありました。補完すると、今までの決算を補完する会計としてするという答弁もあったかと思えます。議会の審査ですけれども、今年も議会の運営、10月末ですか、予定されておりますけれども、そこで審査をする、二通りの決算書を審査するようになるのか、そこら辺をお聞きしたらと思えます。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまのご質問ですけれども、審査の方法ということの再質問をいただきました。

この公会計につきましては、監査委員さんによる審査とか議会への報告、そういったものを義務づけられているものではありません。しかしながら、説明責任というふうな意味でも従来の議会での決算審査にあわせて、全員協議会または行政報告会等で、その公会計による財務書類4表をお示しをして説明をさせていただきたいというふうに考えております。来年度はそういったことで、順次公開がされると思っておりますので、それを今までの決算と同時期に示すことによって、さらにその決算内容を細かく把握してもらい、そういうことに配慮したいというふうに考えております。

以上であります。

○議長 河野清一君。

○6番河野清一君 先般5月に議会と市民との意見交換会、これを行ってきておりますけれども、

野村の溪筋地区のときにある方から、市の予算と言いますか見にくいと、一般家庭に置きかえたらどうなるのかという質問もありました。市民の方も大変興味と言いますか、わかりよくなるんじゃないかなと思います。そういったことで、公会計の公表、28年度決算からということで期待をしておつたらと思います。

それと1点、先ほどごみ処理の問題で管家市長に東京都という質問といたしますか、発言をいたしましたけども、八重洲ではありません、豊洲でした。発言ミスでして、訂正をして私の質問を終わりたいと思います。

○議長 以上で本日の一般質問を終結といたします。

暫時休憩いたします。(休憩 午前10時43分)

○議長 再開いたします。(再開 午前11時00分)

ただいまから議案順に質疑を行います。質疑の内容は大綱のみに願います。

(日程2)

○議長 日程第2、議案第50号「西予市移住交流体験施設の設置及び管理条例制定について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程3)

○議長 次に、日程第3、議案第51号「西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について」から、議案第54号「西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの4件を一括議題といたします。

これより本案4件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程4)

○議長 次に、日程第4、議案第55号「西予市過疎地域自立促進計画の変更について」、及び議案第56号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」の2件を一括議題といたします。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

す。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程5)

○議長 次に、日程第5、議案第58号「西予市営土地改良事業の施行について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程6)

○議長 次に、日程第6、議案第59号「平成29年度西予市一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長 8番山本英明君。

○8番山本英明君 議会初日に財政課長から予算についてのご説明をお受けいたしましたのですが、29年度が始まってまだ2カ月のこの時期に、その予算説明受けたときに減額補正がありましたので、ちょっと気になりました。この年度当初のこの時期に減額補正になったことの中身と申しますか、その辺をもうちょっと詳しく教えていただきたらと思います。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまのご質問ですが、今回6月で大幅な減額補正というふうな理由とはということなんですけれども、今回の補正の主なものとして、道路新設改良費、そして橋梁の新設改良費に係る土木費国庫補助金について、国の内示額で合計で1億3,599万5,000円の減額というふうなことになったことから、補助対象事業について財源の調整が必要になりました。今回減額調整というふうなことになったものであります。本来、当初予算で計上しておる予算を6月のこの段階で減額をするというふうなことについては、よっぽどな理由がないと減額はしないわけですが、先ほどのように内示額がですね、大幅な減ということでありまして、これにつきましては、やっぱり国の厳しい財政状況を反映しての補助金の減額ということが最も大きな要因というふうに思っておりますけれども、国におきましては、補助金の種類の単位で補助金額を調整して、全国からのその要求額に応じてその補助金

を一括した形で内示をするというふうなことで、今回のような大幅な補助金の減額、内示となったというふうなことで、この傾向が最近多くなっておるように感じておりますけれども、特に、市として行っておりますような継続的にやっております事業でありましたり、また、新規事業の中でも緊急性があるような事業、これにつきましては市としても早急にやっけていかないといけないということでございますので、今後においても国とか県にその状況につきましても要望を行ってできるだけ早期の事業に市にこぎつけるように努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長 山本英明君。

○8番山本英明君 ただいまの道路とか橋梁とか社会資本整備事業の減額内示が来たというふうなお答えをいただきました。財政上、本当に国も県も市も大変だというふうには思っておりますけれども、9月や12月じゃなく、この時期に減額というふうなことは、今後の追加交付等はないものだというふうにご判断をされたのでしょうか。そして、私が一番心配しますのは、道路とか社会資本整備事業のお金がなく、予算が少なくなると当初予算で上がっていた事業などは、私らの地域におりましたら、予算がついたので大丈夫だろうというふうに私も思うわけですが、地域の方々も思っておられるのではないかとというふうに思います。減額になると当初予算に上がっていた事業等の実施が困難になりそうなのではないかなという心配をするんですけれども、その辺をやっぱり西予市のために頑張ってください、前向きな予算を獲得していただき、現在の西予市をよくしていただくような予算措置実行を起こしていただくことを望んでおります。その辺の心配は大丈夫でしょうか。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまご質問いただきました、内示が今後見込めるのか、そうでないのかというふうなご質問最初ございましたけれども、年度内に内示が見込めるものにつきましては、今回の調整はしておりませんので、基本的には余り見込めないというふうなものを、6月補正では調整をさせていただきます。しかし、年度内にもいろんな要求の機会はあるかと思っております。

で、先ほど申しましたように、今後におきましても強く要望をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 ほかにありませんか。

15番二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 予算書の18ページ、2款総務費の中の1目地域振興費、地域おこし協力隊事業98万9,000円についてお尋ねをいたします。

せいよ地域おこし協力隊起業支援補助金ということで予算が組まれておりますけれども、この金額及び回数に要綱ですね、どうなっているのかというのをまずお尋ねをしたいと思っております。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまご質問の地域おこし協力隊に対する支援補助金の内容でございますけれども、金額につきましては100万円を限度というふうに要綱で定めております。回数は1回限りというふうなことで対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 今いただいた答弁で、地域おこし協力隊事業でなくてもですね、企業加工品の開発などの補助金においても、2分の1程度の100万円、これも1回こっきりというふうな事業があるかと思うんですけども、地域おこし協力隊で来ていただいて、せっかく西予市を気に入っていただいて、ここで事業を起こそうという人と、今までの西予市の中の事業と同じでいいのかなという思いがあるわけですが、その差別化についての考え方はないのかどうかというのを1点お伺いしたいと思います。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまのご質問でございますけれども、新たに西予市のほうに移住を希望をされている方、そういった方に対しての補助制度につきましては、従来のものとは違った形での補助制度を今回も制定をしております。従来のそれぞれの農林業分野への補助金であったりとかそういったものもございしますが、それは新たな住民となっただけであれば、その活用といいますか、それを異にさせていただきたいというふうに思っておりますし、また今後におきましても、要望に応じ

てどういった補助体系が必要なのかについても、新たなものを制定する必要があるのかどうか検討していきたい、いうふうに思っております。

以上です。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 今後検討していただく中ですね、今ほど言いました企業、今ある企業とか加工品の開発についての補助金も一回きりではいけないんじゃないかというのが、以前から私何回も委員会等でも話をさせていただいておと思うんですが、起業をするということは、やっぱり1年目やってみて、2年目、3年目もうちょっと頑張りたいな、事業を拡大したいなとかいうふうなことも起り得ると思っておりますし、実際そうでないと、長い間そこで地に足をつけた事業はできないんじゃないかというちょっと思いもありまして、できたら、その一回の起業のプラスの後のアフターですね、アフターの部分の事業も今後考えていただきたらと思っておりますので、これは答弁は結構ですんで、ぜひ検討の中に入れていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長 ほかにありませんか。

17番小野正昭君。

○17番小野正昭君 ページは33ページではなからうかと思いますが、8款土木費4項港湾費1目港湾管理費です。この事業内容を見ておりますと、港湾法に基づく港湾施設（三瓶地区）の定期点検診断について、診断に高度で専門的知識が求められる等から点検診断を委託計上するという事で、節のほうでは、測量・設計・監理委託というふうに節の説明をされておりますけれども、具体的にどういう内容を診断されるのか、まずお聞きをいたします。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 ただいま小野議員のほうから漁港施設の維持管理事業についてのご質問がございました。そのことについてお答えをしたいと思います。

ご案内のように、三瓶漁港には9つの施設がございします。そのうち重要施設と位置づけられているものが東側、北側岸壁の2施設でございます。残り7施設が一般施設でございまして、国のほうから法定点検を義務づけられておまして、先ほど申しました重要施設につきましては、3年に一度の法定点検、それから一般施設については5年

に一度の法定点検ということで行っているものでございます。全体のこの意味合いというか、位置づけといたしましては、ご案内のようにインフラの長寿命化計画を各自自治体において進めようと、進めなさいという国のほうの大きな方針があるわけですが、その中の大きな目的としては、国民といいますか、市民の安全・安心の確保ということと、そういった長寿命化計画をすることで計画的な修繕とかいったようなことで、トータル的なコストの縮減と平準化を図るということが主な大きな狙いといいますか、目的でございます。そういったことに基づきまして、西予市においてはご案内のように、28年の3月に公共施設等総合管理計画を定めております。非常に市内の施設は他自治体に比べまして、非常に多い状況でございます。公共施設が896施設、建物等では1,475施設ということでございます。そういった中で、先ほど申しました国の方針に基づいて、計画的に進める意味合い、また、そのために定期的な点検が義務づけられているということで行うものでございまして、それに基づいて、今後計画的な修繕と維持管理に努めるというものでございます。

以上でございます。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 まず、部長、大変失礼ですけども、部長にしても課長にしても、野村町ないし宇和町の出身なんですよ。ですから、海のごとは推測するに、私は素人だと思います。先ほどの答弁で、この予算書は港湾なんです。漁港ではないんです。港湾と漁港とは法律が違います。おのずからその性格目的も違います。このたびの港湾の施設は今お聞きしたら、市民の安心・安全確保のために計画的に修繕をする予算と、そのとおり受け取っておきますけれども、私が若いころ、20年余り前ですけども、南予にですね、1万トン級の船が入る港は3つあると、それは八幡浜湾、三瓶湾、吉田湾このように聞いておりました。しかし、今恐らく三瓶湾のこの水深検査をすかどうかわかりませんが、この水深検査をすれば、1万トン級が入れるような水深ではないと思います。なぜか、三瓶港湾には物すごい土砂が堆積をして大棧橋付近に中型船でも旋回できないぐらいの土砂がたまっています。ここらあたりもやはり、漁民の、それから船舶保持者の安心・安全の

ためにも早急にこれを浚渫作業をしていただきたい、そういう診断もぜひしていただきたい。

それと、これは一般質問に値することですけれども、私も産建委員ではないですので、この際、関連的に質問させてもらいますけれども、先ほど言いましたように、三瓶には漁港があります。三瓶漁港は先般一般質問しましたが、第2種漁港です。その第2種漁港がですね、非常に岸壁が老朽化をして危険な状態にあります。これが崩壊しますと378号線に多大の影響を与えて、生活、経済に大きな損失をこうむります。ご案内のように、部長は西予市漁港利用促進協議会の会長ですよ。よく勉強していただきまして、この会員の中には海のプロがおりますので、港湾を含めて。早くその協議会を開いて、三瓶町の漁港、港湾に関する方々の安心・安全のために全力を尽くしていただきたい。答弁願います。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 失礼いたします。先ほど、まずは私のほうの答弁誤っております、漁港と申し上げましたことに対しまして、港湾施設ということで訂正をさせていただきたいというふうに思います。

暫時休憩をお願いします。

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午前11時20分)

○議長 再開いたします。(再開 午前11時21分)

山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 それでは、先ほどのご質問にお答えをいたしたいと思っております。

先ほど申しましたように、港湾施設のほうは重要施設の点検は終わっております。残りの一般施設につきまして、点検結果を踏まえて計画的に修繕を行いたいと思っております。

また、関連質問で漁港についてのご質問がございました。漁港につきましては、市内に13漁港がございます。これにつきましても本年度、将来的な修繕計画を補助事業をとりまして今進めているところで、本年度をもちまして、その修繕計画が終了するところでございます。その中で特に言われました安土漁港については、危険度ランクが非常に高いということでございます。先ほどありましたように、国道とも接しておりますので、そちらにつきましては十分検討した上で、その修繕

といいますか、対策には努めたいとは思っております。

また最後にですね、漁港利用促進協議会のお話をいただきました。これにつきましては、議員ご指摘のとおり、開催時期が例年、年度後半に開催しておりますので、今年度につきましても早急に開催するように進めておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。また、漁港の修繕につきましては特にこういった協議会のご意見もお伺いするんですけども、各それぞれの施設で管理組合がございますので、そちらのほうの意見も伺って修繕を進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前11時23分）

○議長 再開いたします。（再開 午前11時24分）

山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 先ほど、私のほうの答弁の中に安土漁港と申しましたけども、三瓶漁港でございますので、その点の修正をお願いいたします。

○議長 14番中村敬治君。

○14番中村敬治君 予算書の19ページでございますが、卯之町はちのじ事業費、駅前エリア整備事業2、160万円に関連してお尋ねいたします。

先の3月議会におきまして、約60億円弱の債務負担行為からですね、旧宇和病院跡地を除きまして、また改めて平成30年から平成43年度の14年間ということで期間も短縮されまして、PFI事業として19億1,594万円の債務負担行為が可決されたところでございます。それで、先般5月号だったと思っておりますが、広報せいよの25ページにですね、「はちのじ」優先交渉権者決定ということで、今後は事業の契約締結に向けて動いていきますというような形で、その中で優先交渉権者として、四電工グループという名前が上がっております。そして4月ごろに基本協定の締結、6月に仮契約というようなことが掲載されておるわけですが、若干おくられているのではないかと感じておりますが、これにつきましては、非常に市民の方々の関心も非常に高いと思っております。この機会にですね、今後の卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業についてですね、具体

的なわかる範囲でのですね、スケジュールなどがわかれば説明願いたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいま、中村議員の卯之町「はちのじ」まちづくりの進捗についてのお尋ねがございました。

ただいま言っていたいただきましたように、優先交渉権の決定を3月21日に行っておりまして、四電工グループというふうな決定をしておるところでございます。その後、その優先交渉権者と基本協定に向けての協議を順次進めているところでございますけれども、JR四国、また県との関係機関の協議について、さまざまな調整が必要になってまいりました。それに時間を要しているということでございます。また、基本協定の締結につきましては、締結までに駅前のロータリーや、あの施設の形状、そして跨線橋の位置など事業経費に大きくかかわるような協議もしていかなければいけないというふうなことで、そこら辺はある程度確定しての基本協定というふうなことになるかと思っておりますので、それを現在協議をしているというふうなそういう状況でございます。また、駅前の用地交渉が前進したことによりまして、施設の変更が生じてまいりますし、そういった配置、構造の全体的な見直しも行っていきたいというふうなことを現在考えております。PFI方式ですので、事業所から提案があったものに対しまして、市側のその要求水準に達しているのかというふうな判断をしていかなければいけないということでございますので、そういったことも含めて、継続的に協議を現在しているとでございます。今後の予定なんですけれども、先ほど申しましたように、そういった協議が整いましたら、その契約に向けて進みたいというふうに思っておりますけれども、最終的な協議が6月下旬ぐらいまでかかるのじゃないかというふうな、今のところ想定をしているところでございます。その後、最終的な交渉をしまして、8月中旬ぐらいには仮契約にこぎつきたいなというふうに思っております。9月の次期の定例会にはこの事業に対する契約案件を提案をさせてもらったらというふうなことで、現在そういう準備で事業を進めておるといふふうなところでございます。ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長 中村敬治君。

○14番中村敬治君 どうも丁寧な説明いただきましてありがとうございました。

PFI事業は西予市にとっても、これ初めての事業展開でございますので、契約内容などについての説明もございましたが、慎重に内容を十分検討しながら取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 ほかにありませんか。

(日程7)

○議長 次に、日程第7、議案第60号「平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」から、議案第65号「平成29年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)」までの6件を一括議題といたします。

これより本案6件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案15件については、お手元のタブレットに配信いたしております。常任委員会付託表のとおり、各委員会に付託いたします。

(日程8)

○議長 次に、日程第8、請願第2号「国道378号線岩井・田之浜間未改良区間の早期改良のための工区設定を求める請願」、及び請願第3号「お出かけチケット制度導入についての請願」を議題といたします。

これら請願2件の詳細につきましては、お手元のタブレットに配信いたしております。請願文書表をご参照ください。

本2件につきましては、常任委員会付託表のとおり、各常任委員会へ付託いたします。

各常任委員会においては、各議案、請願について十分に審査を行い、最終日の本会議において委員会審査の経過と結果について各委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

6月22日は午後2時より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

平成29年第2回西予市議会定例会会議録（第5号）

- | | | | |
|--------------|------------|---------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成29年6月22日 | 三 瓶 支 所 長 | 中須賀 敏 幸 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 消 防 本 部 消 防 長 | 西 川 傳 |
| 1. 開 議 | 平成29年6月22日 | 総 務 課 長 | 宇都宮 裕 |
| | 午後 2時00分 | 財 政 課 長 | 山 住 哲 司 |
| 1. 閉 会 | 平成29年6月22日 | | |
| | 午後 3時29分 | | |

1. 出 席 議 員

- 1 番 宇都宮 久見子
- 2 番 信 宮 徹 也
- 3 番 宇都宮 俊 文
- 4 番 加 藤 美 香
- 5 番 中 村 一 雅
- 6 番 河 野 清 一
- 7 番 佐 藤 恒 夫
- 8 番 山 本 英 明
- 9 番 竹 崎 幸 仁
- 10番 小 玉 忠 重
- 11番 源 正 樹
- 12番 井 関 陽 一
- 13番 菊 池 純 一
- 14番 中 村 敬 治
- 15番 二 宮 一 朗
- 16番 兵 頭 学
- 17番 小 野 正 昭
- 18番 宇都宮 明 宏
- 19番 森 川 一 義
- 20番 藤 井 朝 廣
- 21番 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------|---------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 河 野 敏 雅 |
| 教 育 長 | 保 木 俊 司 |
| 総務企画部長 | 宗 正 弘 |
| 会計管理者 | 山 口 正 人 |
| 公営企業部長 | 三 好 敏 也 |
| 産業建設部長 | 山 岡 薫 彦 |
| 生活福祉部長 | 酒 井 信 也 |
| 教 育 部 長 | 松 川 伸 二 |
| 明浜支所長 | 山 下 玉 |
| 野村支所長 | 尾 下 孝 二 |
| 城川支所長 | 高 橋 司 |

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 道 山 升 文 |
| 議 事 係 | 三 好 祐 介 |

1. 議 事 日 程

1. 会議に付した事件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程		号)			
1	議案第 50号	西予市移住交流体験施設の設置及び管理条例制定について	請願第 2号	国道378号線岩井・田之浜間未改良区間の早期改良のための工区設定を求める請願	
	議案第 51号	西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について	請願第 3号	お出かけチケット制度導入についての請願	
	議案第 52号	西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について	2 発議第 2号	西予市地域防災体制特別委員会の設置及び付託について	
	議案第 53号	西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	選任第 3号	西予市地域防災体制特別委員会委員の選任について	
	議案第 54号	西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	追加		
	議案第 55号	西予市過疎地域自立促進計画の変更について	1	議案第 66号	平成29年度西予市一般会計補正予算(第3号)
	議案第 56号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について	2	意見書案第1号	国道378号線岩井・田之浜間未改良区間の早期改良を求める意見書(案)の提出について
	議案第 58号	西予市営土地改良事業の施行について	3		議員派遣の件について
	議案第 59号	平成29年度西予市一般会計補正予算(第2号)			
	議案第 60号	平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)			
	議案第 61号	平成29年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)			
	議案第 62号	平成29年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)			
	議案第 63号	平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)			
	議案第 64号	平成29年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)			
	議案第 65号	平成29年度西予市水道事業会計補正予算(第1			

本日の会議に付した事件

- | | | | | |
|---|---------|---|-----------|---|
| 1 | 議案第 50号 | 西予市移住交流体験施設の設置及び管理条例制定について | 請願第 2号 | 国道378号線岩井・田之浜間未改良区間の早期改良のための工区設定を求める請願 |
| | 議案第 51号 | 西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について | 請願第 3号 | お出かけチケット制度導入についての請願 |
| | 議案第 52号 | 西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について | 2 発議第 2号 | 西予市地域防災体制特別委員会の設置及び付託について |
| | 議案第 53号 | 西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について | 選任第 3号 | 西予市地域防災体制特別委員会委員の選任について |
| | 議案第 54号 | 西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 追加 | |
| | 議案第 55号 | 西予市過疎地域自立促進計画の変更について | 1 議案第 66号 | 平成29年度西予市一般会計補正予算(第3号) |
| | 議案第 56号 | 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について | 2 意見書案第1号 | 国道378号線岩井・田之浜間未改良区間の早期改良を求める意見書(案)の提出について |
| | 議案第 58号 | 西予市営土地改良事業の施行について | 3 | 議員派遣の件について |
| | 議案第 59号 | 平成29年度西予市一般会計補正予算(第2号) | | |
| | 議案第 60号 | 平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) | | |
| | 議案第 61号 | 平成29年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) | | |
| | 議案第 62号 | 平成29年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号) | | |
| | 議案第 63号 | 平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) | | |
| | 議案第 64号 | 平成29年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) | | |
| | 議案第 65号 | 平成29年度西予市水道事業会計補正予算(第1 | | |

開議 午後2時00分

○議長 ただいまの出席議員は21名であります。この際報告いたします。先般、信宮徹也君、中村一雅君、河野清一君、佐藤恒夫君、菊池純一君の5名から西予市創生特別委員会委員の辞任願が提出されましたので、西予市議会委員会条例第14条の規定により、これを許可いたしました。なお、同条例第8条第2項の規定により、西予市創生特別委員会委員に、1番宇都宮久見子君、10番小玉忠重君、11番源正樹君、14番中村敬治君、18番宇都宮明宏君の5名を新たに選任いたしましたので、報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、議案第50号「西予市移住交流体験施設の設置及び管理条例制定について」から議案第56号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」までの7件、及び議案第58号「西予市営土地改良事業の施行について」から議案第65号「平成29年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)」までの8件、並びに請願第2号「国道378号線岩井・田之浜間未改良区間の早期改良のための工区設定を求める請願」、及び請願第3号「お出かけチケット制度導入について」の請願の2件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長菊池純一君の報告を求めます。

菊池純一君。

○菊池純一総務常任委員長 総務常任委員会審査報告をいたします。

去る6月12日の本会議において当委員会に付託されました議案5件について、6月15日に審査を行いましたので、報告いたします。

審査の結果は、お手元に配付の委員会報告書のとおりであり、議案5件はいずれも原案のとおり可決決定いたしました。

議案第50号、まちづくり推進課所管の「西予市移住交流体験施設の設置及び管理条例制定について」では、体験希望者は7日以上利用が条件になっているが、なかなか1週間の休みを取ってでは難しいのではないかと。市長が認めるときは、

この限りではないとしてあるが、条件で7日とうたっている限り、説明時にはやはりこの7日はネックになり、長いのではないかとの質疑があり、7日間以内で行いますと民間の宿泊施設を圧迫しかねないという理由で7日を設定している。できれば、しっかりと西予市に移住を考えて来られる方を対象とした条例制定を考えているとの答弁でした。

また、施設使用料が1日900円とあるが、その算出根拠を尋ねたところ、これは地元の地域づくり組織に業務委託を考えており、委託料を29万2,000円と考えている。そのほか、施設維持に浄化槽検査料や浄化槽管理委託料等がかかり、合計しますと年間管理費用として32万5,000円ぐらいかかるので、これを365日で割って900円としているとの答弁でした。

また、この条例は7月1日から施行とあるが、移住体験希望者は決まっているのかとの質疑があり、まだ決まっていない。施設は完成していないが9月ごろから移住交流ツアーを計画しているとの答弁でした。

また、滞在期間が7日以上30日までとの条件になると仕事関連の体験などを絡めないといけないが、そのような連携はできているのかとの質疑があり、今月市内において移住者に対しての特別組織をつくるため、職員体制を調整している。そこで、移住の問い合わせや仕事のあっせんなどをしていくとの答弁でした。

議案第55号、総合政策課所管の「西予市過疎地域自立促進計画の変更について」では、新規6事業は申請した段階で全て認められる内容となっているかとの質疑があり、過疎計画の変更については、事前に県と協議して承認されている内容であるとの答弁でした。

次に議案第59号「平成29年度西予市一般会計補正予算(第2号)」の総務常任委員会所管分について、抜粋して報告いたします。

まちづくり推進課所管の地域おこし協力隊事業では、地域おこし協力隊が起業した場合に1年ぐらいでやめたときは、支給した補助金98万9,000円はどうなるかとの質疑があり、その場合には「せいの地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱」に記載されているように交付日から起算して、3年以内に市外に転出した場合や事業を取りやめたり、財産を処分した場合には補助

金の返還を求めるようにしているとの答弁でした。

また、協力隊の起業内容はどのようなものかとの質疑があり、対象者の隊員は城川地域の農産物を利用した、ゆず茶や栗茶、それからゆずコーラなどの販売等を手がける会社設立をしているとの答弁でした。

次にジオパーク拠点施設整備事業では、測量設計監理委託料111万3,000円となっているが、予定地の駐車場のところに道水路等が地籍上にあると判明したということだが、それによって工事行程におくれは生じないか、また再認定審査に影響はないかとの質疑があり、7月の建設検討委員会で最終的に工事場所の決定を行い、29年度中に基本設計、実施設計を行い、平成30年度から31年度にかけて工事をして31年度末には完成する予定であり、現在おくれは出ない状況である。再認定審査が10月から11月にあるが、現在の黒瀬川構造帯に特化した地質館から、ジオパーク全体を説明する拠点施設を建設するとの説明をして、審査委員に進捗状況をアピールしたいとの答弁でした。

また、ジオパークの基金の残高は幾らかという質疑があり、現在の残高は8,337万5,000円となっているとの答弁でした。

消防総務課所管分では、消防活動業務事業の幼年消防クラブ活動資器材として、鼓笛隊セットを購入するとあるが、幼年クラブは各学校の全てにあるのかとの質疑があり、幼年消防クラブは三瓶町を除く市内に15カ所あり、宇和町内の4クラブが鼓笛隊をつくっている。このたび、日本防火協会から寄贈された鼓笛隊セットの老朽化による更新のため、自治総合センターに助成申請していたものが内定したとの答弁でした。

以上、委員会審査報告といたします。

平成29年6月22日、総務常任委員会委員長菊池純一。

○議長 次に、厚生常任委員会委員長中村一雅君の報告を求めます。

中村一雅君。

○中村一雅厚生常任委員長 厚生常任委員会審査報告。

去る6月12日の本会議において当委員会に付託されました議案8件、並びに請願1件について、6月14日に委員会を開催し審査を行いました。

たので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

議案8件につきましては、お手元に配信のとおり全て原案可決決定いたしました。

また、請願第3号「お出かけチケット制度導入について」の請願につきましても、お手元に配信のとおり採択と決しました。

採択の理由といたしまして、愛媛県で2番目に広い面積を有する西予市内を移動するためには、車やタクシー、バスなど交通機関を利用する必要が多くなっており、重度障害者の方々は日常、家族に頼り負担をかけた生活となっています。

当委員会で協議したところ、重度障害者の生活において、バス、タクシーは必要不可欠であり、出かけるときに家族の負担を減らすためにもお出かけチケット制度の導入を検討してほしいとする本請願内容は賛同できるとの意見が大勢を占め、全会一致で採択と決しました。

また、来る10月には愛顔つなぐえひめ国体に引き続き、全国障害者スポーツ大会、愛顔つなぐえひめ大会が開催され、そういった機会にも障害のある方のお出かけ支援につながればいいという意見もありました。

以上、請願に対する審査報告といたします。

これより、議案審査の過程において委員より出された質疑、並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第54号「西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」では、つくし苑の入所定員を80人から100人にふやすということだが、現在の待機者の状況はという質疑に対し、4月末現在で待機者は50人であるとの答弁がありました。また、入所定員増に伴う職員の募集状況、並びに体制はとの質疑に対し、現在職員が68人勤務しており、そのうち4割が臨時職員である。平成29年度に介護福祉士の資格を有した正規職員3名を採用する予定である。介護保険法による人員基準は入所者3人に対して介護職員1人、デイケア10人に対して介護職員1人ということになっており、当施設では基準を満たしている。しかしながら、20年前の開設当初は要介護1から2の方が多かったのに対し、現在は重症化されて要介護3から4の方が多く、職員数をふやして事故防止に努める配慮が必要である。一方、独立採算の観点

からも運営を考えていく必要があるとの答弁がありました。

議案第59号「平成29年度西予市一般会計補正予算（第2号）」における子育て支援課所管分では、西予市公立保育所民営化移管先法人選定委員会のメンバー構成についての質疑に対し、学識経験者1名、財務診断に精通した税理士1名、民営化対象公立保育園の保護者代表2名、公立保育園園長2名、西予市福祉事務所長の計7名であり、地域の代表を入れる予定はないとの答弁がありました。

環境衛生課所管分では、コウノトリについて、鳴門市でひなが生まれたが、鳴門市と西予市の違いはどの質疑に対し、これだという要因の分析はできていないが、鳴門市は河川も広く、中州があってねぐら環境がいいからではないか、豊岡から比較的近く、市民のコウノトリに対する愛着、見守ってこうという地域活動も昔から育っていると感じている。西予市としても地域にあった環境整備、学習に取り組んでいきたい。現在「田園ロマンの里づくり推進委員会」を設置し活動している。会議だけでは伝わらないこともあるので、先進地に赴いて学習の機会を設けたいと考えている。また、農業生産者が深くかかわってくるため、共生できる環境をつくっていききたいとの答弁がありました。

また、関連質問として、西予市衛生センター愛称「みずすまし」が稼働して2カ月余りが経過したが、担当課としての現在の所感はどの質疑に対し、施設の搬入量を日量45トンと想定していたところ、4月当初は予定より多くの搬入量があったが、何とか調整し、順調に稼働している。今後、夏場に向けて搬入量がふえる傾向であり、早目に処理調整ができるように努めていく。臭気、処理水について懸念していたが、先般地元稲生地区住民を対象とした見学会を開催したところ約20名の参加があり、臭気もなくきれいな処理水で安心したと言っていたところである。隣接する芝生広場は現時点ではまだ利用者が少ない状況であるが、徐々に散歩やボール遊びで利用する人がふえてきている、との答弁がありました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成29年6月22日、厚生常任委員会委員長 中村一雅。

○議長 次に、産業建設常任委員会委員長宇都宮

俊文君の報告を求めます。

宇都宮俊文君。

○宇都宮俊文産業建設常任委員長 それでは、産業建設常任委員会審査の報告をいたします。

先の6月15日に審査いたしましたので、審査した議案について申し上げます。

議案第53号「西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について」、議案第58号「西予市営土地改良事業の施行について」、議案第59号「平成29年度西予市一般会計補正予算（第2号）」、議案第63号「平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」

以上については、お手元に配信のとおり、原案どおり可決決定いたしました。

続きまして、請願第2号「国道378号線岩井・田之浜間未改良区間の早期改良のための工区設定を求める請願」

以上については、お手元に配信のとおり採決いたしました。

続きまして、採決の理由を申し上げます。

請願第2号「国道378号線岩井・田之浜間未改良区間の早期改良のための工区設定を求める請願」については、昨年6月末に発生した土砂崩れを受け、早期改良を求める地元の方々の強い思いがつつられています。昨年の12月定例会に陳情書が提出されておりましたが、一部内容を変更し今回請願として提出されたもので、工区設定による早期改良を求めるとともに、国の関係各機関へ意見書の提出を求める内容となっております。当委員会では、所管事務調査による現地確認もあわせて実施し審査したところ、本請願内容については明浜地区住民の実情に配慮し、国に強く要請を行うべきとの意見が大勢を占めました。その結果、本案について採決することと決しました。

続きまして、審査経過及び意見等を申し上げます。

議案第53号「西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について」は、下水道課より説明がありました。農業集落排水施設使用料の徴収方法について、口座振替及び集金を新たに加えるため、本条例の一部を改正するものであるとの説明でした。

続きまして、議案第58号「西予市営土地改良事業の施行について」は、農業水産課より説明が

ありました。本事業は坂石地区の土地改良事業であり、農地耕作条件改善事業として湿田改良のために暗渠排水を設置するものです。暗渠排水を整備することになった経緯と、測量試験費について詳細な説明を求めたところ、本事業の施行箇所では基盤整備事業を実施してから30年ほど経過しており、機械作業も困難な湿田環境にあり、こうした状況を少しでも改善したいという地元要請により土地改良事業を実施するもので、測量試験費は工法選定の段階から調査を踏まえ地元と検討していくために必要である、との答弁がありました。

次に、議案第59号「平成29年度西予市一般会計補正予算（第2号）」のうち、経済振興課所管分では、観光協会事務運営事業の92万円の減額について説明がありました。今回の補正では、地域おこし協力隊1名分の経費を減額する一方、観光協会独自で嘱託職員1名を採用するための補助金を増額しており、これらの差額により発生した減額補正である、とのことでした。

農業水産課所管分では、産地収益力支援事業について説明がありました。本事業は、国の産地収益力強化支援事業により、株式会社百姓百品村がネギの産地形成に資する機械設備の整備を行うものです。この事業を実施するには、成果目標として販売額もしくは所得額のいずれかが10%以上増大するという「産地パワーアップ計画」を策定する必要があり、機械化に伴い、作付面積の拡大を図り出荷量の増大に対応できるようになると見込んでいるそうです。現在の取り組み面積は6ヘクタールで、出荷量は193トンですが、平成31年度の目標面積は16ヘクタールを計画しているとのことでした。

続きまして、林業課所管分では林業用施設災害復旧にかかわる補助金が98.2%という非常に高率の補助となっていることについての説明を求めました。本案件の対象事業である林道東津野・城川線は奥地幹線林道であるため、災害復旧事業の場合、基本補助率が65%となるそうですが、過去に発生した災害復旧の事業費なども勘案されさらに補助率が上がっている、との答弁がありました。

次に、建設課所管分では、国庫補助の内示額減少に伴う市道改良事業への影響について質疑がありました。近年、補助にかかわる内示率は減少傾

向にあり、総合的な運用の中で路線調整を図っているとのことで、当初予算に計上されていた市道改良事業のうち、国庫補助の内示額減少に伴い本年度事業実施を断念した事業については、次年度に改めて実施するよう検討する、との答弁がありました。

続きまして、下水道課所管分、及び農業委員会所管分では、それぞれ人事異動に伴う職員給与費にかかわる補正予算について報告がありました。

最後に、議案第63号「平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についても、人事異動に伴う職員給与費の繰入金の減額となる旨、説明がありました。

以上、産業建設常任委員会審査報告とします。

平成29年6月22日、産業建設常任委員会委員長宇都宮俊文。

以上でございます。

○議長 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより、議案順に採決を行います。

まず、議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第50号「西予市移住交流体験施設の設置及び管理条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第51号から議案第54号までの4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第51号「西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について」から議案第54号「西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの4件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認めます。よって、議案第51号から議案第54号までの4件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第55号及び議案第56号の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第55号「西予市過疎地域自立促進計画の変更について」及び議案第56号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」の2件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、議案第55号及び議案第56号の2件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第58号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第58号「西予市営土地改良事業の施行について」は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第59号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第59号「平成29年度西予市一般会計補正予算(第2号)」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第60号から議案第65号までの6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第60号「平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」から、議案第65号「平成29年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)」までの6件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第60号から議案第65号までの6件は原案のとおり決定いたしました。

次に、請願第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

請願第2号「国道378号線岩井・田之浜間未改良区間の早期改良のための工区設定を求める請願」については委員長報告のとおり採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、請願第2号は採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

請願第3号「お出かけチケット制度導入についての請願」については、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、請願第3号は採択とすることに決定いたしました。

(日程2)

○議長 次に、日程第2、発議第2号「西予市地域防災体制特別委員会の設置及び付託について」の1件を議題といたします。

お諮りいたします。

本案1件については、11名の委員で構成する西予市地域防災体制特別委員会を設置し、これに付託して審査が終了するまでの継続存置することとし、閉会中においても継続審査することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、本案1件については11名の委員で構成する西予市地域防災体制特別委員会を設置し、これに付託して審査が終了するまで継続存置することとし、閉会中においても継続審査することに決定いたしました。

次に、選任第3号「西予市地域防災体制特別委員会委員の選任について」の1件を議題といたします。

本案1件については、委員会条例第8条第1項の規定により、西予市地域防災体制特別委員会委員に2番信宮徹也君、5番中村一雅君、6番河野清一君、7番佐藤恒夫君、9番竹崎幸仁君、13番菊池純一君、16番兵頭学君、17番小野正昭君、19番森川一義君、20番藤井朝廣君、21番酒井宇之吉君を指名いたします。

ただいま選任されました特別委員会委員の諸君は直ちに委員会を開催の上、委員長、副委員長を互選し、議長へ報告願います。

暫時休憩いたします。(休憩 午後2時40分)

○議長 再開いたします。(再開 午後2時50分)

特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告いたします。

西予市地域防災体制特別委員会委員長に7番佐藤恒夫君、副委員長に9番竹崎幸仁君、以上のとおりであります。

暫時休憩いたします。(休憩 午後2時50分)

○議長 再開いたします。(再開 午後3時05分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました、議案第66号「平成29年度西予市一般会計補正予算(第3号)」、並びに意見書案第1号「国道378号線岩井・田之浜間未改良区間の早期改良を求める意見書(案)の提出について」、並びに「議員派遣の件について」の3件を本日の日程に追加し、追加日程として議題にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、3件を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

(追加)

○議長 追加日程第1、議案第66号「平成29年度西予市一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長 議案第66号「平成29年度西予市一般会計補正予算(第3号)」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、西予市地域雇用促進協議会が国からの委託により実施する、実践型地域雇用創造事業に対して、その事業資金を貸し付けるものであります。

本事業は雇用機会の不足している地域がその地域特性を生かし、創意工夫を凝らして雇用を生み出す取り組みを支援することを目的として、厚生

労働省が取り組んでおり、本市におきましては、同協議会が平成25年度に本事業の採択を受け、平成27年度までの3年間事業を実施してきたところであります。その結果、169人の雇用創出や60種類にも上る需要商品を活用した加工品の開発、商品化など地域経済の活性化に大きな効果を上げているところでございます。協議会では、前回事業終了後も事業検証を行い、その結果を踏まえ、再度本事業の採択を受けるべく準備を進めてまいりましたが、去る6月16日に、平成29年度の第一次採択地域として全国で13地域が決定され、同協議会が提案した事業が採択されました。今後、協議会では国の委託を受け、平成31年度までに累計100名の雇用創出を目指し、雇用関連セミナー、地域特産品を活用した新商品開発等を実施する予定であります。協議会には独自の資金がないため、国からの委託費の支払いがあるまでの事業資金として、市から979万5,000円の無利子貸し付けを行うものであります。なお、貸付金は年度内に同協議会から償還される予定であります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ、979万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、269億9,771万円と定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番小野正昭君。

○17番小野正昭君 先ほどの市長の提案理由の説明の中で出ると、説明がありましたけれども、この事業は全国で13地区ということで、西予市がその中に入ったということでございますけれども、これは私推測しますに、退職された職員、それから部署が変わった職員、それから現所管の職員等の並々ならぬ努力の結果ではないかなと、その間には相当の計画、それに伴う実践等が認められて全国で13地区の中に西予市が入ったと、このことに対しましては、市議会議員は西予市のいわゆる行政のチェックをするのもさることながら、やはりすばらしいことに対してはですね、議会としても心から敬意とご慰労を申し上げたいと思います。ぜひとも頑張っていただくようお願い

いを申し上げまして、また、こういうすばらしい事業でございますので、西予市市民全体に知らせる必要があるのではないかなど、このように私考えますが、どのような方法でPRを考えられておられるのかお伺いをいたします。

○議長 管家市長。

○管家市長 先ほど、小野議員のほうから今回の事業採択につきまして、市担当職員及び西予市地域雇用促進協議会の職員に対するお褒めの言葉をいただきました。まことにありがとうございます。

関係職員のチャレンジ、そして努力がこういう形であらわれて、全国で13カ所という本当にうれしい、そしてまた誇らしさをもてる成果を上げさせていただきました。

今、この事業の実践をどう広報するのかというお話がありましたけれども、西予市の広報、そしてケーブルテレビに行政報告を計画しておりますが、そのような場所を機会をとらえて皆さんに、市民の方にも知っていただく、そういう努力をしてまいりたいと、今考えているところでございます。

本当にお褒めの言葉ありがとうございます。

○議長 ほかにありませんか。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第66号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第66号「平成29年度西予市一般会計補正予算(第3号)」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第66号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長 次に、追加日程第2、意見書案第1号「国道378号線岩井・田之浜間未改良区間の早期改良を求める意見書(案)の提出について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員会委員長宇都宮俊文君。

宇都宮俊文君。

○宇都宮俊文産業建設常任委員長 それでは、提案理由を申し上げます。

国道378号線岩井・田之浜間未改良区間の早期改良を求める意見書(案)の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

西予市明浜町宮野浦岩井地区における国道378号線において、平成28年6月28日に発生した土砂崩れは、地区住民に大きな影響を及ぼしました。このような状況を受けて、昨年12月定例会では、地元から早期改良を求める陳情書が提出され、本市議会で採択という結論が出されているところです。しかしながら、今後も大雨のたびにこのような事態に陥る可能性があり、今後発生が予測されている南海トラフ巨大地震に対する懸念も大きく、この場合、揺れによる道路への影響が大変危惧されているところです。

また、原子力災害発生時には、本国道が唯一の避難経路となるため、大雨や地震の揺れによる土砂崩壊等が発生した場合、避難できない恐れも出てまいります。よって、工区設定を行い、早急な改良を実現していただくよう、意見書を地方自治法第99条の規定に基づき提出するものであります。意見書はお手元に配付のとおりであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第1号「国道378号線岩井・田之浜間未改良区間の早期改良を求める意見書(案)の提出について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長 次に、追加日程第3、「議員派遣の件について」を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配信いたしております本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認めます。よって「議員派遣の件について」は、本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任を願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で、全日程を終了いたしました。

管家市長より閉会の挨拶があります。

管家市長。

○管家市長 平成29年第2回西予市議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月2日に開会しました本定例会も本日が最終日となりました。21日間の会期中、新しい議会体制のもとで、議員各位には本議会及び各常任委員会におきまして上程いたしました案件について慎重なご審議を賜り、補正予算を初め条例の改正など重要な案件につきまして、いずれも原案とおりの可決またはご承認いただきました。ここに衷心より厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、うれしいニュースが入ってま

いりました。国の文化審議会が西予市宇和町岩木と八幡浜市釜倉を結ぶ八幡浜街道笠置峠越を国の史跡に決定するよう、文部科学大臣に答申されました。これにより、西予市で第1号の国指定の史跡が誕生することになりました。この笠置峠越の道は室町時代から両地域を結び、江戸時代には宇和島藩の参勤交代に利用され、特に西予市側には遍路墓などのほか、道にまつわる逸話も多く残されています。峠にはジオサイトでもある笠置峠古墳もあり、地域の皆様には古墳とともに道の維持管理等に長年ご尽力をいただいているところであり、今後におきましても、八幡浜市と連携して笠置峠越えの道や周辺の文化財の保存、活用に努め、地域活性化につなげてまいりたいと考えております。

さて、本日で2017愛顔つなぐえひめ国体の開会まで残り100日となりました。先週末の17日、18日の土曜、日曜には100日前イベントとして宇和球場におきまして、えひめ国体の愛媛県選手団ソフトボール成年女子の主力選手が多く所属している伊予銀行女子ソフトボール部と日本文理大学ソフトボール部との練習試合や、小中学生を対象としたソフトボール教室を開催したところでございます。日本のトップレベルのプレーを目の当たりにし、また一流の技術を学ぶことにより、来る国体開催への関心が高まるとともに、本番での熱戦を大いに期待するものとなりました。

また、オリンピックの聖火に当たる国体炬火採火イベントをそれぞれ5つの町で開催し、5つの火を一つにまとめる集火式を、来る8月19日土曜日に宇和球場において開催することといたしております。そして、直前の9月を愛顔つなぐえひめ国体清掃強化月間と定め、競技会場周辺や幹線道路の清掃、環境美化活動や市内小中学校で育てた花プランターの設置、歓迎旗の取り付け作業等を各種団体やそれぞれの地域で行っていただき、オール西予で取り組む機運を加速させるとともに、西予市の魅力を広く発信し、西予市大会の成功につなげていきたいと考えております。

市民の皆様を初め、議員各位の格別のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、西予市の豊かな地域資源の一つに、昭和60年に環境省が制定した名水100選の観音水があります。

このたび、名水を通じて水環境の保全の推進と、水質保全意識の高揚を図ることを目的とした第31回全国水環境保全市町村連絡協議会全国大会及び、全国名水シンポジウム、名水サミットイン西予を、来る7月15日土曜日に愛媛県歴史文化博物館において開催をいたします。名水シンポジウムには水にかかわるさまざまな思いとともに、先人の努力による水の恩恵、また、今を生きる私たちの責務として、次の世代にバトンタッチするための努力など、市民の皆様とともに考え、その実行を誓うための会にしたいと考えております。

市民の皆様を初め、議員各位の多数のご参加をお願い申し上げます。

これから、梅雨が本格化し、うっとうしい日々が続きますが、議員各位におかれましては、健康に十分にご留意いただき、市政推進にご尽力を賜りますようお願いを申し上げます、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長 これをもって、平成29年第2回西予市議会定例会を閉会といたします。

ご苦勞さまでした。

閉会 午後3時29分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会 議長

同 議員

同 議員

平成29年第2回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 50号	西予市移住交流体験施設の設置及び管理条例制定について	29.6.22	原案可決
議案第 51号	西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について	29.6.22	原案可決
議案第 52号	西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について	29.6.22	原案可決
議案第 53号	西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	29.6.22	原案可決
議案第 54号	西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	29.6.22	原案可決
議案第 55号	西予市過疎地域自立促進計画の変更について	29.6.22	原案可決
議案第 56号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について	29.6.22	原案可決
議案第 57号	西予市農業委員会委員の任命について	29.6.2	原案同意
議案第 58号	西予市営土地改良事業の施行について	29.6.22	原案可決
議案第 59号	平成29年度西予市一般会計補正予算(第2号)	29.6.22	原案可決
議案第 60号	平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	29.6.22	原案可決
議案第 61号	平成29年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	29.6.22	原案可決
議案第 62号	平成29年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)	29.6.22	原案可決
議案第 63号	平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	29.6.22	原案可決
議案第 64号	平成29年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	29.6.22	原案可決
議案第 65号	平成29年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)	29.6.22	原案可決
議案第 66号	平成29年度西予市一般会計補正予算(第3号)	29.6.22	原案可決
報告第 1号	平成28年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について	29.6.2	承認
報告第 2号	平成28年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	29.6.2	承認
報告第 3号	平成28年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	29.6.2	承認
報告第 4号	平成28年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	29.6.2	承認

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
報告第 5号	平成28年度西予市病院事業会計予算繰越計算書の報告について	29.6.2	承認
報告第 6号	平成28年度西予市野村介護老人保健施設事業会計継続費繰越計算書の報告について	29.6.2	承認
報告第 7号	専決処分事項の報告について	29.6.2	報告
請願第 2号	国道378号線岩井・田之浜間未改良区間の早期改良のための工区設定を求める請願	29.6.22	採択
請願第 3号	お出かけチケット制度導入についての請願	29.6.22	採択
発議第 2号	西予市地域防災体制特別委員会の設置及び付託について	29.6.22	原案可決
選任第 3号	西予市地域防災体制特別委員会委員の選任について	29.6.22	議長指名
意見書案第1号	国道378号線岩井・田之浜間未改良区間の早期改良を求める意見書(案)の提出について	29.6.22	原案可決
	議員派遣の件について	29.6.22	承認
【西予市地域防災体制特別委員会】 ◎委員長 ○副委員長			
◎佐藤 恒夫 ○竹崎 幸仁 信宮 徹也 中村 一雅 河野 清一			
菊池 純一 兵頭 学 小野 正昭 森川 一義 藤井 朝廣			
酒井 宇之吉			